

第百五十三回国
参議院外交防衛委員会會議録第六号

平成十三年十一月八日(木曜日)

午前九時開会

委員の異動

十一月八日

辞任

海野 徹君

補欠選任

小川 勝也君

出席者は左のとおり。

委員長

武見 敏三君

理事

山本 一太郎君

吉村 剛太郎君

木俣 佳文君

山口 那津男君

小泉 親司君

委員

河本 英典君

月原 茂晴君

福島 啓史郎君

舩添 要一君

森山 裕君

矢野 哲朗君

小川 勝也君

佐藤 道夫君

齋藤 勁君

広中和歌子君

遠山 清彦君

吉岡 吉典君

大田 昌秀君

田村 秀昭君

国務大臣

法務大臣

外務大臣

国務大臣

(防衛庁長官)

森山 眞弓君

田中眞紀子君

中谷 元君

副大臣

防衛庁副長官

外務副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第一部長

人事官

人事院事務総局人材局長

内閣府大臣官房審議官

内閣府国際平和協力本部事務局

警察庁警備局長

防衛庁防衛局長

防衛庁運用局長

防衛庁人事教育局長

防衛施設庁長官

総務大臣官房審議官

法務省刑事局長

公安調査庁長官

外務大臣官房長

外務大臣官房審議官

外務大臣官房領事移住部長

外務省総合外交政策局長

外務省アジア大洋州局長

萩山 教嚴君

杉浦 正健君

櫻川 明巧君

柴田 雅人君

村田 保史君

阪田 雅裕君

佐藤 壮郎君

藤原 恒夫君

山本信一郎君

林 梓君

漆間 巖君

首藤 新悟君

北原 巖男君

柳澤 協二君

伊藤 康成君

戸谷 好秀君

古田 佑紀君

書上由紀夫君

小町 恭土君

林 景一君

小野 正昭君

谷内正太郎君

田中 均君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件(内閣提出、衆議院送付)

○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外交、防衛等に関する調査

(外務省人事及び機密費に関する件)

(北方領土交渉に関する件)

(テロ対策特措法の基本計画に関する件)

(日本提案の核廃絶決議案に関する件)

(厚木基地の航空機騒音等に関する件)

(PKOに関する件)

(自衛隊の海外派遣に関する件)

(駐留軍用地特措法に関する件)

(沖縄米軍基地に関する件)

(集団的自衛権に関する件)

○委員長(武見敏三君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、海野徹君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君が選任されました。

○委員長(武見敏三君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

現在、本委員会に付託されている条約及び法律案の審査並びに外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官村田保史君、内閣法制局第一部長阪田雅裕君、内閣府大臣官房審議官山本信一郎君、内閣府国際平和協力本部事務局長林梓君、警察庁警備局長漆間巖君、防衛庁防衛局長首藤新悟君、防衛庁運用局長北原巖男君、防衛施設庁長官伊藤康成君、法務省刑事局長古田佑紀君、公安調査庁長官書上由紀夫君、外務大臣官房長小町恭土君、外務大臣官房審議官林景一君、外務大臣官房領事移住部長小野正昭君、外務省総合外交政策局長谷内正太郎君、外務省アジア大洋州局長田中均君、外務省北米局長藤崎一郎君、外務省中東アフリカ局長重家俊範君、外務省国際情報局長今井正君、厚生労働省職業安定局長澤田陽太郎君、国土交通省総合政策局長伊藤鎮樹君

○委員長(武見敏三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武見敏三君) テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を一括して議題といたします。

両案件の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○広中和歌子君 おはようございます。民主党の広中和歌子でございます。

きょう、略称爆弾テロ防止に関する条約とそれから爆弾テロ防止条約関連関係法律整備法案、この二つについて御質問させていただきます。

もう既に衆議院ではこれが全会一致で可決されたという法律でございますけれども、しかしながら素人ではございますけれども、この件に関して素人ではございますが、いろいろ勉強させていただき、質問させていただきます。

二十世紀というのは戦争の世紀というふうに言われておりますけれども、二つの世界大戦、そしてその後の冷戦、冷戦のさなかに世界各地でさまざまな、大小そして長短はございますけれども地域戦争が起こった。しかも、その間をテロが多発した。そういう中で、国際社会としてはテロ防止に関する条約を数々つくってきたわけでございますけれども、今回の法律は、我が国としては、一九九七年に作成された法律に対して署名が九八年四月、そしてまだ締結がされていない、そういう状況にあるわけでございます。

このテロ防止に関する十二の法律、条約があるわけでございますけれども、こうした条約の意義について、まず外務大臣、お答えいただければと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 意義につきましては、それぞれの十二の条約がございまして、もちろんそうした必要性があるからでございますけれども、簡単に申しますれば、ですが、その中でも幾つかにつきましては国会提出がございまして、今回の九月十一日のテロがございまして、その中で早めて審議をしていただかなければいけないというような事情になったことも率直に認めなければならぬというふうに思っております。

国際社会は国際的なテロリズムと戦うために、テロ防止の関連条約の作成に当たりまして、テロリストの定義というものを設けることなく、典型的ないわゆるテロ行為というものに該当する一定の行為類型といえますか、それにつきまして、これを犯罪として処罰のための法的枠組みを設定する

ということの対応を着実に積み重ねてきております。

その中で、少し積み残しといえますか、それがあつたということについても率直に認めたいというふうに思います。

○広中和歌子君 この法律、署名をしてから、何ですか、作成されてから三年が経過したというその理由についてはどうということなんでございましょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 爆弾テロ防止条約についてでございますね。

○広中和歌子君 はい、そうです。

○国務大臣(田中眞紀子君) それにつきまして、現在、G8の中でもこれを締結しておりますのはイギリスとフランスとロシアの三カ国だけでございまして、であるから、のんびりしていただけては決まらざるを得ないわけでございます。この条約が五月に発効したことに、かんがみまして、G8の諸国の中の動向というものにも留意をいたしております。

そして、実質的には次期通常国会にこの条約を提出することを念頭に置きまして作業を進めてきております。そして、先ほど申しましたように、今回の九月十一日のテロ事件というものがございまして、作業を一層加速化させているということでございます。今、臨時国会に提出する運びとなりました。

そして、三項目といたしましては、九八年の四月の十七日にこの条約に署名を行いまして、その後、これを実施するための国内法について関係省庁間で鋭意検討作業を行ってきております。

○広中和歌子君 いただいた資料で、作成日・発効日、我が国の署名日、我が国の締結日ということと十二の法案のリストがあるわけでございますけれども、ここで気がついたことですが、十二の法案のうち七本、我が国は署名をしていないんですね。そういう理由というのは何なんでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 七本でございますけれども、これが国際的に発効した後には日本が署名

したものでございますけれども、具体的に申し上げますと、民間航空不法行為の防止条約、モントリオール条約と言われておりますもの。それから、もう一つモントリオールの議定書というものがございまして、空港の不法行為防止議定書であります。三つ目が国家の代表等犯罪防止処罰条約です。四つ目は核物質の防護条約。五つ目が海洋航行不法行為防止条約。六つ目が大陸棚のプラットフォーム不法行為防止議定書。そして、最後がプラスチック爆弾探知条約でございます。

こういうものがございまして、九月のその先ほどのテロの話でございますが、これはもう人類に対する極めて卑劣な行為でございまして、国際社会が一致団結して断固として強い決意を持って取り組むべきものであるということは今さら申し上げるまでもございせん。

そして、こうしたテロの重要性というものに、テロ対策ですけれども、テロ対策の重要性ということに、かんがみまして、テロ防止関連条約の締結促進に向けた国際社会との協力、及びG8ですけれども、その場を利用した呼びかけを行っております。

そして、所要の国内法の整備を行う必要がある場合もございまして、御指摘も踏まえまして、政府は、そのための関係省庁間、これはやっぱり縦割りになっておりまして、それが今回加速化かなかなかできなかったという一因でもあるというふうに住じますけれども、関係省庁間での検討作業を速速なきよう期して関連する条約を可能な限り早期に締結するように今努力中でございます。

○広中和歌子君 私の御質問したことは、署名をしていないということ、そして締結をした場合でも非常に年月がたつていいるものが多いわけでございますけれども、こういう事例から見ますと、我が国はこうした国際条約に対して積極的に動いていないのではないかと印象を持つわけでございまして、外務大臣、数カ月前に外務大臣になられたばかりなので過去のことは責任がないわけ

ございましてけれども、外務大臣として、日本のリーダーシップです、ね、こういう国際条約に対して積極的に署名し、そしてできるだけ早くその締結をしていくという、これまでの外務省の態度についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 国内法との関連がいろいろございまして、技術的な、テクニカルな面できまして国内法の整備との整合性というふうなことに手間取っていたということ。それから、先ほどから申し上げておりますように、省庁間の調整ですとかそういうふうなことで時間がかかっていると思っております。やはり常日ごろ、備えあれば憂いなしということをよく総理がおっしゃっていらっしゃいますけれども、既に署名したものにございまして見直しをするとか、それから、委員御指摘のように、先を見通して必要なものにつきましては内閣主導で、小泉内閣だけではございせんけれども、そうした危機管理といえますか意思を持ってやってきていけばもっと速やかに、こうしたテロにいたしまして、また今後どういことが起こるか予測がつかまないので、そうした国際間の問題についてやっぱり外交的な意識というものを高く持つてきていけばよかったし、今後持つように心がけたく存じます。

○広中和歌子君 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、国内法にいたしましても条約にいたしましても、それが効果を持たなければならぬわけでございます。さまざまなこうした個別の条約がテロに関してございまして、テロは依然として起こっている。特に、今度のニューヨークを中心として起こった、アメリカで起こった同時多発テロ、これに関しても予防する、プリベントできなかった、防止することができなかったということで、条約の限界あるいは国内法が整備されたとしてもその限界というものはあるのではないかと、これを素人ながら考えるわけでございますけれども、この条約が結ばれたことによってどのような効果があったのか、あるいは

この条約がなければとテロがふえたのだというような考え方もあるのかもしれないけれども、一向にテロは減っていないという点に就いてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは、私はこの夏にG8に参りましたとき、それからそのほかの国際会議に出ましたに際して、紛争予防、これをどうするべきかということが必ずテーマとして挙がっております。

今おっしゃったような法整備は、条約なり法律なり、今ここに法務大臣もいらつしやいますけれども、法律も大事ですけれども、その法律以前の段階として紛争予防をそれぞれの国、国家なりあるいは団体とかあると思いますけれども、民も官も自分の問題として、事が大きくならないように、あるいは発生する前からそうした話し合いといいますか、それから法律を離れて人間社会の努力といいますか、お互いの紛争が起らないようにする、理解を深めるといいますか、よく言われている文明の衝突、そんな大きなものではなくても、紛争、衝突が発生しないような、そこまで至らないような努力、そういう心がけがやはり政治家も家がありますけれども、そのように考えております。

○広中和歌子君 この条約に伴って国内法の整備がいろいろ求められているということで、新しい爆弾テロ防止条約関係法律整備法案というのができたわけでございますが、この国内法はどのような点において意義があるかということ、法務大臣、お話しただけだと思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 国内法全体についてという御趣旨でございましょうか。

○広中和歌子君 はい、そうです。結構です。

○国務大臣(森山眞弓君) 条約を批准いたしますときには日本の場合は非常にまじめに考えておりまして、日本の国内の法律がその条約の言うところをきちんと実際に実効を上げることができるかどうかということ、これを点検をするというのが

今までの習慣でございまして。

関係の法律、関係ありそうと思われる法律を、たくさんありますものを全部点検いたしまして、このたびようやくまとめたものをここへお出ししたわけでございまして、爆発物取締罰則、生物兵器禁止法等関係の七法律、七つあるわけでございまして、全部申し上げると細かくなり過ぎますでしょうか。

それらを改正いたしましたので、第一に、生物兵器及び毒素兵器の使用罪、生物剤、毒素及び毒性物質の発散罪等の罰則規定を新しく新設したわけでございまして。また第二に、核燃料物質をみだりに取り扱うことによる放射線の発散罪等について、その対象物質を特定の核燃料物質から核燃料物質全般及び核燃料物質によって汚染されたものに拡大いたしました。第三に、放射性同位元素を装備している機器等をみだりに操作すること等による放射線の発散罪について、人の財産に危険を生じさせた場合にも拡大いたしました。第四に、所要の国外犯処罰規定の追加などの改正を行おうとするものでございまして。

○広中和歌子君 一つは国外犯にも広がったということ、そして生物剤、毒素の発散にかかわる罪などの処罰を重くしたということに意義があるのではないかと思いますけれども、こうしたテロ行為というのはどちらかというと確信犯だろうと思ひます。ですから、罰則を重くしたからといって、そして国外犯も世界各国協力して犯人を捕らえることができるというようにしたことは進歩だろうとは思ひます。果たして効果があらるかということについてはどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほど外務大臣もお答えになりましたように、条約があればすべて解決するわけではないとおっしゃいましたし、法律も同様だと思ひます。

しかし、何もそういうルールがないというのに比べましたら、やっぱりぎりぎり最小限のところの歯どめは必要でありましようし、その前に、国

民あるいは世界の人々全部が平和なうちに穏やかに話して合つて事を解決するというふうになんが思うようにならないか、それは基本的には全部解決するわけにはいかない。それは残念ながら認めざるを得ないと思ひますが、法律の役目、果たすべき役目だけはしっかりとしておこうというのが趣旨でございまして。

○広中和歌子君 今回の同時多発テロの後、アメリカはアフガニスタンに対して首謀者とされるオサマ・ビンラディン氏の引き渡しを求め、しかし拒否されたわけですね。アメリカもアフガニスタンも、ハーグ条約というんですか、このテロ防止条約の中の一つ、ハイジャック防止に関する条約に署名もし、そして締結もしているわけですね。しかしながら、引き渡しがされていないということがあつて。

つまり、条約があつても履行されるかどうかという問題について、本当に複雑だろうと。もちろん、私はなくてもあつても同じと言つてもいいかもしれませんが、こういうように実行されないようなケースというのが非常に、これはたまたま一つの例なのかもしれませんが、テロといふ非常に複雑な種類の犯罪に関してはそう一本縄ではいかないようなそういう印象を持ちます。

○国務大臣(田中眞紀子君) それぞれの事案によつてケース・バイ・ケースの理由があるというふうに思ひますけれども、政治的な残念ながら駆け引きでありますとか、それから何か法律的な枠組みといふか制限といふか、不備であつたために引き渡されないケース、それらがいろいろ相まつているというふうに思ひますけれども、より具体的な説明が必要でございましたら参考人から御答弁を申し上げますが、よろしゅうございませうか。

○政府参考人(林景一君) 先ほど冒頭に大臣からもちよつとお話しございましたとおり、このテロの関係の国際条約というのは、今十二本作成されておりますけれども、これは、日本が入りますと

十一本目でございますが、この考え方というのは、まさに典型的なテロ行為に該当する一定の行為類型を犯罪として、その処罰のための法的枠組みを設定することを国際社会のできるだけ多数の国がやつていこう、そういうことによつてテロ対策における国際協力の輪を広げることとございまして。

御指摘のように、じゃそういう条約の中で、犯罪とされた行為について締約国は訴追しない引き渡しの義務を一般的に負うわけでございましてけれども、引き渡し義務を履行しないという例が、それはあり得るわけでございまして、であるから意義がないのかというところ、そこはそういうことではないんではないかなと。

まず、それは少なくともこういう一定の行為類型について、これは犯罪だというふうに、いわば法規範といひますか、として世界じゅうの非常に多数の国が受け入れるということがございまして。例えば、この爆弾テロの条約については実はまだ二十九カ国でございましてけれども、御指摘のハーグ条約のような場合ですと、世界の百七十四カ国もの、いわばもう大多数の国が参加しているわけでございまして。こういう条約については重要な義務の違反といふものが起ります場合には、当然のことながら国際社会の非常に強い非難を受けるということになりますし、場合によつては、それは安保理の制裁というふうなことであり得るわけでございまして。

そういう意味での不利益をこうむるようなことがございまして、やはり道義的にも非常に受け身の立場に置かれるということとございまして、そういう意味で、普通の国の間ではやはり義務の履行が期待される、そのことによつてそのテロ犯罪といふものが抑止される、あるいはその起こつたものについての取り締まりが強化されるというふうなことで意義があるのではないかと、いふに考えております。

○広中和歌子君 どうもありがとうございまして。

要するに、起こってからどうするかという問題よりも、起こる前にどうするか。つまり、未然防止ということが非常に大変大切だろうと思えますけれども、例えば我が国ではサリン事件というのが起こって、そしてあのサリン法というのができましたよね。例えばこのサリン法ができたために、この前起こったサリン事件のようなことが再び起こらないというようなことは警察としては断言できるのでしょうか。

○政府参考人(漆間蔵君) サリン法はできましたけれども、そのサリン法ができた結果、いろいろな化学物質に関して、その管理に際してきちっと届け出をするとか、そういう義務づけはされております。これをきちっと履行していただいているうちにチェックするシステムはできたわけでございしますが、ただ、これによって化学テロが起きないかと言われますと、我々としては起きないようにいろいろな対策を講じたいと思っておりますけれども、全く起きないということはこの場では申し上げることはできません。

○広中和歌子君 テロ、こういうところから起こってくるのかかわらないわけですが、まず薬物ですね、毒物というんでしょうか毒物、そして、今度の法律では核とそれから化学物質、そして生物剤と、そういうものが対象になって、日本の、我が国の国内法でもそういうものを取り締まろうということがされるわけでございますけれども、そういうものを使っているところ、管理しているところ、大学等研究室、いろいろあると思うのでございますけれども、その管理方法については、これまでとしまして今後、これまではどういう方向でやってきたのか、そしてこれからどういう方向に変わっていくのか、そういう対応についての変化があれば教えていただきたいと思えます。

○委員長(武見敬三君) どの担当者にお聞きになりますか。
○広中和歌子君 これは文部科学省の担当であるのかもしれないけれども、どなたかお願いしたい

はずなんですけれども。

○委員長(武見敬三君) 特定してください。

○広中和歌子君 担当の方はわかりませんけれども、大勢の方にいらしていただいているので、どなたか答えていただけるんじゃないかと思えます。

○政府参考人(古田佑紀君) 生物剤あるいはいろいろな化学物質、この管理を直接私どもの方からお答え申し上げるのはいかがかと存じますけれども、例えば生物剤につきましても、これは今御指摘のとおり、それぞれの目的に応じまして、文部科学省あるいは厚生労働省、農林省その他関係省庁多岐にわたって、それぞれの目的に応じましていろいろな管理体制、こういうようなものをきちっとするということでもこれまで行われてきたように承知しておりますし、特に現在のような生物剤の悪用、あるいは先ほど御指摘がありましたような、サリンのような化学物質の悪用と、こういうような事態が現実化してまいりますれば、当然ながらそういう面についての、実際の取り扱っておられるところの管理体制とか、そういうものもきちっと整備されていくというふうに今私どもとしては考えているところでございます。

○広中和歌子君 これまで予想がつかないような犯罪というのを犯人たちは考え出すだろうと思えますけれども、ですからこれまでの縦割りの行政ではできないと、つまり横の連絡をとりながらこういったテロ犯罪に対して対応しなければならぬいんではないかと思えますけれども、これからの取り組みについて、特にテロが発生した場合と、それから発生する前と後についてどのような体制がとられるのか、それについて教えていただきたいと思えます。これまでどういうことをやっていらしたのか、そしてこれからどういう取り組みをしなければならぬと思っておりますのか。生物兵器への対処に関する懇談会報告というのがあります。要するにまだ本格的な研究は行われていないし、生物剤に対する検知、防護等の能力は欠落または未検証の状況にあると報告されているというふうに言われているのでございますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(北原巖男君) お答え申し上げます。ただいま先生御指摘の生物兵器への対処に関する懇談会の報告書、これはことしの四月に防衛庁長官に提出されたものでございますが、一年前に防衛庁といたしましても、この生物兵器というものが大変安価かつ製造が容易ということで、その移転、拡散が喫緊の課題になっているといった認識に基づきまして、特に医療分野を中心とした学識経験の方々から専門的観点から提言を得るといった観点でお願いをしたものでございます。

先生御指摘のように、その中で、まだまだこれから整備をしていく必要があるといったことが十項目にわたって指摘をされております。これを受けて、防衛庁といたしましても、現在、四月に報告を受けまして、五月に防衛庁の中に生物兵器対処に係る連絡会議を設置いたしましたして、生物兵器対処の体制整備について現在鋭意検討をしているところでございまして、私どももいたしましては、この検討をことしの十二月にはまとめたというところで、今、急いでいたしますか、慎重かつ急いで作業を進めているところであります。この作業の中で、いろいろ懇談会でも御指摘をいただいたようなさまざまな検討を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、私どもこの会議での検討を早く取りまとめましてやっていくことが、生物剤によるテロが起きた場合の私ども自衛隊の部隊運用のあり方に大変資するものと考えておりまして、今、我々もいたしましてはこうした作業を鋭意進めているところでございます。

また、これにあわせて、現下の炭疽菌その他の事象が発生しておりますので、私どももいたしましては補正予算でもいろいろ前倒しして体制の整備等に全力を尽くしていきたいと、そのよう

なまた努力をしているところでございます。
○広中和歌子君 想像力を働かせながらシミュレーションをぜひしていただきたいと思うんですが、今度は、テロが実際に起こった場合、この前のサリン事件もそうですし、炭疽菌事件、日本に発生しなければいいと思えますけれども、そういった事故、それから原子力発電所等原子力に絡む事故、テロじゃなくても事故が起こった場合、そうした場合にこれまでの、一元的には、警察あるいは消防が対応するんだらうと思えますけれども、それだけでは対応し切れないようなこともあるんじゃないかと思えますが、消防、警察、自衛隊の連携というのはどういふふうになっているんでしょうか。

そのことは非常に大切だろうと思えます。政府全体としての体系づくりをぜひお考えいただきたいと思えますが、どういふ体制が組まれようとしているのか、ぜひ教えていただきたいと思えます。○国務大臣(中谷元君) 御指摘のように、防衛庁、また警察機関、消防の連携は大変重要だということに思っております。そういう意味で、ちょうど本日でありまして、夕刻、官邸でNBC対策関係閣僚会議が開かれまして、そういった事態における省庁間の連携、連絡、対処等を緊密に強化していくということ、政府全体の連携体制のより一層の強化という対策が図られております。

また、警察との連携関係も、治安出動に関する出動の要件につきましてかねてから協定等を通じて、中央のレベル、また現場レベルでの相互の連絡調整を迅速にできるための処置を行っておりますし、また、いざ治安出動の場合の閣議決定の要領等につきましても、迅速に閣議決定がなされるように、今般、内閣において申し合わせ等を行っております。警察並びに消防等と相互に協力しつつ、救援活動が迅速に行うことができる体制づくりに努力をいたしております。
○広中和歌子君 今おっしゃった……
○政府参考人(北原巖男君) 済みません、一つ付言をさせていただきます。

今、大臣が御答弁しましたとおりでございますが、それに加えて、治安出動にいかない状況のもとでのいわゆる災害派遣出動といった段階でも警察庁との間で平成八年に協定を結んでおります。さらにまた、消防庁との間でも同種の協定を結び、連携を密にし、遺漏なきを期していくというところで今やっております。

○広中和歌子君 大変いい御指摘だろうと思いますが、テロかテロでないかということも当初はわからないわけでございますから、ともかく事件が起こったときにいち早くそうした協力体制ができるという、そういうシミュレーションをしておくことは非常に大切だろうと思います。

それから、最初、防衛庁長官がおっしゃったNBCというのは、核と生物剤と化学兵器、化学物質ですね、毒性のある。ありがとうございました。それから、これまでの国内法で、何でしたっけ、現行の原子炉等規制法では特定核燃料物質以外の、人々の生命、身体等に危険な核物質が対象になつていないということ、この法律で、放射線、放射性物質を発散する兵器または装置が加えられたということでございますけれども、そういう中で劣化ウランも今回の法律の対象に含まれることになったということが報告されているわけですが、前回、前々回だったか、私は劣化ウランについて防衛庁長官にお尋ねしたことがございます。劣化ウラン弾というものです、劣化ウラン弾というのは今回の法律とどのようなかわりがあるのかということでございます。

自衛隊は劣化ウラン弾は所持していないとさっぱりとおっしゃったわけで、それでは在日米軍はどうかというふうにならねて私が伺いたいとしたところ、調べてみるとおっしゃって、それとどまっているわけでございますけれども、仮にアメリカがそれを所持しているとしたらば、これはどういう扱いになるのでしょうか。核兵器になるのでしょうか。それとも非核兵器なんのでしょうか。○委員長(武見敏三君) どの閣僚がお答えになりますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 前回の広中先生からお尋ねでも劣化ウラン弾のことが大変御熱心でございましたし、またそれに関する御本もたしかアメリカからのものをちようだいいたしまして、全部は読み切れませんでしたけれども、拝見させていただきまして。

その関連のお尋ねというふうに思いますけれども、今回、アメリカの方への問い合わせにつきましては、劣化ウラン弾の管理に今後とも万全を期するようにということの申し入れはかつてもしておりますが、今回、十月の十日に北米局の審議官から在京米大使館の政務担当の公使に対して申し入れを行いました。

そして、アメリカ側から、その十月十日に、弾薬の具体的な保管場所や数量等については軍の運用にかかわる問題でもあり、また施設及び区域の保安上の要請もありまして公表しないとの基本方針を有しているという従来からのお返事がございました。

これは前も、共産党さんの小泉先生からも前回お尋ねがありまして、今いらつしやしませんけれども、大変御関心があるので、私もまたこの国会が始まると多分お尋ねがあると思ひまして、事務方、おしりをはたきましてお願いした結果が、結果的にはこういうふうな結論でございますけれども、劣化ウラン弾が厳重な管理基準のもとに安全な場所管理をされていると、そしてその安全管理、確保というものに万全を期しているのだという説明を受けて今来ております。これが今一番直近のお返事でございます。

○広中和歌子君 核兵器とは考えられないんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) いわゆる核兵器ではございません。

○広中和歌子君 ということは、核の持ち込みということには当たらないと、そういうことでいいですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 当たりません。

○広中和歌子君 ありがとうございました。

では、条約に関してはこれくらいにいたしまして、少し幅広く現在の国際情勢について伺いたいと思います。特に、今アフガニスタンで行われている空爆とそれに付随するところのさまざまな問題でございます。

私は飢餓議員連盟という議員連盟の事務局長をしていてという関係で、関係もあつて、国際機関、WFPとかそれからユニセフとかいろいろ国際機関からお訪ねをいただいて陳情を受けるわけでございますけれども、WFPの御報告によりますと、今アフガニスタンでは既に難民の数、既にこれまでの戦争によつて難民の数が、パキスタン側では二百万人、それからイラン側では百五十万人いるということでございます。これ以上パキスタンにしてもイランにしても難民を受け入れられないということ、この国境を閉鎖しているということ、でございますけれども、これから難民の数というのは今後どのくらいにふえるというふうに予想しているらつしやいますでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 難民の問題は、私もこの前も、今御指摘のありましたパキスタン並びにイランの外務大臣とか関係の方たちとお目にかかったりしますときに数字を伺っておりますけれども、確実に何人ということは把握はなさっておりません。それからまた、日に日に、流動的なことでもございますから、それはやむを得ないというふうに思いますけれども。

現在の難民の、アフガニスタンの場合ですけれども、この規模でございますと、十一月六日にUNHCRが発表いたしました数字によりますと、パキスタンに流入しているアフガン難民というのは十三万五千人に上るといふに言われております。そしてまた、イラン、タジキスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタンですけれども、そちらへの流入は、流出はほとんどないというふう聞いております。

○広中和歌子君 それは新規でございますよね。

○国務大臣(田中眞紀子君) はい、そうです。

○広中和歌子君 新規に受け入れるには、どなた

がおつしやったのかともかく、パキスタン側のトップの方、ムシャラフ大統領なのかそれに近い方なのか、CNNテレビで、私自身は確認していないんですけれども、一人百ドルというのは、これ一月なのか数字はよくわからないんですけれども、ともかく地獄のさても金次第という感じが、やはり難民を受け入れるには非常にお金がかかるということ、指摘していらつしやるんではないかと思うんですけれども。

日本がアメリカを後方から支援するといったときに難民支援ということは大きなテーマになつてくると思ふんですが、日本はどれだけの難民受け入れを、金銭面で、資金面でどのような見積もりというのか、覚悟をしていらつしやるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 資金面のことということはまた閣内でトータルで総理や財務大臣とも御相談をしなければなりませんし、今、正確なことは申し上げかねますけれども、ただ、今おつしやった一人引きを受けるに当たつて百ドルかかるというふうな報道を、CNNとおつしやいましたか、おつしやっておられましたけれども、これは十月にUNHCRのルベルスという弁務官がおりまして、この方は大体一人につき年間四十米ドル以下の予算での活動が可能になつていんだというふうな数字を示しておられます。

ただ、お尋ねの日本でのぐらゐの予算枠があるかにつきましては、何でしたらもう一回正確に調べてからお答えを申し上げた方がよろしいかというふうに思います。

○広中和歌子君 WFPの方たちとの話し合いの中でなんですけれども、WFPにいたしてもそれからユニセフにいたしても、これまでも難民とか飢餓問題についていろいろ経験があると、実績があるというふうなことを言っているらつしやいました。そして、これ以上の難民を発生させないように、つまり現地にどまらつてもらつて、そして難民化しないような支援というのが非常に

大切だということを言っていたわけです。彼らはアフガニスタンの国内に入っていくルートを持っているということなんですけれども、今、空爆が始まっている。そういう現状の中でどういふふうにかこの支援を続行できるかというのが問題であらうと思います。

私も、難民となって出てくるよりは、現地にどまっても、そして生活が続ける、農業を続ける、そのほか商売を続けられる方がよっぽどいいと思いますけれども、しかしそのような方向が非常に難しいといったときに、二つの方法が考えられるんじゃないかと思っています。

一つは、こんなこと可能であるということと実際にできるかどうかは別ですけれども、日本がアメリカと連携をとりながら、安全な地域、空爆が行われない地域というものの情報を、ちよつと不可能かもしれないけれども得て、そして彼らにエスコートできるといふこと。あるいは、自衛隊がこういう国連機関とともにそういう支援に当たるといふこと、警備も含めまして。そういうようなこともあり得るんじゃないかと頭で想像しているわけですが、いさすけれども、その可能性についてコメントをいただければと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 大変、今、広中先生のおっしゃったことは重要なことで、現実を直視しながら、まずこの空爆のある中で何ができるかということと真剣に考えられた結果、今二つのことをおっしゃっているというふうに思います。

それを実現するためにも、ちよつと前段がございまして、それだけではなくて、まず輸送のルートとかあらゆることを考えなければいけませんけれども、あの地域が地政学上非常に厳しいところと、七千メートル級の山が九つもあったり、そして、この間も黒柳徹子さんが、私の私的な懇談会にいらしたメンバーに入っていてくださいます、あの方はユニセフ大使で、アフガンに、その地に何度も以前からいらしたことがありになりました。そうした輸送とか、今まさしく委員がおっしゃったような、日本とアメリカが協力して安全

地域へエスコートするとか、あるいは自衛隊が参画することについて、まずルートの確保というのがない。

特に、今これから雪が降ってくるということはしよつちゅう国会で、衆参で、あらゆる委員会で行われておりますけれども、この間おっしゃったのは、たしか口バを、バスでもって例えば救援物資も運んでまいりますよ。バスで持っていくんだけれども、バスの運送業が結構発達している国だそうなんです、バキスタンにしろアフガンに行く、そういうものが結構近隣の国にある。しかし、実際には八千頭のロバで、五百人と聞きましたか、五百人だか六百、ちよつとノートを見ないと正確でございせんが、そのオーダーの人たちが実際に人力でもって運ばざるを得ない。なぜかという、ルートが、道が狭くなつて、どんどんどんな先が細くなつていくために、奥地にいる方たちへ届ける手段が非常に限られてしまっているということをおっしゃっていました。

したがって、そういうような実情からいまして、しかもどんどん寒くなつて雪が降るわけですから、その残っている方は残念ながら経済的にも窮乏している方たち、そういう方たちが国外に出られず、避難民になれずに中にとどまっておられる、その実態はなかなか掌握しきれない国も今できていないわけですが、それを踏まえても、今、先生がおっしゃったようなことを実現するのは、今すぐまず道路をつくる。こういうことも私たちも内部で、役所でも議論しておりますけれども、あの周辺の北の部分の国、そうした国々と一緒に新しく道路を本間にインフラの整備みたいなつくっていくとか、そういうことをしないとならぬ。

ふうに思います。

○広中和歌子君 防衛庁長官は自衛隊の後方支援について、そうした人道面の、どのような構想をお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 本件の場合には人道的な支援ということで、被災民救援活動ということでの新しい法案にもそれが位置づけられているわけでございますけれども、三つの条件が加わっております。まず戦闘行為が行われている場所ではできません。それから、UNHCRなどの国際機関から要請があった場合に限りまう。それからもう一点は、当該国の受け入れの同意が必要で、すという点で、アフガニスタンの状況はタリバンと北部同盟という二つの勢力がございまして、事実上その二つの勢力があるものの、外交的にはその二つも日本国は承認をしておりませんので、受け入れ国の同意という点で、受け入れ国が認定できないという、事実上不可能でございまして、この状態で外務省等が国の認定をしない限り同意を得るといふのは難しいでございます。

ただ、この同意をどう考えるかということ、例えば国連等が信託統治をしている場合は、これは同意とみなすということ、現行のPKO法も五原則がございまして、この五原則の中で同意ということも書かれておりますが、この同意についてもそういう国連が事実上コントロールした場合は同意があるとかいうようなことでそれにみなすとか、現状においてはまだ五原則の議論が各政党間で進んでおりますので、こういったことにおいてお認めいただくならば自衛隊の活動が実施することができまうけれども、こういった制約がかかっている現状を考えたら、アフガニスタン国内での被災民支援の自衛隊の活動ということとは事実上現時点ではできないというふうに思っております。

てくる中で、非常にアフガニスタンの戦況というんでしようか、それが先が見えないような状況でアメリカも苦勞している。そういう中で、日本は少なくともモラルサポートをして、そしてまた後方支援をするということ、それは我が国、同盟国としてのコミットメントであるということとはよくわかります。

わかつた上であえてお伺いするわけですが、このアメリカの戦略について日本はアメリカに対してどのぐらいのインプットというんでしようか、アドバイス、忠告、そういうものをいやらつしやるんでしようか。現状をお知らせいただければと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) アメリカにインプット、アドバイスという以前に日本で最大限情報を収集しております。それは外務省以外のところでももちろんございまして、私も外務大臣としてあらゆる機会に情報はもちろん集めております、電話会談もありますし、バイのこともありますし、あらゆる機会があるわけですが、要するに役所トータルでもやっておりますし、そうしたものをすべて勘案して、復興するために、それから復興以前に今現在の中で先生がまさしく関心がおありのようなことを私も興味がありますし、やらなければ、興味というよりもやらなければいけないことですね、絶対、人道上也。

それから、今後のアメリカの作戦の展開でありますとか、そういうことについて自分たちなりに問題意識があつて分析して、それでできることからやっていく。それが国家、国のあり方でありまうけれども、引きずり回されるのではなくて日本が主体的というのであれば、まさしくこちらのプロポーザルはしなければならぬというふうにお思っておりますが、なかなか直接アメリカのパウエル長官にしろブッシュ大統領にしろ親しくこういうことをお話しする機会に遭遇できないということは大変極めて残念に私は、そのことが極めて残念に思っておりますけれども。

今、ラマダンも近づいてき、そして冬も近づい

ただ、分析した情勢は、私、きのうの夜、委員会が終わってからソラナというEUの代表が今回国連に行かれるものだから、電話でお話をいたしまして、私の問題意識を申し上げました。そして、この間、数日前ですけれども、トニー・ブレア首相がロンドンに欧州の代表をお呼びになって、そして自分たちの問題意識を整理し、もう一回団結をし、国連が始まる前にどのようなことがこのアフガンでできるかということで意見集約をなさったんです。そのことの二点、私が申し上げたい、聞きたいことが一つ、もう一つはロンドンでの会合の本身、この二点について伺いました。それがまさしく、私は自分が行けなくなった場合でも、日本のこうした私の思いも伝えてほしいということをお話してお話ししましたし、きょうまた委員会が終わりましたからジャック・ストローというイギリスの外務大臣、これも大変アクティブで、イギリスは特にバーティシペートしておりますから、大変今回の問題にはいろいろな観点を持っておられます。したがって、ストロー外務大臣ともきょうこの委員会終わってからお話をすることになっておりまして、アポイントがとれておりますけれども。

その中でソラナさんがおっしゃったことが、御質問とびつたり合いませんけれども、一番直近の情報でございますから申し上げさせていただきますけれども、軍事行動の中では北部同盟の役割の重要性というものを欧州の中で、この間のロンドンの中では確認をしているということが一点。二つ目は、人道支援。これはシラク大統領がしよつちゅう、フランス人は中でも特にそうだけれども、フランスだけではありませんが、非常にシラク大統領が主張なさったということを聞きました。

それから三つ目、これはまさしく私が今申し上げていたポスト・タリバンですけれども、これも私が一番言ったら、まさしくそれがそれだとソラナさんが電話で言っておられたんですが、権力の空白をつくらないためにはどうしたらいいだろう

かという視点です。しかし、それも大国のエゴでありますとか周辺国のイスラムの国家の思いが微妙に違っているもので、それではなくて、アフガニスタンの人たちが、アフガニスタンの意思によって、国民の意思によって、周囲の国々もなるほどねと思えるようなコンセンサスを、最大公約数を得られるような形で自分の国に住める状態をつくるにはどうしたらいいか、これがポスト・タリバン。

四つ目は、中東和平でして、これも新しいモメンタムが必要ではないかということで、これはもうG8のときもそうでした、それから私はパレスチナのシャアス長官でありますとかアラファトさんとも電話で話をし、この中東問題が非常にキーの一つだというふうにお話しております。

ペレス外務大臣は、イスラエルですが、しよつちゅう電話をくださいます。今回もこの問題について電話でばかり話しているものから、パレスチナ外務大臣がニューヨークでじかに会ってあなたの意見を聞きたい。私も中東和平の問題も、アフガン和平もそうですが、東京で中立の立場で会合はいつでも開かせていただきますと、胸襟を開いて話をしたいということは何度もペレスさんにも言っていますし、アラファト議長にも申し上げました。それは、両方は外交辞令ではなくて本当にウエルカムなんです。したがって、その話もニューヨークでしようということになっていました。

ですから、行けないで残念ということよりも、そうした問題意識は結構取れんされている。四点、軍事行動の問題、人道支援、ポスト・タリバン、中東和平、これらが欧州に出てきています、特に人道支援とポスト・タリバンをどうするかということが私たち外務省のもう強い意思でもありますので、そうしたことについてこれはもう初めてきょうは先生に、きのうの晩をきょう初めて申し上げさせていたいて、こういう機会があつてありがたいと思っておりますけれども、こういうことをまさに話をする、そしてアメリカにそれを

言い、またアメリカからもそういうことに対する意見を聞いて国際社会に日本が入っていくということだろうと思いますが、宮澤総理がお出かけくださるので、何か、元総理ですけれども、そういうふうな場がつくっていただけたらありがたいと思っておりますので、何とか私が持っているこういう情報といいますが、皆さんのこうした危機感、たくさんの御意見をポジティブに少しでもアメリカで生かせるように宮澤総理とお話をさせていただきます。ただ、何といいたって時間的制約がありまして、なかなか厳しいのであります。

○広中和歌子君 外務大臣というのは、少なくともテレビなどで見ておられます、よその国の外務大臣ですけれども、しよつちゅう外国を飛び歩いていらつしやる、国際会議も非常にいっぱいあると。全部出席できないかもしれないけれども、せめて主要な国際会議ぐらい出なければ外務大臣としての役割も務まらないんじゃないかなと思っております。

私は今野党の立場におりますけれども、いずれ与党の場に、立場に立ったときでも、やはり日本の大臣はこのグローバルな時代の中で国際的な立場で活躍する、発言する、リーダーシップをとると、そういうことが非常に大切だと思っておりますので、今の田中外務大臣のお言葉に秘められたフラストレーションというんでしょうか、お気持ちにはよくわかるつもりであります。

それで、できるだけ今与えられた場の中で大いに御発言をしていただきたいし、国内でも国外でもリーダーシップをとっていただきたいと思っておりますが、これまで外務省はアフガニスタン情勢を初め、中近東の問題に関してリーダーシップをとっていらしたという実績があると伺っております。

まず一つは、アフガニスタンと平和復興構想というんです。これはまだ今の紛争が起こる前のこと、テロ事件が起こる前のことでございまして、九六年からの構想で、しかしながらまだ実現していないというふう聞いておりますけれども、何

を目指し、どのような成果を期待していらつしやるのか、実現しなかった理由は何なのかと、お伺いいたします。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは、細かい経緯につきましては事務方からお許しいただければお答えしますが、私が承知しておりますのは、当時の小和田国連大使が国連でスピーチをなさったところでございまして、私もその経緯、なぜそういうスピーチになったか、その後のフォローアップがどうなっているか、事務方に聞いております。そして、人材育成がないと、アフガン問題というのは極めて多岐にわたりますし、根が深いといいますが、そういう問題でございまして、したがって、どれだけ外務省が私なんかが着任する以前からやっておりますか、人材というこの面からまず申しました。

そうしましたら、あれからもう五年たっているわけですが、一名の専門家の名前が挙がってきたとして、だけれども、残念ながらその方は今国連の方に行ってしまったので、いざとなるとすぐこれをフォローアップできるような人材もいないということですし、役所になかなか手ごたえがなく、残念ながらこのきめ細かい確実な積み上げは残念ながらなされていなかったのではないかと、いふふうに思っておりますが、でも何か計数的なものでございましてかお知りになりたければ、事務方はきょう来ていますか、大丈夫ですか。副大臣、何か御存じでいらつしやいますか。じゃ、副大臣からでよろしいですか。

○副大臣(杉浦正健君) アフガニスタンの将来についての復興会議の話が始まったのは、委員御指摘のとおり、九六年ぐらいでございまして。おっしゃったとおりでございまして。大臣も申されたとおりなんです。パキスタンの大使館が中心になりまして当事者と呼んで話をしたこともございまして、それから昨年ですか、東京へ当事者と呼んで国連に立ち会ってもらって話をしようということと呼ばれたことがございまして、タリバンの

方が国連の立ち会いは嫌だということで流れた経緯がございます。水面下で努力しております。日本が最も手を汚していない立場なものですから、双方とも非常に好意的で話し合いに応じたいわけでありです。

それに、6プラス2という国連の場にあります周辺、国境を接している六カ国と米ロですが、これが加わって、これは今のところ開店休業状態なんですけれども、アフガンのことを考えていこうという国連の枠組みがあったんですが、それとも連絡をとりながら、東京で復興会議をやりたい、国連も入れて6、2プラスアルファですか、の会議をやったかどうかという構想で進めておたわけですが、今度の事件でそれはもう全くアクシジョンとしては停止ということになっておるわけでございます。

私も外務省としてはその構想は持っております、今いろんな形でポストタリバンの話が国連の場でも各国、米英ロ等々、いろんな立場で話が出ておりますが、そういう中でも、日本はそういう考えでございましたので、役割を果たしてやりたいということではあらゆる場で申しております。

その後の一番新しいことを申し上げますと、ザヒル・シャー元国王、今ローマにいらっしゃるんですが、八十歳を超えた御高齢の方なんですが、この方とは今までも緊密な関係を維持しております。ローマの大使館が中心になりましてその関係者とも緊密な関係を持っておりまして、今月一日と二十二日に林イタリア大使が元国王と会見をしておりまして、そこで我が国としてもアフガン

和平について引き続き今までも積極的な役割を果たしたい、関与していきたいということをお伝えをいたしております。失礼。今、申し上げたのは十月でございます。先ほど申し上げられました、東京招聘を打診したけれども実現しなかったのは、ことし四月でございます。

昨年の三月には、アフガン各派を個別に東京へ招聘いたしました、協議も実施いたしております。それから、ことしの六月には、中東アフリカ局の

幹部が出張いたしましたして、各派代表と会談もいたしております。

水面下のものがございしますが、さまざまに努力をしておるところでございます。

○広中和歌子君 水面下であろうとなかろうと、本当にこれまでの御努力というのは多量なものであると思うんですが、やはりこういう問題で強力なリーダーシップを発揮するには、やはり顔の見える外交が必要だと思っております。また周辺諸国、国際社会からリーダーとしての資質があるというふうにも思われなければならないだろうと思っております、国としてですね。

また、そうすると、やはり日本がこれまで中近東に対して、仲がよいかどうかは別として、非常にニュートラルな立場、戦争など紛争を経験したことがないというようなこともプラスの要素でございますが、そういうことを考えますと、今度の後方支援も含めまして、アメリカの同盟国としての日本の役割によつては、日本がこうした中東和平問題にどれくらいリーダーシップがとれるかというところにかかわってくるのではないかとこのように思ったりもいたします。

そういう視点から、やはりアメリカに対しての支援と、それからアフガニスタンに対する復興後をにらんだ、あるいは復興に至る過程において日本がリーダーシップをとるために、日本の外交はどうあらねばならないかというようなことをもしビジョンとしてお持ちでいらしたら、大臣、お答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(田中眞紀子)君 顔の見える外交と言うのは簡単なんですけれども、それは、過去の積み上げが、費用がどうであるとか、どういふような接触をしたとかというふうなことよりも、やはり私は外交というのは人を得ないといけないということがあると思っております、それから信頼関係ですね、それから実績だと思っております。

今おっしゃった中で一つちよつと違うところ、これは、アメリカを通じてアメリカに対する支援とおっしゃいましたが、今回の支援は対テロでございまして、もちろん日米同盟は基軸でござい

まして、大切です。ですけれども、やはりこのテロリズムに対して、私どもは憲法の枠内でぎりぎり武力行使と一体化しないでどこまで協力ができるかというところなんです。ですから、そのところをやっぱり国際社会の枠組みの中で日本が主体的に取り組むと。よく総理がおっしゃっていることなんですけれども、これに尽きます。

それは別に置きまして、外交ということですが、私も、ややくしく考えればややくしいですけれども、シンブルなことであると私は思います。それは、基本的に信頼関係と実績だと思っております。言葉は、国際社会の中で言葉ができるかどうかできないとかそういうことよりも、本当に信頼ができる人、それから実績を積んでくれるパートナーであるということ、それは別に対米だけではありませんで、このアフガンだけでもないし、中東問題でも、私はつくづくその中東の関係者、先ほど申し上げた方々、ベレス外務大臣にしろ何にしろ、すべてでそうすけれども、再三再四話をしていると、電話かけて、ハロー、マキコ、ぱつと言つてあいさつした後、もうすぐですね、今回のイシューは何という感じで話が入ってきますね。こちら、きょうはこれとこれがプロポーザルで、聞きたいと言いますと、すぐこう言ってきます。非常に早いですよ。そして、いろんなことをフリーハンドで話ができます。そういう関係をやっぱり結果させていくと。

私、特に欧州は言語の問題も地理的な問題もあると思っております、しよつちゆう会つています。それから、ASEANもそうです。今回、総理もいらして多分そうお思いになったと思うんですが、ASEANの中でも、ASEANプラス今度3ですが、ASEANの中で、私もこの間WTOも行きました。ほかの会議で行つて、極めて緊密ですね。しよつちゆう会つています。それは、イスラムの国が多いというふうなベイスもあると思っております、そうした中でもって日本がイニシアチブをとるとか、顔の見える援助をするとか、過去幾らこれを上げ

たとか、これからの予算の計上をこうします、それはもう不可欠なんです、プラス何が足りないかといったら、先ほども申し上げたような人間関係、実績、これと思っております。

○広中和歌子君 それから、大臣の任期もあるんじゃないんですか。

○国務大臣(田中眞紀子)君 私のことを言っているんじゃないですよ。

○広中和歌子君 いえ、任期です。いや、一般的に……

○国務大臣(田中眞紀子)君 任期。ターム。

○広中和歌子君 タームです。

○国務大臣(田中眞紀子)君 ターム。メディアが喜ぶのは間違いありません。マスコミが頑張つて、書くことができてよかったと思つているんじゃないですか。

○広中和歌子君 それは外務大臣だけじゃなくて……

○委員長(武見敏三)君 広中和歌子君。

○広中和歌子君 済みません。それは外務大臣だけではなくて、どのような分野でもやはりある程度実績を積むためには時間をかけなければならぬということもあるんじゃないかと思つております。

それでは、私たち、大臣もそうですし、森山大臣もそうですし、すべてここに出席している政治家はそれぞれビジョン、どういふことをやりたいか、と、ビジョンを持っていらっしゃるんじゃないかと思つております。

私自身といたしましては、日本のこれからの外交政策というのは、これまで日本も既にやってきたことですが、やはり平和というものを基軸にした人道的な支援というのではありませんか、それを進めていくことが非常に大切だろつと思つております。特に、二十一世紀の世界というのは、環境の世紀などと言われておりますように、環境問題を中心とした支援というのが必要であらうと思つております。環境問題も、かつては環境という公害というふうになつておりましたが、次第次第に地球規

模の問題になり、それも単に川が汚染されたとか、それから木がなくなつたとか砂漠化したとか、そういうことだけではなくて、貧困、難民、経済、つまり経済的な問題です、それと環境との悪循環、そういうようなものも非常に大きいものではなからうかと思ひます。

そういう中におきまして、地球憲章という憲章がミレニアム、二〇〇〇年の六月にでき上がりました、これはゴルバチョフ元ソ連邦大統領と、それからリオのサミット、一九九二年のサミットの事務局長をしていたモリス・ストロングさんのリーダーシップによって、今、ルベルスさんはU N H C R の弁務官ですが、彼がかつてオランダの首相であつたときに、彼の何というのでしようか、彼のイニシアチブによって、このゴルバチョフ、モリス・ストロングなどがオランダのハーグのピースパレスに集まって地球憲章をつくらうという事になって、そしていろいろな世界じゅうの人の意見を集めてでき上がったのが地球憲章というものでございます。

そこにうたわれていることというのは、今、私が申し上げたような、つまり平和を基軸として、この人類の唯一の住みかは地球であり、そして人類というのはこの地球上の何百、何千、何万、何億とある種のたつた一種類にすぎないと。そして、多くの種によって生かされている存在であり、そしてまたそういう地球を保全するために、平和であるとかそれから民主的な公正な社会をつくっていくことであるとかといったようなことをうたっている大変いい憲章だろと思つております。

これについて、ぜひ田中大臣あるいは外務省にリーダーシップを発揮していただきたいわけでございます。これができ上がりました、希望しておりますことは、ヨハネスブルグのリオ・プラス10の地球サミットにおきまして、これがエンドースされるということは無理といたしましても、少なくともサポーター・アンド・アクノレッジメント、支持とそれからそれを認めると、承認するといったような方向に向けて日本がリーダーシップ

をとつていただきたい。

そのようなお願いを今この場でさせていただきます。そのようなんですが、まずそのためには、今度の十一月の二十七日にカンボジアのプノンペンで開かれますこのリオ・プラス10のヨハネスブルグ・サミットに向けてのエイジャン・リージョナル・プレコンという、準備会議というのがあります。そこに向けてぜひ、日本国としてはこの地球憲章のことを発言していただき、そしてこういう方向で日本がそれをサポーターしているのだという、そういう発言をしていただくという事は、我が国にとつて大変すばらしいリーダーシップではないかと手前みそながら申し上げます。私自身もこの地球憲章にかかわつてきたといういきさつもあるものですから、とりわけ熱い思いで申し上げさせていだきたいんですが。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今、リオ・サミットのこと、それからオランダのルベルス首相のお話もなされました、それからリオ・プラス10のお話ですね、そして今後のカンボジアのことも踏まえて御意見開陳がありまして、まさしく日本の外交だけではなくて世界じゅうが一人一人のマインドセットアップ、心の問題として取り組んでいく問題ではないかというふうな今思いながら伺つておりました。特に、先生のおっしゃった平和、民主、公正、これはどの国でも、人間であれば、地球のいかなるところでもどのような政治状況、社会環境にあつてもこれは一番大事なことであつて、何人も否定しないことだと思ひます。

そして、私はこうしたことでもって一番いつも感じて居ることは、議員になる前からずっと感じていることというのは、きつかけは父が病氣になつたこと等もありますが、人権ということですね。それから、国家というものの、国家が何ができるか、ポジティブに国家がどのようにして人の人権を守るか。これは、前沖縄県知事さんいらつしやいますけれども、一つ一つのことをこの外務省マターだけで聞かしても、あるいはそのほかの経済にしても文化も社会問題もすべてですね、それ

はやつぱり政治が包含すると思ひますけれども、それは人権と国家がどうあるかということ、それを発展して収めんしていくものが外交だと思ひます。逆に言えばツールかもしれない。

そういうものを使いながら話をしていく、信頼関係を築く。それは実行することであり、決断をして実行をしてそれを得る人、しかもその人の、さつきおっしゃつたその任期、ターム、期限、余り長けりやいというもののじゃありませんけれども、また腐敗しますけれども、短過ぎては話にならないわけですし、予算的な裏づけがあつて、そして政治的な指導性があつて、その発言をする人、実行する人が責任を持つてやるかどうか。それがある程度の任期を持つてやれば、それが結果としてリーダーシップにつながり、よい結果を生むし、世界の平和に貢献するものであるというふう

に思つております。今おっしゃつたカンボジアで行われるリオ・プラス10、私も参加したいと思ひますし、またこうした、今、広中先生がおっしゃつたようなことを広くあらゆる機会をとらえて、ともに、及ばずながらですけれども、メッセージを発信させていたできたというふうな思ひます。ありがとうございます。

○広中和歌子君 ぜひ地球憲章のことをサポーターする種類の発言をしていただければ大変ありがたいというふうな思つております。

それから最後に、ちよつと時間がまだございますので、日本におけるインターナショナルスクールについて御質問させていただきます。これは、長年問題でありながら解決しないまま今日に至つて居ることでございます。

インターナショナルスクールといつても大学以前のものでございまして、小学校、中学校、高校でございすけれども、日本におけるインターナショナルスクールを出ましても、例えば高等学校まで出ましても、日本の大学に進学する権利というんでしようか、資格がございせん。逆に、外国にあるインターナショナルスクール、例えば我

が国日本の例えば慶応義塾がニューヨークなどに学校ありますね。ああいうところを出ましたらばアメリカの学校に行くことができます。それからまた、日本の高校を出たらアメリカの大学に行くことができます。それなのに、なぜ日本にあるインターナショナルスクールを出た子供たちが日本の大学に行けなくて、結果的に海外に行つてしまふのか。これは大変残念なことだろと思つておりますし、それからフェアではないと思ひます。相互主義の視点からいいますと、ぜひそうしたことを改めていただくためにこれはリーダーシップをとつていただきたいと思ひます。例えば寄附金控除、それから資格、単位ですね、これをやはりインターナショナルな基準をとつていふのであれば日本の資格として認めていただくという事で、ぜひこれは、文部省にかかわることかもしれないけれども、文部省にはたびたび陳情いたしました。

今、通産省の方々が非常に熱心にこの問題を取り組もうとなさつております。その理由は何かという、日本の国際学校の整備ができていないために、つまり、非常に数が少なくて月謝が高くてといったような理由で、海外から日本に滞在しようとしても単身赴任になりがちであると。そうすると、いい人材が来ないというふうなこともありまして、日本が国際化していく上にこのインターナショナルスクールの問題というのは大いに障害の要素になつて居るわけでございます。これも外務省それから通産省そして文部省と一緒になつて、この問題の解決に努力をしていただけないでしようかというお願いでございます。お答えをいただければと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 時間の関係で簡単に申し上げますが、おっしゃる意味は非常によくわかります。

と申しますのは、私は都内にある某有名インターナショナルスクールからお願ひされまして、まさしく今、委員がおっしゃつたようなことでございしました。そういう社会のやつぱり流動性とい

いますか、そういうことのため、人材を生かすというためには必要なんだという現場からの声で、当時の文部大臣、森山文部大臣ではございませんでしたけれども、御安心ください、陳情いたしました。よくわかったとおっしゃって、ずっとフォローしましたけれども、結果的に動きませんでした。

これはやっぱり、今通産ということを知ってあるほどねと思いましたが、縦割りをやめて、外務省も、このペーパーの中を見ますと、これからは人的、物的交流のために国際交流の一層の推進に努めると書いてございますから、これを実現するために最善の努力をさせていただきます。また御協力を諸先輩からも仰ぎたく存じます。よろしく願います。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。質問を終わります。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

まず、きょうは三十分ほどしか時間ございませんが、外務省の方にテロリストあるいはテロ組織の定義の問題についてこの条約に関係してお伺いをいたしまして、その後、法務省、防衛庁、時間があれば内閣官房とお伺いをしたいと思います。

最初に、この議題となっている条約ですが、正式名称がテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約ということになっておりまして、表題の中でテロリストという言葉を使っているわけですが、この条約上テロリストの定義がどうなっているのか。また、この条約に限らず一般の国際法上の理解としてテロリストの定義はどうなっているのかということをお伺いしたいということと、後は、もしこの今議題となっている条約の運用上テロリストの定義というものが必要ないということであれば、それはどうしてなのか、お答えをお願いしたいと思います。これは審議官ですか。

○政府参考人(林景一君) お答えいたします。ただいま遠山先生の御指摘のとおり、この爆弾テロ防止条約におきましてはテロリストというものを定義しておりません。それにもかかわらず、表題にはテロリストという言葉が使われておるわけでございますけれども。

まず、一般国際法上テロリストないしテロリズムの定義はあるかということでございますけれども、これは確立した定義というものはございせん。我が国が締結した条約、その他の国際約束でもそれを、そのものを正面から定義したものはなかったかと承知しております。

ただ、これは御案内のとおり、テロの国際関係条約というものの体系と申しますか、その中で、国際社会が頻発しますテロとどういふふうに関わっていくかということでこの国際テロ関係条約のネットワークを積み重ねてきたわけでございまして、その際に、テロリズムないしテロリストというものの定義をどうするかということになりますと、かなり政治的な観点でのいろいろな議論もあるということもございまして、そういうテロリストないしテロリズムの定義を設けるための論争に入ることもなく、むしろ典型的な、一般的に考えられるテロ行為、いわゆるテロ行為について、そういうものに該当するかどうかとみなさうという一定の行為の類型についてこれを犯罪にしようという。あるいはハイジャックあるいはシージャック、空港テロといった形で行為類型ごとにこれを国際犯罪化するという形で条約をつくり、その処罰のための法的枠組みを設定する、そういう形でテロに対する国際協力の輪を広げてきたというのが今までの状況でございます。

それで、今回の爆弾テロ防止条約もまさにそういう国際テロ関係条約の体系の中の一つの発展といえますか、拡張といえますか、そういうものとして、テロリストないしテロリズムということ、爆弾テロとは何かということをも具体的に定義することとはなく、むしろこの条約の第二条に明記されておりますとおり、死または身体の重大な傷害等を引き起こす意図を持って、爆発物その他の致死装置を公共の用に供される場所等に設置する行為などを犯罪とするということにいたしました。そのことによって、容疑者が刑事手続を国際的にどこでも免れることがないように関係国が裁判権を設定し、みずから訴追するか、あるいは引き渡すということとを約束する。

そのことによって、もちろんテロリストというものを正面から定義していませんけれども、本来目的として、テロ行為を処罰する、あるいはそういう処罰するという体系を幅広い国際社会がつくることによってテロ行為を抑止すること、これがねらいとしてできておることとございまして、この定義がないことによって不都合があるかというお尋ねがございましたけれども、一応今までのさまざまなハイジャック等の条約も含めまして、こういう形で積み重ねてきておることによってやはり一定の国際協力というものができ上ってきているのではないかとこのように心得ております。

○遠山清彦君 ということは、今のお話ですと、要はこの条約の第二条で犯罪化されている行為を行なった人である団体であれ、主体が、その行為を行なったという行為の観点からテロリストと認定されるところから、事前にこういう団体とかこういう個人がテロリストですとという定義がなくとも、行った行為によってテロリストになる、そう理解してよろしいですか。

○政府参考人(林景一君) それをテロリストと呼ぶこと自体の実益がどの程度あるかという問題がございまして、まさにそういう一定の犯罪類型というものを幅広く国際社会が犯罪化するというところでテロリストの行為を抑止しよう、あるいは取り締まろうということの役目を果たしてきているということでございます。

○遠山清彦君 わかりました。ちょっとこの条約から外れるというか、先に行くと話なんです、政府は先般、この爆弾テロ防止条約の次のテロ資金供与防止条約というものの署名を閣議で決定をした。この条約になってきまして、テロリストとかあるいはテロ組織の定義がないと結構大変なんじゃないかな。というのは、

ある特定の団体と例えば金融上の取引のある団体があったとして、自分の取引先の団体があるいは慈善団体を装った団体があって、そこにお金を寄附をするというような状況のときに、実は後で、自分が寄附をしたあるいは金融上の取引があった組織がテロ組織であったというようなことになってきた場合、その資金を提供した側も処罰されてしまうということですか。

○政府参考人(林景一君) 御指摘のテロ資金供与防止条約につきまして、十月三十日に署名をいたしました。まさに国内法整備をこれから進めまして、できるだけ早く締結に持っていきたいというふうに思っております。このテロ資金供与防止条約、まだ政府の中でもいろいろ検討中のところでございますけれども、まさに御指摘ありましたとおり、基本的な考え方と申しますのは、ハイジャックであるとか空港テロであるとか、今回の爆弾テロもそうなんですけれども、これも含めました幅広い類型のテロ行為に対する資金供与そのものを犯罪とするということが眼目でございます。ただ、その条約自体にテロリスト、やはり同様にテロリストまたはテロリズムというものの定義を設けることをこの条約として求めているということではないわけでございまして、

他方、まさに御指摘のとおり、じゃ提供された資金が、で、なおかつ難しいところは、提供された資金がテロ行為に、実際の実行に利用されたかどうかを問わず犯罪化しないといけないということと、このテロリストとかあるいはテロ組織というものを御指摘のように指定する、あるいは定義することなしに、社会的に正当と考えられるような資金の供与というものと、まさにそのテロ資金として供与された、ある

○政府参考人(林景一君) 御指摘のテロ資金供与防止条約につきまして、十月三十日に署名をいたしました。まさに国内法整備をこれから進めまして、できるだけ早く締結に持っていきたいというふうに思っております。このテロ資金供与防止条約、まだ政府の中でもいろいろ検討中のところでございますけれども、まさに御指摘ありましたとおり、基本的な考え方と申しますのは、ハイジャックであるとか空港テロであるとか、今回の爆弾テロもそうなんですけれども、これも含めました幅広い類型のテロ行為に対する資金供与そのものを犯罪とするということが眼目でございます。ただ、その条約自体にテロリスト、やはり同様にテロリストまたはテロリズムというものの定義を設けることをこの条約として求めているということではないわけでございまして、

他方、まさに御指摘のとおり、じゃ提供された資金が、で、なおかつ難しいところは、提供された資金がテロ行為に、実際の実行に利用されたかどうかを問わず犯罪化しないといけないということと、このテロリストとかあるいはテロ組織というものを御指摘のように指定する、あるいは定義することなしに、社会的に正当と考えられるような資金の供与というものと、まさにそのテロ資金として供与された、ある

○政府参考人(林景一君) 御指摘のテロ資金供与防止条約につきまして、十月三十日に署名をいたしました。まさに国内法整備をこれから進めまして、できるだけ早く締結に持っていきたいというふうに思っております。このテロ資金供与防止条約、まだ政府の中でもいろいろ検討中のところでございますけれども、まさに御指摘ありましたとおり、基本的な考え方と申しますのは、ハイジャックであるとか空港テロであるとか、今回の爆弾テロもそうなんですけれども、これも含めました幅広い類型のテロ行為に対する資金供与そのものを犯罪とするということが眼目でございます。ただ、その条約自体にテロリスト、やはり同様にテロリストまたはテロリズムというものの定義を設けることをこの条約として求めているということではないわけでございまして、

他方、まさに御指摘のとおり、じゃ提供された資金が、で、なおかつ難しいところは、提供された資金がテロ行為に、実際の実行に利用されたかどうかを問わず犯罪化しないといけないということと、このテロリストとかあるいはテロ組織というものを御指摘のように指定する、あるいは定義することなしに、社会的に正当と考えられるような資金の供与というものと、まさにそのテロ資金として供与された、ある

いはそういうことを承知して供与された資金、まさに犯罪化すべき資金の供与というものとどういふふうにして線を引くのかというところは国内的にどういふふうにするかと、これはまさに条約の履行という観点から主要な検討課題、私どもがこれから、今進めております検討の中でも主要な検討課題の一つとなっている、これはまさにもう御指摘のとおりでございます。

ただ、この点を含めまして、条約上の義務をどういふふうに進めていくのかということとをまさに今これから進めていくこととしておるところでございますので、御指摘のことも念頭に置きまして国内的な検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○遠山清彦君 このテロ資金供与防止条約については今後の課題だと思ふんです。今のお話を私なりにわかりやすく理解しますと、要は次の条約では、テロをするという意図を持つていることを了知して資金を提供したと。しかし、実際にそのお金がテロに使われなかった場合でも提供した側が処罰されるという。ですから、これはまさにある人が、おれは何々を殺したいというのを聞いて、じゃこれを使ってくれと包丁を渡したと。しかし、その言った人は実は結局犯罪を犯さなかったという場合でも、包丁を渡したという行為自体で処罰されるというふうな、わかりやすく言うところ、ことですので、かなり恐らく法務大臣も国内法上も難しいところはあると思ふんですが。

外務大臣にお聞きしますが、このテロ資金の關係の条約を日本が批准するといった場合に、日本の国内法上、新法は必要になりますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今おっしゃっているテロとは何かということでありまして、それからテロ資金に関連して果たしてこれがテロに結びついている資金団体であるかどうかというふうな不備があるということは委員御指摘のとおりでありまして、決して完璧であるとは思いませんけれども、今の段階でお答えできますことは、今これから申し上げるような三点につきまして最低限

ていく必要があると、今後、今言う三点ぐらいを詰めていく必要があるというのを申し上げさせていだきたいと思ひます。それは、必要があるという答えにつながると思ふんですけれども。

その一つ目は、ハイジャックでありますとか空港のテロ、それから人質の行為、シージャック、爆弾テロそのほかのテロ行為に使用されている資金の受領、供与を犯罪化することを義務づけるということ。これは一つの方法ですね。それから二つ目は、こうした資金の凍結等を可能とする措置をとると。それから三つ目が、係る資金の疑いのある取引についての報告制度など、テロ行為を資金面から防止するための規制等についてを定めて、これをテロ資金条約は定めているわけですが、これも、ただ、新たな国内法の整備も含めて、その実施をするためにさらにもう一回検討もしなければならぬということも含みとして残してあります。

すなわち、これらを詰めなきゃいけないということなので、今すぐ新たに必要かどうかわかりませんが、これをもつて必要にして十分であるというふうには考えておりません。

○遠山清彦君 私は、以前この委員会でも申し上げたんですが、今回米国で起こったようなテロを今以上に国際法の枠組みの中で処理していく、あるいは裁くためには、現在議題としている爆弾テロ条約あるいは私が取り上げました次のテロ資金供与防止条約の批准は、私としては日本として当然批准すべきであるというふうには思っているわけですが。

もう一つ、今報道等でも話題になっておりますのは、国連総会の第六委員会でも議論された包括テロ防止条約という、仮称ですけども、があつて、それがそういう包括的なテロ防止条約を早急に締結する必要があるだろうということが世界の論調にあるわけですね。報道によれば、ことしの国連総会で議論されたこの条約は、インドの政府案をたまたま台にやったということですが、結局議論は決

裂をしたと。

実は、ちよつとこだわって申しわけありませんが、最大の理由がやっぱりテロリストの定義が定まらなかったから決裂したと言われているわけですね。先ほどの審議官のお話なんかでも、テロリストというものを厳密に定義をしないでテロ関連の条約の運用は可能だというお話だったんですが、この包括テロ防止条約の議論がやっぱりテロの定義をめぐって決裂をしたと。

一つは、もつと具体的に言えば、例えば国家が主体となつてやる行為もテロとするのか、つまり行為類型を中心として見るということとは、裏返しを言えば主体はだれでもいいのかという話もありますので、国家がそういった犯罪化された行為を行った場合もテロで、そして国家じゃない非国家の組織あるいは個人がやった場合もテロでというふうな包括的に見るのか、あるいは何らかの条件をつけて除外するののかということで、いづれにしても私は、今後国際社会の中でも、あるいは日本国内、政府内の中でも、やっぱりこのテロ組織、テロリストの定義というのが必要になってくるんじゃないかと思ふんですが、余りこだわつてもあれなので。

ただ、一つだけお伺いしたいのが、国連を舞台とした包括テロ防止条約の議論で、日本政府国連代表部がどういう立場でどういう主張をされたのか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(小野正昭君) お答えいたします。先生御指摘の包括テロ防止条約ですが、御案内のように、本条約は昨年九月から今日まで三回にわたつて議論が行われてきております。現在まだ交渉中の条約でございます。

我が国といたしましては、本年七月のジェノバ・サミットにおきまして再確認されたところでございますけれども、包括テロ防止条約の重要性というところでございますが、我が国としてはやはりこういう包括的な条約、テロに関する条約を結ぶことの意義につきましては非常に重視しておりまして、特に実効性がなくてはならないというふう

うに考えてきております。

特に、先月の交渉におきましては、この米国における同時多発テロを契機にいたしまして、非常に積極的、真摯な議論が行われたわけでございまして。広くテロ行為全般を犯罪にしようとする条約であるということから、先生御指摘の点も含めまして、どのような行為がテロに当たるかという点についてさまざまな議論があつたわけでござい

ます。そういう中で、我が国としましては、先ほど申し上げましたように、本条約につきましては、まさに実効的なものであるべきであるという点から主張を行つて交渉に臨んできているところでございます。

近々、交渉もまた再開されるという動きもございまして、今後とも関係諸国と緊密に連絡、協力しながら、この条約が早期に締結されるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○遠山清彦君 今の御答弁で、日本政府としてこの包括テロ防止条約、いろいろ報道もされておりますけれども、今の現状の国際情勢等、特に中東の方とかを含めて大変政治判断の部分も含まれる難しい条約交渉になると思ひますけれども、ぜひ日本政府としては積極的な立場で、やはり国際社会からテロを撲滅するという決意を具体化するという意味も込められていると思ひますので、頑張つていただきたいと思います。

さて、ちよつと観点を変えまして、国境を越えて行われる国際テロリズムをやつぱり未然に防ぐために最も必要なことは、既に各方面で指摘されておりますけれども、情報収集であり、またその情報の集約、分析、そしてまた、その集約、分析された情報をいかに政策の中に活用していくかということが大事だと思ふんですが、外務省の在外公館で現場の外交官の方々がさまざまな人脈等を生かして情報を収集していると思ひます。それが現段階でどういふふうな外務省本省、あるいはもつと言えれば内閣総理大臣あてに還元、集約、分

析されて利用されているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(今井正君) 先生御指摘のとおり、外交における情報機能の重要性は言うまでもないことでございまして、外務省といたしましても、日ごろから先生御指摘の情報収集、それから分析の活動に力を注いでございまして、今後とも種々の面で情報機能の強化に努めていきたいと考えております。

特に、先生が御指摘になりました、在外公館等が収集いたしました情報を本省において効率的にこれを整理し、それから分析し、これに対して的確な情勢判断を行って、政策、企画それから実施に結びつけていく、このプロセスが非常に我々大切だと考えておまして、このような面に特に意を払ってきているところでございます。

具体的に申しますれば、現下のアメリカの同時多発テロ事件におきましては、これは国際情報局でございまして、毎日、日報というように形式で資料をつくりまして、政策担当部局の方と情報の共有に怠りがないよう努めているところでございます。

それから、政府全体としての情報機能を高めるというためには、関係省庁間で情報を共有することが極めて重要でございまして、このような観点から、内閣情報調査室を含めまして、関係省庁との間で情報や分析結果の交換を日常的に実施してきております。

激動する国際情勢の中、特に今回のような事件を前にして、今後とも情報の収集それから分析等に十全を期するとともに、政策への結びつけ方に十分考慮を払いまして、情報機能の強化に努めてまいりたいと考えております。

○遠山清彦君 一つ具体的に聞きたいんですが、各在外公館に在る外交官で、情報担当官というのか、情報収集担当みたいなアサインメントを持っている方というのを各在外公館に置いているんでしょうか、あるいはそういうアサインメントを与えているんでしょうか。お願いします。

○政府参考人(今井正君) お答え申し上げます。在外公館に求められる情報収集の範囲というのは、御存じのとおり非常に広くて、かつ多様な分野にわたっております。したがって、在外公館におきましては、館長以下、館員がそれぞれの地位あるいはそれぞれの専門分野を生かしつつ、在外公館全体として情報収集活動、分析活動をやっておりますので、特定の情報担当官を置くというようなことは一般的にはしておりません。

それぞれ在外公館の規模その他に応じた職務体制と申しますか、責任体制と申しますか、そういうシステムの中で情報のすり合わせ、評価等が行われているというのが現状でございまして、○遠山清彦君 私も海外、幾つか行きました、在外公館にもお世話になったこともありまして、在外公館が抱えているさまざまな仕事、膨大な量があると思えますし、入ってくる情報もたくさんありますので、確かに情報担当官というのを置いてもすべてのエリアをカバーするのが難しいといったこともあると思えますし、また、私も決して米国にあるような情報機関みたいなことをやるような部局を外務省の中につくれないことまでは申し上げないんですが、ただ一点気になるのが、やはり情報というのは、現地でとってきた人達たちにとつては一見無意味だった断片的な情報でも、それが集約されていって分析される中では実は非常に重要な情報というメッセージがそこに込められていることがわかることがよくあるわけですし、また情報収集といつても、欧米においては、私も国連のセミナーとかで見ておりましたが、先ほど外務大臣も紛争予防という話をしまして、紛争予防で一番大事なものは情報収集でアリーウオーニング、早期警報と言われているわけで、実はこのアリーウオーニングをできる専門家を養成するようなセミナーを国連はもう既にやっているんです。

ですから、私が申し上げたいのは、やはりそういったある程度情報収集とか、あるいは情報を取捨選択して、いわゆる外務省全体の戦略に照らし

て重要なものを取捨選択できるような人材を、先ほど大臣も人材養成という話をされていましたけれども、人材養成をする、その情報収集にある程度特化して人材養成をするようなことを外務省として考えられた方がいいのではないかと。また、在外公館にあつても政務班とか経済班とかいろんな班がありますが、そこで収集された情報をやつぱり一元化して、国際情報局あたりにさらに一元化をして、そこで意味のあるメッセージあるいはポリシーインプリケーションを読み取って内閣に還元するようなことをぜひ考えていただきたいということで、これは提言ですけれども、外務大臣。○国務大臣(田中眞紀子君) 極めてわかりやすい提言をありがとうございます。

まさしく、今事務方がお答えしましたように、かつてからの外務省の伝統的な情報収集については御説明したとおりでございますし、それはそれなりにまた意義も価値もあつたわけですね。公電というものが頻繁に入ってきておまして、私どもも大事なものは見ておきますけれども、そうしたことでもつて情報のシェアリングということはやっています。

しかし、確かに紛争予防ということ、外務省というのには私は言つてみれば情報産業だなどというふうにも思いますし、各国の外交というものもお互いのインフォメーションというものの、それから情報の何といひますか優先順位というのがあると思うんですけど、そういうものを速やかに分析をして、今説明が事務方からありましたように分析し、そしてそれをどのように有効に生かしていくかと。スクリーニングもしなきゃならないですね。そういうものをやつぱり収集して、物をそのまま置いておいて、ただ読んでおしまいではなくて、それをいかに機能的に使っていくかと、国家の利益のために、国際貢献のために。

それは、やつぱり私は、ITも進んでいますけれども、極めてプリミティブな原始的な手法もあると思うので、この時代のグローバル化・シシオンの中にあつて、たくさん情報がありますから、

その中でもつてあらゆる、最も原始的な方法もあるし、極めてハイテクの問題もあると思うんですけども、それらをうまくベストミックスにしてそして判断をしていくというような見直しをすべきだというふうに思いますが、いいアドバイスをいただきました。

○遠山清彦君 じゃ次に、時間も余りありませんが、法務省の方にお聞きしたいんですが、三点ほどお聞きします。

まず、今日まで日本が既に批准をしたテロ関連条約でも既に国外犯の処罰というのが刑法の四二条の二で規定をされているわけですが、このような条約上の義務に基づいて日本の司法当局が捜査、訴追あるいは逮捕といった行動をとった実例があるのかどうか、お願いいたします。これ刑事局長ですか。

○政府参考人(古田佑紀君) お尋ねの刑法四二条の二の国外犯処罰規定を適用して訴追をした例というのは、私どもとしては承知しておりません。

○遠山清彦君 はい、わかりました。

この爆弾テロ防止条約の第七条によりますと、この犯罪行為が行われた場所がどこであれ、どの国であれ、その犯罪行為を行った者あるいは行つたと疑われている容疑者が自国内、日本の領域に所在しているという可能性があると情報が入つた場合、その情報に含まれている事実について調査するため必要な国内法上の手続をとらなさいいけないという義務が条約で課されているわけですが、こういった爆弾テロの容疑者あるいは行為者が日本に所在しているかもしれないという情報は一体どういうルートで司法当局の方に入ってくるのか、あるいはまた入ってきたときにどういう手続で対応していくのか、お教えいただければと思います。

○政府参考人(林景一君) 関係国間のやりとりというところでございまして、犯人あるいは容疑者の所在等に関する情報につきましては、通常、外交ルートを通じて受領されるのではないかと。あるいは、もちろん警察当局間ではICPOを通じて

の情報受領ということも想定されます。

外務省がこのような情報を外交ルートで受領した場合、これを速やかに関係当局に伝達するという形で情報の伝達が行われるということかと思っております。

○遠山清彦君 それで、今ちょっと外務省でしたけれども、また再び法務省で、この条約によると、日本人がこの犯罪化された行為を行った場合、あるいは犯罪、この行為が日本人あるいは日本の施設を対象として行われた場合というものは、日本は条約上これについて刑事的処置をとる義務が生じるわけですが、それに加えて、日本の国外で日本の国籍を持たない者による日本人あるいは日本の施設を対象としない犯罪行為であっても、この行為を行った者あるいは容疑者が日本に所在しているといった場合には日本が対応しなければいけないと条約で義務づけられているわけですが、しかしこれは、論理としてよくわかりますけれども、現実には日本人じゃない人が国外で行った犯罪で、しかも日本の施設も邦人も全然何も被害を受けていないといったことについて、現実に証拠も日本の司法当局ないでしようし、捜査するといつても大変現実上難しいと思うんですが、これは条約で想定されているケースですので、どう対応されるのか。刑事局長、お願いします。

○政府参考人(古田佑紀君) 確かに、日本と何らかかわりがなく国外で行われた、その容疑者が日本にいて、こういう場合のその捜査をどうすべきか、これはいろいろ難しい問題が現実には生ずることは御指摘のとおりだろうと思います。

しかしながら、基本的に申し上げますと、まずそういう容疑者が日本にいて可能性があるという大前提といたしましては、当該事件についてのいろいろな情報、こういうものがやはり既に関係国から日本の方に提供されている場合も非常に多いわけでございます。したがって、先ほど外務御当局からの御答弁もあったわけですが、いろいろな警察間のその情報の交換とかそういうよう

なものも含めまして、まずは日本国内でそういう容疑者が本当にいてのかどうか、そういうところあたりからもいろいろな捜査というのが行われる。実際に、そこでもどうも間違いないと思うが、日本において刑事手続を実行していかねばならない、そういうふうな事態になってまいりますれば、これは関係国、例えば犯罪地国でありますとか、これが典型になると思いますけれども、そういうところにも共助を求め、それによつて関係資料、関係証拠の提供を求めるといふような手順で進んでいくということになると思います。

ただ、一点非常に現実的なことを申し上げますと、この条約自身が、今お尋ねのあったようなケースについては、まず第一義的に関係国、犯罪地国とかそちらの方の引き渡し要求というのを想定しております。それで引き渡しをしない場合に、日本がいわば裁判権を行使するというふうな原則になっていいます。実際問題としては、通常の場合にはそういう関係国からの引き渡し要請があり、かつそれに日本国として応じられる場合が一般だろうというふうな考えであります。

○遠山清彦君 わかりました。積極的な御答弁ありがとうございます。

最後に、時間ありませんので、防衛庁に。今回の条約で爆弾テロという略称になっておりますが、第一条の三項の(b)等によれば、毒性の化学物質とか生物剤等のことがありまして、また兵器という記述もあるわけでありまして、この爆弾テロが仮に日本で起こる、あるいは起こりそうだという情報が入った場合とか、第一義的に対応するのは警察というふうにも私も理解しておりますけれども、この条約の中に書かれてある事柄を見ても、警察では対応できないようなことがカバーされている条約だと理解をしておりますので、防衛庁、自衛隊の爆弾テロの対応策をお聞きしたい。

あと、よく化学兵器の対応部隊の話は出るんですけども、テロ対策の専門部局というか専門部隊というのがあるのかどうか、それもあると教えていただければと思います。

○国務大臣(中谷元君) 警察当局との連携強化は強めておりまして、本日夕刻に総理官邸の方でNBC対策関係閣僚会議がございまして、これは生物兵器に関して今後の基本方針を定めます。そういう政府全体としての連携強化をますます強めてまいりたいと思っておりますが、実際、そういう手順としては、まず情報収集で事実関係を把握し、また要請とか省庁間協力に基づきまして災害派遣、これを行いまし、当面の初期措置として汚染状況の測定とか検知、また被災者の救助を行いますし、またこういうことが速やかに行えるようにおおむね一時間以内に出動可能な態勢を維持いたしておりますし、また全国各地に化学部隊がございまして、こういった部隊に対しまして、速やかに対処し得るような態勢を維持しているところでございます。

その後につきましては、治安出動もしくは防衛出動に係るわけですが、こういった状況判断を速やかに実施をして、またそれぞれの活動が速やかに行われるように、今後関係機関と連携しつつ適切な対応をとってまいりたいというふうに思っております。

○委員長(武見敬三君) 時間ですので、次に進みます。

○小泉親司君 今回のテロリストによる爆弾使用防止条約については賛成でありますので、このテロ条約に関連をいたしまして、テロ対策について幾つかお尋ねをしたいと思います。

政府は、今テロ対策特措法に基づいて、英米軍による軍事攻撃を軍事支援するために自衛隊の海外派兵の準備を進められているわけですが、そこでやはり私たちは、今英米の軍事攻撃が一体どういう局面になっているのか、こういう軍事報復戦争に、幾ら法律が通ったといえ自衛隊が軍事協力できるのかというところを私たちは指摘してまいりました。英米軍による軍事攻撃は約きのうで一カ月が経過したと。そして、イスラムのラマダーンを前にしても依然として大変激しい空爆が続いていると。

当初、この軍事攻撃についてブッシュ・アメリカ大統領は、今回の空爆、軍事攻撃というのはウサマ・ビンラディンを拘束するためにタリバンの軍事能力をたたくこと、それから訓練キャンプを破壊することだということを当初の目的に掲げてやっておりますけれども、まず外務大臣にお聞きしたいのは、この目的達成という点でこの軍事攻撃というのはどういう前進があったのか、一体どういふ今アメリカから聞いておつて、政府としてどういふ認識をされているのか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 軍事攻撃の現局面でございますけれども、アメリカは今般の空爆によりまして、アルカイダを支援するタリバンの防空能力及び全国的な命令の指揮系統はおおむね破壊をしたと。そして、彼らはもはや自由に作戦することはできない状況にある旨の発表をいたしております。そして、アフガンにおける軍事作戦は相当地前進が見られると述べております。

また、この軍事作戦の目的でありますけれども、テロリストが作戦基地としてアフガニスタンを自由に使用するというのを困難にするということ、ある一つのアメリカ側の軍事作戦のメルクマールであるというふうに思いますけれども、そしてまた人道援助の提供等においても目に見える進展がなされているというふうにも承知いたしております。

○小泉親司君 小泉総理はたびたび、ウサマ・ビンラディンを拘束すると、もともと引き渡しを求めたのにそういうことが実際としてできないんだ、だからよつて軍事攻撃をするんだと、この間テロ特措法でも繰り返して言っているわけですが、ラムズフェルド長官は、十月二十五日それから二十八日、もう二回にわたつてラムズフェルド長官が言っているのは、ウサマ・ビンラディンを拘束するのは千草の山の中からたつた一本の針を捜すようなものだといふふうに言っておりますけれども、その点、アメリカから外務大臣はどういうふうにお聞きになっているんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) そうした今、ラムズ

フェルドさん言われたような困難の中でも、確かに世界じゅうが、ブッシュ大統領が最初にピンラーディンを捕捉する、捕まえるということを言ったことは聞いております。全員が、世界じゅうの人がメディアを通じて聞いているわけでございますけれども、しかし、それが一つだけの目的であるかどうかは私はじかには聞いておりませんけれども、今申し上げましたようなアフガニスタンがテロリストのとりでとして機能するというふうなことも相当でなくなる状態にするということも当然目的。なぜかといいますと、テロに対する戦い、テロリストをできるだけ撲滅するということがこの作戦の目的であります。対イスラムの戦いではありません。したがって、アメリカ側が、おおむねそうしたものは、指揮命令系統は破壊したと言っているわけでございますので、それをもつてアメリカ方の認識というふうに思っています。

○小泉親司君 ということは、ウサマ・ビンラディンの拘束というのは目的に入っていないと、そうおっしゃるんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 入っていないとは申ししておりません。

○小泉親司君 私は、やはりこの間の空爆及び軍事攻撃というのは大変行き詰まっています、最近のアメリカのニューヨークタイムズという、これはニューヨークの大変大きな新聞ですが、軍事攻撃について、戦争はベトナム戦争のように泥沼化しつつあるというのを指摘して、杜説では、地上でのドラマチックな前進がなく、誤爆による市民の犠牲が増加するにつれてイスラム諸国から戦争をやめよという呼びかけが起こってきたということとを現地の新聞も指摘している。

この前のASEANの首脳会議でも、議長声明の第五項で、ASEANの首脳はアフガニスタンに対する軍事行動の結果として罪なき人々の犠牲、これに対しての憂慮を表明したということが合意されたことは、これは御承知のとおりだとい

うふうに思います。

私は、今の米英の軍事攻撃が民間人を殺傷している実態を、クラスター爆弾という大変残虐兵器、非人道兵器の使用を挙げて小泉総理と議論もしてまいりましたし、この使用について、少なくともこの軍事攻撃の中では停止すべきだということを要求してまいりました。小泉総理は、防衛庁長官も同じですが、この使用の停止を求めるつもりはないという見解でありました。

しかし、私は、このクラスター爆弾の非人道兵器、残虐兵器の使用ばかりじゃなくて、今度はデージェー・カッターという大変なひどい爆発力を持った燃料酸化爆弾が使用され始めた、この点についてまず防衛庁長官にお聞きしますが、この爆弾というのは一体どういう性能を持った爆弾なんですか。こういうものが許されてよろしいんでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 通称デージェー・カッターについてというお問い合わせでございますが、これは、BLU82ということで、米軍が保有する通常爆弾としては最大級の爆弾であります。全長五・三七メートル、直径一・五六メートル、重量六千八百キログラム、ジェル化された高性能爆発物と承知をいたしておりますが、通常C130の輸送機によって運搬され、落下傘が開いて投下され、地表面近くにおいて爆発するというふうなものでございます。

○小泉親司君 米軍は使用しているんですか。

○国務大臣(中谷元君) 先日、ベイス米統合参謀本部副議長が、これまで二個使用したということとを明らかにいたしております。

○小泉親司君 その後ベイスが言っていることは、どういふふうに言っておりますか。

○国務大臣(中谷元君) 先週までに二個の爆弾を使用した、これはC130輸送機において運搬され、パラシュートによって機外に引き出される、爆弾に取りつけられているプロープが地面に接触した時点、本体から、約地上一メートルの地点に爆発する、爆発すると物すごい衝撃になる、使用

目的は人員を殺すことである、また堅固でない陣地、露天陣地を占領する部隊に対しては極めて有効であるといふふうに述べております。

○小泉親司君 私、非常に誤訳だと思えます。

正確に申し上げますと、この爆弾を使用すると、あなたが予想しているようにそこは地獄になる。その目的は人々、ビルを殺すことだ。タリバンじゃないんですよ。人々を殺すことが目的なんだからいふに書いてあるんです。そういうふう

範囲、ヘリの基地一つというから、ヘリの基地以上ですね、もしもその七・八キロと今おっしゃったのが正確であれば、それだけのところを野草もすべて根こそぎばっとなすということですから、大変な破壊力があるものであるということとは理解しておりますし、二発使ったということアメリカ側のベイス副議長が言っていることも認めております。

○国務大臣(中谷元君) その部分につきましては、ア・ヘック・オブ・パンクということで、物すごい衝撃といふふうに訳しております。先ほど、物すごい衝撃になるといふ部分でございます。

○小泉親司君 いずれにしても、ヘックというのはヘルで、つまり地獄だということ、これは私はそちらの方が誤訳であって、インターネットではこの問題についてどういふふうに指摘しているか

というところ、この爆弾は液体状態で爆弾に詰められている燃料を着弾直前に空気中に放出、空気と拡散された最適な混合率になった時点で点火し、大爆発を伴う急激な燃焼を起こさせる爆弾、大型のもの、の危害半径は四海里、約七・八キロで、湾岸戦争でも使われ、その爆発を見た兵士は戦術核兵器の使用ではないかと仰天したと。余りにも強力過ぎるために燃料酸化爆弾は国際的に禁止すべきという声が上がっているが、アメリカは断固拒否

しているということだ。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私、デージェー・カッターにつきましては、燃料酸化爆弾については調べておきました。

確かに、大変な威力のあるもので、プロパンガス、簡単に言うとなれのような原理、酸化したガスに引火をするというようなメカニズムであって、大変な高圧力があると。そして、かなりの広

○国務大臣(中谷元君) 私も米国の作戦行動については直接承知しているわけではございませんけれども、テレビの報道等を見ますと、溪谷とか、谷間にこれを飛ばすというふうな報道もして破壊することができるといふような報道もしております。米軍も、この戦いというのはタリバン及びアルカイダの排除を目的としておりまして、この対処において全力を挙げているというふうな認識をいたしております。そういった罪のない市民の被害については最小限にするという認識のもとに使用されているといふふうに認識をいたしております。

○小泉親司君 私は、クラスター爆弾のときにも、直接アメリカがクラスター爆弾を民間に、民間人の住宅や物に使用しているということだけを指摘しているんじゃないかと、その兵器の性能からして

民間人を巻き込むようなそういう兵器じゃないか
ということを私は指摘しているんです。

例えば、クラスター爆弾について、十二月二十二日に外務省に、これはコソボ難民の支援活動をやっている難民を助ける会、この人たちが地雷除去活動をやって、それに対する報告書を出していますけれども、その報告書については、クラスター爆弾について、もう空爆は終わっているんですよ、コソボは、どういふふうに言っておりますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) コソボのケース、これはNGOのことも関係してきておりますけれども、政府は、平成十一年の十月に難民を助ける会、これはNGOですけれども、これがコソボの中西部において行った地雷除去の活動等に対して資金をもちろん提供しておりますけれども、これは、NGOは大体、何といえますか下請といえますか、余り言葉はよくありませんが、特にイギリスを中心としてそうした専門家があって、そういう専門組織が地雷の除去等をやってくれているわけですから、クラスター爆弾を地域の住民が手にしている場面に遭遇して説得により事なきを得たこともあるけれども、要員が死亡する大惨事に至る可能性もあったというふうなことも聞いております。

○小泉親司君 いや、その報告書が指摘しているように、そういう民間人を巻き込む危険がある兵器を、それを私は無差別爆弾であり非人道的爆弾だと。少なくともそういう爆弾については、我々、軍事攻撃については、こういうふうな形のことをやり始めたらどんな民間人を巻き込むことになるんじゃないかと、そういう指摘をしているんですね。

だから、そういうことを外務大臣や防衛庁長官が、こういうことをアメリカに対して、あなた方が接触する、コンタクトをとっていると言っているのであれば、少なくともそういうこと自体はきちんと私はアメリカに対して言うべきなんじゃないですか。その点について外務大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 市民を、本当に無辜の人たちをどれだけ巻き添えにしたかということ、は今のこの時点で正確な数字等がわかっていないわけではございませんけれども、アメリカは、今般の軍事行動はアルカイダ及び同組織を支援したタリバン、その政権の軍事施設への攻撃を目的としたものとしておりまして、先ほども言ったことの繰り返しになりますけれども、民間人の犠牲を防ぐべく細心の注意を払って目標の設定もしており、あらゆる努力を払って市民を巻き添えにしないようにしている、そして、クラスター爆弾の使用に際しましては目標に対して最も効果があるときに限ってのみ使用しているというふう聞いております。

○小泉親司君 十月二十八日に同じようにラムズフェルド長官はCNNのインタビュに答えまして、CNNのアナウンサーが、例えばバンカーバスター爆弾、これは地中で破壊してタリバンのいわゆる地下のトンネルを破壊する目的なんだと、しかし、それが効果がなかったときに小型の核兵器を使うということはラムズフェルド長官はどのように考えるのかというふうにインタビュアーが質問した。それに対してラムズフェルド長官は何て答えているかというと、我々はあらゆることを排除している、米国は核兵器のような兵器の使用を排除する、ということはこの間歴史的には一貫して拒否してきたんだと。つまり、核兵器の使用もあり得るんだということを言っておられる。

ということ、そういう効果があれば小型の核兵器も使用するというのもお認めになるんですね。

○政府参考人(藤崎一郎君) 申しわけございません。今、私の手元にはちよと委員御指摘の記録は持っておりますので、調べてみたいと思っております。

○小泉親司君 いや、私は事前通告しておりますので、北米局長、それじゃちよと幾ら何でもおかしいですよ、ちよとそれじゃ。ちよと委員

長、大変おかしいであります。だって、資料持っているんですよ、ほら。だめだよ、これは。時間をとめてください。

○委員長(武見敬三君) 速記をとめてください。
(速記中止)

○委員長(武見敬三君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(藤崎一郎君) 私どもが今持っております記録でございますと、二十八日、「聞こえないよ」と呼ぶ者あり。私も今持っております記録では、ラムズフェルドは二十八日のテレビインタビュにおきまして、いかなる兵器の使用についてもあらかじめ除外しないのが米国の方針であるが、現在のオペレーションは通常兵器をもつて対応できると考え、こういう言い方をしたというのを持っております。

○小泉親司君 その次を読んでもください。そんなことはわかっております。その次を読んでもください。

○政府参考人(藤崎一郎君) 私の手元にございます記録が必ずしも先生のとは一致しないと存じますが、私の手元にございますのは、次の文章は、民間人の犠牲が出ないよう細心の注意を払っているが、タリバンが軍事目標を病院やモスクの中や近くに置いていることが問題を複雑にしている、こういう記録でございます。

○小泉親司君 私、でたらめだと思えますよ。外務省、そんな姿勢であなた方はこの問題取り組んでおられるんですか。外務大臣、こんなふうな姿勢で取り組んでおられるんですか。

アメリカが大変大きな核兵器の使用の問題についてCNNで、これは一回じゃないんです。最近、私、十月二十八日のCNNテレビのインタビュで答えているでしょうと質問しているのに、それに対して外務省は答えられないんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 率直なところ、十月二十八日のラムズフェルド長官の発言の本身は、私たち、今ペーパーありません。防衛庁にも伺いましたけれども、今はないとおっしゃってしまし

て、私どもが一番直近に、今私が持っておりますのは、ずっと早くて申しわけありませんが、九月二十一日、フォックステレビインタビュでラムズフェルド長官が、核兵器の使用を検討しているとの報道があるがとの問いに対して、我々はその問題については検討も議論もしていないと言っています。同日、BBCインタビュでパウエル長官が、ブッシュ大統領はすべての必要な武器と言っているが、右には核兵器は含むのかとの記者の質問に対してパウエルさんは、核兵器はテロ組織に対して必要とされる兵器とは考えていないという発言の段階まででございますので、委員がおっしゃっている十月二十八日、これについては至急取り寄せさせていただきます。

○小泉親司君 ちよとそれは、僕はこの審議は続けられません。

だって、事実上——あなた方は日米同盟をやっている、アメリカと緊密な連絡をとっているとおっしゃっているでしょう。私は、インターネットで少なくともとって、インターネットにちゃんと載っていますよ。だから、私はそれを正確に言っているだけの話で、インターネットから、それを外務省がお答えできないなんて、こんなひどい話、ないんじゃないですか。

それで何で、それじゃアメリカの軍事支援、軍事行動に支援する、核兵器を使った、使うことも排除していないアメリカの軍事行動にあなた方は支援するおつもりなんです。そういう議論になるんですよ。だから、そこところは正確にしたいだかないと、私ちよと審議を続けられませんか。

○国務大臣(中谷元君) この二十八日の発言については、歴史的に米国は核兵器を使わないということ、これを言わないというふうな答えられています、記者団の質問に。

ということで、基本原則として、米国においては、核兵器については使うとも言わないし使わないとも言わないし、ずっとこれについての態度を鮮明にしないという基本原則があるというふうな

ことで御答弁されたというふうに思っております。

○小泉親司君 さつきは防衛庁長官も知らないといふ外務大臣が言っておきながら突然そう言うのは、私、質問しているんですから、お答えしていただかないと。そこが一番やはり問題だと思っております。

それじゃ、そういうふうには防衛庁長官は後半の部分はコメントされましたけれども、正確に申し上げれば先ほど私が言ったのと同じことをおっしゃっているんですが、アメリカはこの核兵器の使用については一切歴史的には排除しない、つまり使う場合があると。あなたがおっしゃっているのは、使う場合とか使わない場合がある。そんなことを聞いているんじゃないかと、使う場合がある、今度の軍事作戦で、それについては防衛庁長官はどうお考えなんですか、よろしいと考えているんですか。——だめだよそんなの。防衛庁長官の問題でしょう。そんなのでめです。

○国務大臣(中谷元君) このラムズフェルド氏の発言は、従来から一貫した原則論を述べているわけでございます。ですから、米国としては使うとも言わないし使わないとも言わないというこの発言をしたわけでございます。

○小泉親司君 じゃ、その原則論については賛成されるんですか。使う場合があると云っているんです。

○国務大臣(中谷元君) これはアメリカの国家戦略と意思決定でございますので、アメリカが御発言をされたことだというふうに思っております。

○小泉親司君 じゃ、使う場合もあるという場合についても、日本政府としてはそのことについては賛成される。

○国務大臣(中谷元君) この御答弁は防衛庁がふさわしいとは思っておりませんが、個人的には、日本は非核三原則を有しておりますので、核の使用等については賛成できないというふうに思っております。

○小泉親司君 私が聞いているのは、このイ

ンターネットでも言っておるのは、先ほども経過を申し上げましたが、その点については外務省がちゃんと把握されておらないからもう一度繰り返しますが、質問は、バンカーバスター爆弾というトンネルを破壊する爆弾がなかった場合には小型核兵器も使用するのかと、こういう質問なんです。

つまり、原則論を言っているんじゃないかと、今の現実の戦争の中でそういうふうな小型の戦術核兵器も使用することもあり得るということとを国防長官が言っている。だから、私はこの問題は大変大事な点だということを主張して、防衛庁長官にお聞きしているんです。もう一回お聞きします。

○国務大臣(中谷元君) この発言について、質問は確かに具体的に聞いておりますが、答えた本人はあくまでも原則論でお答えしておりますので、使うとも言っていないし使わないとも言っていないという認識に基づいて御発言されたというふうに思っております。

○小泉親司君 いや、ですから、私は、使うべきではないということとは言えないんですか、防衛庁長官としては。

○国務大臣(中谷元君) 我が国としては、被爆体験もございまして、核の使用等については否定的な姿勢で臨むべきだと私は思っております。

○小泉親司君 私は、やはり核兵器にしろ燃料気化爆弾にしろクラスター爆弾にしろ、こういうやはり非人道的な残虐兵器というのは、いかなる軍事攻撃、報復戦争という中でも絶対使われてはならないと。それを今アメリカが、米軍が攻撃の中で、特にクラスター爆弾や燃料気化爆弾のような大変ひどい残虐兵器を使っているというのは非常に重大な問題だし、この戦争自体がそういうやり方民間人を殺傷するような危険な爆弾を使用し始めたという点では、私は、この戦争というのは大変泥沼化している方向を示しているわけで、その意味では、こういう軍事攻撃に対する軍事支援というのは絶対認められないというふうに私は思います。

そこで、少し時間がありますので、防衛庁長官にお尋ねしたいのは、あすにも自衛艦三隻をインド洋に派遣するということが、どのような目的で、どのような根拠で派遣するんですか。

○国務大臣(中谷元君) これは、従来から今回のテロの対応措置ということで小泉総理大臣の方々に、速やかに情報収集のための艦艇を派遣するという政府の声明を九月の十六日に発出を、発言をされていまして、その後、国会の審議等を通じてテロ対策措置法案が成立をいたしました。これに基づいて今後種々の活動を行っていくわけでございますが、こういった今後の活動を実施する上において必要な情報を得るために今回の情報収集のための艦艇派遣を実施したいということでございます。

○小泉親司君 どのような、具体的目的をお聞きしているんです。

○国務大臣(中谷元君) これについては、まだ安全保障会議が開かれておりませんので、私の方から具体的な内容を言うというのは適当かどうかわかりませんが、仮に派遣するといったした場合にございましては、現地で活動するために必要な情報でございます。例えば港湾の状況とか海洋等の資料、そして周辺の海域の安全状況とか、今後の対応に必要事項等を調査させたいというふうに思っております。

○小泉親司君 「くらま」や、いわゆるヘリ搭載の護衛艦や「はまな」補給艦、こういうものをやつて港を調査するということはおかしな話だと思っておりますが、これ、防衛庁設置法五条でやられるわけですね。防衛庁設置法五条でやるのとテロ特措法でやるというの、どこがどういうふうに違うんですか。

○国務大臣(中谷元君) 防衛庁設置法五条というのは、防衛庁の所管する事務、所掌事務、これの遂行に必要な事項の調査といたることになっておりまして、テロ対策のための特別措置法が成立を受けて十一月二日に施行になりました防衛庁の所掌事務となりました。これに伴って必要な事項の調

査研究を行いたいというふうに思っております。

○小泉親司君 いや、どこが違うのかと。実態としてどこが違うんですか。同じことを言っておられるんですよ。調査もするんですよ。どこが違うんですか。

○国務大臣(中谷元君) 防衛庁設置法の五条というのは、調査研究を行うという規定でございます。テロ対策新法というのは、今回のテロ対策に関する措置ということで、その協力支援とか被災民救援とか捜索救助とか、そういうことを定めておりまして、その意味する内容と対象が違っております。ではないかというふうに思っております。

○小泉親司君 とすると、例えば「はまな」という補給艦が行きますが、これは物資を積んでいくんですか、積んでいかないんですか、弾薬は積んでいくんですか。

○国務大臣(中谷元君) 具体的な船名のお話でございます。これは、これを派遣するかしらないかというの、今後、安全保障会議において正式に決定をされて実施されますので、現時点において、そういった派遣を命じたこともございまして、具体的なお話ができるような状況ではございません。

○小泉親司君 じゃ、「はまな」は送らないんですね。

○国務大臣(中谷元君) まだ安全保障会議が開催をされておきませんので、今の時点で送るといことはお話しできないわけでございます。

○小泉親司君 じゃ、それは防衛庁設置法五条で送ると。そして、それからテロ特措法に突然切りかえると、こういうこともあり得るんですね。——ちよっと、大事なことから、これは。法律の運用だから。

○政府参考人(首藤新悟君) 安保会議で了承された艦艇を近々派遣するということになりました場合は、その時点での目的は調査研究ということになるわけでございます。

○小泉親司君 いや、答弁になっていないですよ。防衛庁設置法五条で行った。行ったら途中でテ

口対策法に切りかえるんですかと聞いているんです。防衛庁長官が、運用の問題なんですから。

○国務大臣(中谷元君) そのテロ対策措置法に基づく行動につきましては、基本計画に基づかなければなりません。この基本計画自体も、現在、日米等関係国と調整をし、調査をした上で決定されるわけでございますので、現時点において、いかなる基本計画に基づいて行つかという内容については具体的にお答えできるほど固まっておりますので、今後の問題についてはお答えできないわけでございます。

○小泉親司君 私、防衛庁設置法五条というのは、とんでもなく、そんなインド洋まで行くようなものはない、できるような法的根拠じゃないということをおっしゃるに再三繰り返してきただけども、そうしたら、五条で行った。それは、五条で行ったんだから元へ戻ってくるという、そういうことなんです。任務が終了したら戻ってくるんですか。

○政府参考人(首藤新悟君) 今、先生のおっしゃられた先ほどの質問とのやはり接続の御質問だと思いますが、まだそういった点につきましては、基本計画が決まっていないということで、その時点における問題についてはお答えできる段階ではないということでございます。

○小泉親司君 今、ハワイで日米の調整委員会をやっていますが、日本側は外務省安保課長、防衛庁防衛政策課長、運用課長、統幕第五幕僚室長が参加していますが、米側はだれが参加しているんですか。

○政府参考人(首藤新悟君) 太平洋軍の具体的な出席者の名前までは私自身も存じておりませんが、一般的に、太平洋軍の五部あたりの責任者を中心に出席しているのだと思います。

○委員長(武見敬三君) 時間が来ましたので、次に移ります。

○大田昌秀君 私の質問は先ほどの広中委員の質問と若干重複するところがございますが、まず最初に、この爆弾テロ条約の批准といいますが、あ

るいは関連法の整備というのが今日に至っているというその理由について、最初に外務大臣の方からお伺いしたいと思います。

先ほど外務大臣は、G8のうち三カ国だけが批准といいますが条約を締結したという趣旨のお話でございますけれども、残りの国々はどういう理由で批准に、あるいは締結に踏み切らなかったとお考えですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 結論的には、それぞれの国情があったと思いますので、逐一全部を今、私が正確にお答えするのは困難かと思えます。

○大田昌秀君 法務大臣にお伺いします。この種の条約は当然国内法の整備が必要となりますけれども、この条約につきましては国連の場で九四年ごろから非常に表面化してまいりましたけれども、法務省としては、この種の条約について国内法の整備に関して外務省から御依頼があった場合に乗り出すのか、それとも、この種の条約が国際的に表面化した時点で、法務省なりに国内法の整備の必要性を感じたことによって外務省と相談をされて整備に乗り出すというようなそういうことをなさるのか。だとすれば、いつごろから国内法の整備を手がけられたかを教えていただきたいと思えます。

○国務大臣(森山眞弓君) 条約の批准というのは外務省のお仕事でございますので、手続としては、外務省の方から、このような条約ができて日本も考えたんだがどうかというお話があつてから、法務省としては国内法との整合性を勉強するという手順になるというふうに思っています。

この件も同じだと思えますが、非常にこれは重要な条約であり、できるだけ早くということもよく法務省でもわかっておりますので早速取りかかりましたけれども、この提案したものをごらんいただいてもおわかりのように、非常にたくさん法律、またたくさん省庁に關係がございまして、なかなか一朝一夕には片がつかないという内容でございますまして多少手間取りましたことは残念でございますが、このたび、アメリカでの同時多発

テロ事件ということがまた一つのきっかけになりました。できるだけ早くしようということで関係省庁からの御協力もいただきましたので、検討作業を早めて所要の検討が済み、このようにお諮りしているところでございます。

○大田昌秀君 これは外務省の方かと存じますが、国連に参加している国は何か国あつて、そして何カ国がこの条約を受け入れようとするか、締結しようとしているかということ、もし御存じでしたらお教えいただきたいと思えます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 国連参加国は今現在百八十九でございますけれども、二つ目のお尋ねが何でございますか、ちよつと聞き取れませんが、失礼いたしました。

○大田昌秀君 何か国がこの条約を批准しようとしているのか、あるいは条約を締結しようとしているのか、そして、残りの国々はずな対応しないのかということについても、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 百八十九カ国のうち、締約国が二十九、署名国が五十八でございますが、先ほどの最初の御質問と同じでございますけれども、なぜ未締結であるかというふうな理由についてはちよつとつまびらかにはいたしておりません。それぞれちよつと立場がありまして、条件があるんだらうというふうには思っております。

○大田昌秀君 各国の事情について御存じないとおっしゃるわけなんです、これを本当に国際的に防止をする、実効性を持たせるためには、やはりそういった外国の事情についても外務省としては当然把握していただきたいわけですし、それから、これは法務省とも関連すると思えますが、各国の事情を若干調べてみますと罰則規定がそれぞれ違うわけなんです。そうしますと、この条約というものを国際的に有効性を持たせるために何らかの不都合はないかどうか、その点についていかがでしょうか、法務省の方。

○政府参考人(古田佑紀君) どういうふうな罰則を設けるかということにつきましては、それぞれ例えばアメリカやイギリスあるいはドイツ、言ってみればそれぞれある程度伝統的に枠組みがあるわけでございます。

そこで、問題となりますことは、その枠組みの中で、かつ条約が求めているところをどういうふうな犯罪化するのが一番適当かということになるわけでございます。そこで各国でそれぞれの国内法制の枠組みの中で工夫を凝らして犯罪化をするということになることから、形の上で若干違つた部分が出てくることはそれは事実でございます。しかし、その処罰の対象としている部分については各国共通に処罰の対象となると、そういう形に、これはどういう条約でもそうなんですけれども、大きく言いますとそういう姿になるということでございます。

○大田昌秀君 つまり、罰則の規定が軽重にかかわらず何らかの支障はないということですか。それとも、時々、この罰則の問題とかあるいはその運用面についてどうなっているかということとで国際的な会議をなさっているとか、そういうことはございますか。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほど申し上げましたとおり、条約で犯罪化を求められる、そこについては何らかの形ですべての国が共通して犯罪化しているということでございますので、そういう意味で、各国との間での適用上問題が生ずるということとは起こらないわけでございます。

実際問題として、国際的に何らかの具体的な事件の処理が問題になりますときには、それぞれ自分の国の処罰法規に照らし合わせてその範囲で協力をしていくということになるわけでございます。そういうことから、犯罪化するべき対象が共通に犯罪化されている以上は、罰則の、例えば罪名が違ひますとか法定刑が若干違ひとか、そういうことがありまして特に国際的に問題を生ずることとはないわけでございます。

○大田昌秀君 今回のテロによって国の内外の各地におきまして経済的なダメージが非常に大きく

なっておりますが、沖縄県は基地を過重に抱えているということもありまして大変なダメージを受けておりますけれども、政府はその沖縄の経済的ダメージをどのように把握しておられるか、お願いいたします。これは官房審議官の方、お願いいたします。

○政府参考人(山本信一郎君) 今回のテロ事件によりまして、修学旅行等を初めキャンセルが大幅に出てございます。十一月六日現在で約二十万人のキャンセルが出ておりまして、御承知のように観光産業は沖縄県におきまして大変大きなウエートを占めておりますので、大変憂慮しております。

具体的な数字ということになりますとなかなか推計が難しいところですが、地元銀行の一つの推計数値としましては、観光客が5%減、二十万人強ということになります。減りますと、一人当たりの消費単価が大体十万円前後ということとでございますので、二百億円前後の収入減が生じるのではないかとといったような数値が発表されておるところでございます。

○大田昌秀君 今の二百億というのはどれくらいの期間のことですか。今回の、今日の時点ですか。

○政府参考人(山本信一郎君) 一応これは推計数値でございますが、5%観光客の入込み客が減りますとそれぐらい収入減が生じるであろうという推計数値でございます。

○大田昌秀君 警察庁にお伺いいたします。

現在、機動隊が沖縄に派遣されて米軍基地周辺で警備に当たっているようでございますけれども、どのような法的根拠によっていつ何名の機動隊が沖縄に派遣されたのか、それは沖縄だけに限定されるものか、それとも全国的な警備状況に基づいておられるのか、教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(漆間巖君) 沖縄に管区機動隊を派遣している法的根拠は警察法六十条でございます。この六十条……

○大田昌秀君 済みません、もつとはつきりおつ

しゃってください。

○政府参考人(漆間巖君) 沖縄に管区機動隊を派遣している法的根拠は警察法六十条でございます。警察法六十条によりますと、公安委員会が他の関係警察に対して援助の要求をする、事前、場合によっては事後に警察庁に報告すると、こういう枠組みでありまして、これに基づいて管区機動隊が送られております。

これにつきましては、沖縄だけではありません。それ以外の青森とか長崎とか、そういうところにも管区機動隊は派遣されております。

○大田昌秀君 政府は沖縄の経済的なダメージを救済しようというところでいろいろな措置をとっておられることは理解して感謝しているわけでございますけれども、実は、データを見ますと、機動隊が派遣された後の観光客の減りぐあいと、機動隊が派遣された後の方でぐっとキャンセルがふえているわけなんです。

例えば、前の時点ですと七万五千人くらいのものが機動隊派遣後の減り方というのは二十万という言い方がされておりますけれども、ある意味では、機動隊を派遣して警護することが沖縄を安全にするという印象を与えるかもしれませんが、逆に、機動隊が派遣されるといことを見て、これをマスコミで知って一般の人たちが不安に駆られる、そのことがまた全国的に広がっていつて経済的により苦しい状況に來るといことも考えられるわけなんです。一体、この機動隊の警備、四百五十名ほどの機動隊を派遣するのだけれど、この費用をかけておられるのか、そしていつまでこれは警備を続けられるのか、そのあたりお願いいたします。

○政府参考人(漆間巖君) その前に、大変機動隊を派遣したことによって沖縄に來られる予定の修学旅行生が減ってしまったというようなお話でございます。この辺につきましては、その因果関係があるかどうかわかりませんが、いずれにしても、沖縄県の安全を確保するためにまさにこの管区機動隊を派遣しているわけでありまし

て、さらにまた、昨日、琉球新報の夕刊を読んでもありましたら、まさに北海道の女子高校生が修学旅行を沖縄にやりたい、どうだろうかというので十月に下見に行きまして、そのときに沖縄県警の担当の課長が、安全ですと、予定どおり修学旅行を実施するように勧めたと、その結果、予定どおり十月二十四日から二十六日まで全員参加で沖縄に來て、実際に平和のとうさや自然の美しさを感ぜるいい機会となり、キャンセルもしなくてよかったねという声が出ていたという礼状が担当の課長のところに來ているということでありまして、こういうことに関しても、警察としても、やはり沖縄は不安ではないよというのを、やはりその辺のところを伝えていく努力はしなきゃいかぬというふうに思っております。

それからもう一つ、経費の関係でございますが、これは、いつまで続くかという問題もいろいろございまして、現時点で、当面この派遣は継続される見込みになっておりますので、この情勢あるいはその派遣期間、あるいはその間に人員も変化しますで、その所要の経費を算定するというのは困難でございます。

○大田昌秀君 せっかく防衛庁長官もいらしておられますので、若干関連してお聞きしたいと思えますが、現在、沖縄には自衛隊基地は幾つあつて何名の自衛隊が沖縄に駐留しておりますか。

○国務大臣(中谷元君) 突然の御質問で、数字的に正確性はないと思いますが……

○大田昌秀君 局長でも結構ですけれども、もしどなたか御存じでしたら、防衛庁関連の方で。

○国務大臣(中谷元君) 一般的には、那覇の飛行場周辺に航空自衛隊、また陸上自衛隊、そして海上自衛隊が沖縄の北部の方に、北部というか中部の東側にございます。その点は承知しておりますが。

○大田昌秀君 後ほどチェックしていただきたいと思ひます。

と申しますのは、自衛隊法の改正によって、新たに自衛隊が米軍基地を警護するというような事

態が起る可能性も話題に上っておりますけれども、今、防衛庁長官として、自衛隊が沖縄の米軍基地を警護するというような事態も想定しておりますか。

○国務大臣(中谷元君) 現時点におきましては、沖縄に關しましては諸般の事情等がございますので、沖縄で警護出動等を実施するというようなことは、すぐには想定はいたしておりません。

○大田昌秀君 最後の質問です。

そうしますと、現在、自衛隊が、私の理解では沖縄に六千人近く駐留していると思ひますけれども、こちらから特別に自衛隊を派遣するというようなお考えはないということですね。

○国務大臣(中谷元君) 現時点において、警護出動等による警備を行うという予定をいたしておりません。

○大田昌秀君 はい。ありがとうございました。

○委員長(武見敬三君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武見敬三君) 全会一致と認めます。よつて、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武見敬三君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案件の審査報告書の作成につきまして

は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(武見敬三君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官柴田雅人君、人事官佐藤壮郎君、人事院事務総局人材局長藤原恒夫君、防衛庁人事教育局長柳澤協二君及び総務大臣官房審議官戸谷好秀君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武見敬三君) 外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○齋藤勤君 民主党の齋藤勤でございます。

冒頭、外務省、外務大臣にお尋ねをいたします。外務大臣に就任をされて約半年がたつては、ないかと思ひます。五月十七日、先日の参議院選挙前でございますが、私も前もこの委員会に所属をさせていただきました。この本委員会、田中大臣が所信として述べられております。改革断行内閣として発足した小泉内閣の外務大臣として、外交の分野においても改革を断行し、日本外交に対する信頼を取り戻すため、全身全霊を挙げ

て取り組んでまいります。そのためには外務省の自己改革が必要であり、先般の機能改革会議の報告を踏まえ、みずから具体的改革案の作成にかかわり、自分の責任において発表をいたします。

国民の目線に立つて、しっかりと国益に基づいた外交政策を展開するためには、本委員会の御議論は極めて重要だと考えておりますというのが述べられております。

初心忘るべからずと、これはもう申し述べるまでもないと思ひますが、今なおこの初心を持っておられると、職務を遂行されているというふう

に理解してよろしいですね。

○国務大臣(田中眞紀子君) 結構でございます。

○齋藤勤君 私は、前の委員会ときも、いわゆる外交機密費の解明に向けて、外務省改革に向けて先頭に立つて頑張れる外務大臣に対し、本委員会でも、いわゆる頑張つてほしいというエールを送ったつもりでございます。今日、なおもその気持ちは変わりません。そういう意味では、この初心を忘れずに専念していただく限り応援をさせていただきますと思ひますし、きょうもそういった立場で幾つかの質疑をさせていただくつもりでございます。

そこで、まず外務大臣、この約半年になります。御自身として、外務大臣になってこの所信の考え方を踏まえて、具体的にこういうふうに行うとしたこと、そして、しかしできなかったこと、具体的にお述べいただければありがたいと思ひます。特に、外務省改革についての現状と今後の課題についてはできる限り具体的に御報告いただければありがたいと思ひます。あるいはまた、今後の課題についても、こういう課題があると、どういふふうに取り組む考えなのかということについても明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私は、着任いたしましたときに、外交の要諦は何かということを通して述べました。それが私が心がける、政治家としても基本的にはそういうところがございますけれども、日本の国民の皆様の生命、財産を守り、そし

て世界の平和とか安定に貢献をしていくということのために政治もあると思ひますし、外交もその一部であるというふうにご考えております。殊に、外交はそうしたことで対外的な折衝が多々ござい

ますから、そう考えています。

そして、国会でのごうした御審議ももちろんございまして、委員会、本会議。それから、海外に大体五回から六回になりましたでしょうか、五回だと思ひますが、国際会議等があつて出席をさせていただきました。さまざまな分野の方からいろいろ意見を聞かせていただいたり、私も自分なりにメッセージの発信をしてまいりました。二国

間、それから多国間での協議等もございまして、そうした中でこの六カ月間でいろいろなことを経験し、また学び、発言もしてきております。それ

ぞれお立場によつていろいろな思いもおありになるし、まあこんなものかなと思つ方もおられるでしょうし、すっかり不足していると思つ方もおられると思ひますが、少し長い目で評価をされるものかなというふうには思つております。

それから、外務省改革につきましましては、これは前の内閣で残念ながら松尾事件というのがありまして、個人の犯罪であるということでもつて一応

ピリオドを打った形でございましたが、その後も引き続き、今も、まことに残念でございますけれどもいろいろな問題をやらんでおりまして、国民の皆様、国が受けた被害の額も想像、当時想像はつかないほど大きな額に上つております。

そして、そうしたことを踏まえながら制度の改革というものを取り組んできておりまして、いろいろな内外の方の御指導を得ながら、例えば部局会計の一元化でございますとか、それから監察査察制度を立ち上げましたり、それから領事移住部の業務を長く時間をすると、それから在外公館に公認会計士の方等の査察に行つていただくとか、そういうことを立ち上げて動き始めてきておりますので、こうしたことも今後は、制度の面で十分とはいかないと思ひますけれども、結果が前よりもよくなるというふうにご期待をいたしております。

ます。

そのほかにも、今度、人事の面で、私は新しい民間大使という人を二人推薦して初めの方からおりますけれども、これがなかなか実現いたして

おりませんで、そういう新しい風を入れて、いろいろな人材が外務省のプロパーにもおられますが、それ以外から広く起用していくということは新しい風を送り込む上で大事だと思つております。これはまだ実現いたしてございまして、事務方を督励しております。

それから、外務省の特殊性というのがあります。在外も本省も大体三年ぐらゐをめぐらして、それよりも長い方が今と数えたのでは百何十人か、かなりの数が、もつともかもしれません、おられます。きょうは一覧表を持っております。そういう方たちが長いところにとつといると空気がよどみますし、いろいろな利権等の温床にもなると思ひます。

それから、余り理由がはっきりしないのに短期間であつちこちに行くということも、なかなか人事というものは公平でなければならぬと思ひますし、ルールが必要だと思ひますので、外務省内のルールを確立するように、これも努力をいたしております。

なかなか行き届きませんけれども、そのほかたくさん改革すべきことについては箇条書きにして、まだ十一ぐらいの項目については官房長を通じて改革をするようにお願いをし、私どももチェックをいたしております。それが現状でございます。それから、今後の課題は、そうしたことをとにかく速やかに実現すること、これが外務省内部のことです。

それから、外交全般として思ひますと、今は九月十一日のテロ事件以降いろいろな局面展開がありまして流動的な事態でございますけれども、例えば人道支援のあり方についてアフガニスタンだけではなくて周辺国家、それから、これは言うはやすく、なかなか現実的には、午前中の御議論を踏まえてもおわかりだと思ひますが、困難を伴う

と思います。できることからやるということだと思います。現場をよく掌握することだと思います。そのために、私も今度の連休にそういった地域に行けるように、今、努力をしております。

それから、あとはポストカリバンの問題で、これは政治的な問題ですが、大國のエゴではなくて、本間にアフガニスタンの人たちがそこに定住しているようにバックアップする、これは極めて厳しい作業になると思います。大変この国の歴史も地政学上の問題も、いろんな部族がいること等を考えますと厳しいと思います。

それから、もちろん近隣のアジアの国々、韓国、中国、それからロシアとの領土の問題、サンマの問題もありますし、ASEANの会議にも何回も行っていただきました。WTOも近々またございしますが、この間もシンガポールで行って、なかなかこのグローバルゼーションの中で途上国と発展している国との利害を調整していくということ、これも大変難事であると思いますし、欧州の方々とも私は個人的に緊密に連絡をとったりお電話をいただいておりますけれども、やはりいろんな問題がございます。今回のアフガンでもございます。

アメリカはもちろん日米同盟は一番軸でございますから、それも軍事面だけではなくて、文化、人の交流、経済の問題、大変大きく変動すると思っておりますので、そうしたことをトータルでとらえていく。

これは数か月で結果が出ましたなということにはまずあり得なくて、こういうことを息を長く、やるべきことは速やかに、そして、長期的ロングスパンでやることはそうした視点をとらえながら取り組んでいきたいし、いくべきであるというふうに考えております。

○齋藤勲君 大臣、るるお話しいただきましたけれども、おおむね自己採点して、百点満点で今自分の、外務大臣として半年やってきたけれども百点なのか九十点なのか八十点なのか七十点なのか六十点なのか、自分ではどのような自己、点数は別にしても、優良可でも結構なんですけれども、

古いかも、言い方が。どんなふうに思われますか。○国務大臣(田中眞紀子君) よく週刊誌からそういうことを言われますが、私は答えない主義でございますし、人様が結果として、ほかの方の、ほかの外務大臣と、この場合、比較をして後に、後日評価されるものであると思います。

○齋藤勲君 私、別に週刊誌的な質問したつもりはなくて、これは小泉内閣が今日まで、私ども国会だけでなく国民が、とにかく一内閣一閣僚と、こういうことを今日まで総理大臣は明らかにしていますね。ところが、昨今、外務大臣のみならず複数の閣僚が、この国会でも、臨時国会でも終わったら内閣改造があるんだと、やるべしだ、こういったようなこともあるんで、それに特にいつも外務大臣が出てくるわけですね、これは。いつも田中外務大臣が。こういうことについて御自身、当然今、閣僚として一生懸命今思ったことを取り組み、そして今後の課題とかいろいろやるということについて、ある意味では不愉快千万ではないかなと、こういうふうに書かれることはね。不愉快きわまりないと、そんなお気持ちじゃないですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 永田町のいろいろな事情というのをごいまいし、それから世間の一般の方の直接、全部政治の、特に外交のことを全員が知悉しておられるわけでもないと思いませんし、メディアの報道ぶりもありますし、これから齋藤先生が、一つ一つお聞きくださることも、であろうことにも、通告質問の中である、中でも、随分間違つて、あるいは思い込みが強く、物によっては、きょうも官房長と、これはそのときお答えしますが、一緒にマスコミに抗議の文章を出したこと、先ほどいしたけれども、全く事実と違うことが報道されたりしておりますが、残念ながらそれらを通じて一般の国民の方は知り得ません。それをまた利用するというか、そう信じている議員さんもメディアもおられますので、まあそういうものかなと、国会議員というものの宿命かというふうにも、日本の国会議員と

なつたからには、そう思っております。ましてや三年生で女性で初めて外務大臣なんという重責を担えば、力不足はもちろんございしますので、そのところは自分でそのように思っておりますが、○齋藤勲君 後ほどお尋ねいたします、人事問題に幾つかお話をさせて、尋ねさせていただきます。りなんです、これは別に、何か私はいわゆる週刊誌とかワイドショー的にほじくるつもりはなく、国会でありますから、立法院として、法治国家、法律の立場で幾つか考え方をただしたいなというふうにはまず思っております。

いずれにしても、今も述べられていますが、大臣と事務方の対立がさまざまな形で報道されていまして、とにかく国会、私もいろいろ有権者の方に言われますが、齋藤さん、何か毎日ワイドショー見ていると。何かそういうことで見えますという、主たる国会のことがこの外務省と事務方の対立の問題について尋ねられますが、そういうことは確かに国会で議論しているわけではないわけなんです、報道の仕方もいろいろあるかわかりませんが、大臣と事務方の対立がマスコミによつておもしろおかしく取り上げられる状態というの、これは私たちが、主権国家、主権者にとつて何か顧客みたいな感じになつてしまつて、国民主権の上からも非常に私は危惧される思いがあります。

そこで、ここ最近、そうですね、具体的な点の前に改めて、当然ですけども、大臣が、憲法七十三条一項四号、法令を遵守するのは当然である、これは当たり前のことだと思ひますが、尋ねるのも、質問するのも何だと思ひますが、当然だという前提で、次に、事務次官以下、事務次官以下の職員は大臣の命令に従うとともに大臣を適正に補佐する義務がある、このことは、これは総務庁、総務庁だね、私は今この具体的な法律の中身を申し上げましたけれども、よろしいですね。

○政府参考人(戸谷好秀君) 先ほど先生がおっしゃられましたのは、国家公務員法の中でいいますと九十八条かと思いますが、「職員は、その職

務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と規定をしているということがあります。

事務次官につきましては、国家行政組織法の中で、その省の長である大臣を助けるという規定がございます。

○齋藤勲君 一番最初のは大臣自身が法令を遵守することがまずスタートであり、そして事務次官以下職員が大臣の命令に従う、そして適正に大臣を補佐をする義務があると、このことが国家公務員法の私は決められたことだというふうに思っています。

さて、これちょっと済みません、事務方、配付いただけますか。

○委員長(武見敬三君) では、配つてください。

【資料配付】

○齋藤勲君 この間、今お配りさせていただきましたのは、十一月、いわゆる写真週刊誌の、今発売中の、今発売中の写真週刊誌のフラッシュでございます。そこをコピーしまして委員会の御確認をいただきまして資料としてお渡しをしております。

その前に、いわゆる私はこの法令遵守等の基調の中でお尋ねしていきたいのは、小寺課長、いわゆるロシア課長に復帰をさせる人事をかつて、ことしの五月行つております。これは当時、これは過ぎた話ですから、この小寺ロシア課長を、英国公使を発売をしていただいたのを呼び戻させて復帰をさせていますよね、小寺さんを。このことは事実ですよ。

○国務大臣(田中眞紀子君) はい、そうです。

○齋藤勲君 これはいわゆる、外務大臣がいわゆる人事権者として、任命権者として、このことではいわゆる省内については合意形成があり、そして最終的にロシア課長にまた着任をしたということになるんですが、さて、今のフラッシュの方でいいますと、この齋木人事課長、この外務大臣田中眞紀子名での十月二十九日辞令というこのコピーがございますが、これは今、大臣のところに

行っていますよ。

これは、私今初めて見ました。この週刊誌を買って、読みながら今見ているわけですから、「女性職員にワープロで無理やり打たせた、お手製辞令のコピー」、これはそういう辞令なんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) この週刊誌がどこから入手したか存じませんが、まず、今、委員が御発言になった、女性職員は打っておりません。

もし、これが本物かどうかは私ばかりで、この印刷では、私打つてもらったものについては、私の方から、大臣としてはどこにも渡していません。

これを、これというか、その辞令をですね。あの日に、現実には、人事課の任用班では全員がクモの子を散らしたようになぜか早い時間であつたにもありません、そして女性が一人、二人ぐらいいましたかね、最後は三人ですけれども、結局パソコンが扱えなかったわけでございます。パスワードがないとかですね。それから、そのパソコンを、これを打ち込む専用の紙があるようでして、そのフォームがあるそうで、その方が、どこでしたか、松戸だと思ひます、たしか、そうそう。遠くに行つて、もう帰つてしまつたので、呼び戻しているから一時間以上かかるということであつておりました。

結果的には、だれも打てないということで、ほかの方が、私が向こうで打つてくるのか、この用紙は、このものじゃありませんが、その辞令の用紙は何も書いてない白い紙で、右隅に大臣の判だけが押してあつて、任用班に山ほど積んであります。すぐ、入つたらすぐわかるように、もういつでもどんどんとくれるというところで、一々大臣の許可なんかなしに今までやつていたのかいと驚くほどで、行つてみてよかつたと思うんですけれども、そういう形で雑然と山ほど積んであります。この紙かと言ひましたら、そうだと職員の方が言われまして、若い方はいません

でした。

それで、もう人事課長も連絡がつきませんし、その中では結局つくれませんで、秘書課に連絡をしまして、秘書課の男性職員の方が打ちました。そのものは三部つくりました。それ全員が確認しております。その三部を私が持つております。外には出ておりません。

○齋藤勤君 そうすると、ここにあるコピーというのは、今お手元にあるとなると、全然別物ということになりますね。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私がつくつたものはコピーではなくて本物を、それはかすれましたけれども、大臣秘書官室で、大臣室の隣の秘書官たちの部屋でつくつてくださったもので、それはちゃんとした厚い紙で三枚あります。

それは私の手元にあるわけですが、その後、多分お尋ねに、先に踏み込んでよろしいと思ひますが、すか、正確に言つた方がよろしいと思ひますが、その後で、翌日でしたか、私はそれを持つていつて、またしっかりと法律的に調べないと、公文書をつくつたのだとか言われたらいけないと思つたので、急ぐことではないし、重要なことであるというふうな、あのときはですよ、今は大分変わつてきておりますけれども、そういう状態でしたので、もうトラブルの原因はいけないと思つたので、これはちゃんと、翌日人事課長が来たら、あるいは任用班の人を呼んで、命じてつくつてもらおうと思つておりましたので、そのものは出してあります。

ところが、翌日になつたら、そのものを官房長と事務次官が、これは人聞きですからわかりません、官邸へ持ち込まれた。そして、おもちゃ銀行云々という話があるということをメディアや議員さんたちから聞きました。それを新たににつくられたのかと思つて、秘書官室の若い方たちに、お気の毒だから名前は申しませんが、確認しましたら、その三枚、私は人事課で待つていたわけですから、遠く離れていて、秘書官室は遠くですか

ら、大臣室は。そこで打つていたわけですが。私は人事課の方にいたわけですが。それをコピーして持つていたそうです。コピーをしたそうです。そのコピーのA4だか何かの紙を官房長に渡したということなんです。

その前段がそもそもありまして、その三枚つくる前に、私が、その日は七階ホールでもつて救援活動をやつた方たちの慰労の会がございまして、その会があつて、そのときもそれがあつたので、おくれと云々と言われたんですけれども、このことがありまして、余り人事課が動かないもので、大臣室から遠いものですから、人事課に電話をして、出た女性に、ひとつこの人事の辞令を持つてきてくださいと申しました。はい、わかりました、すぐ持つていきますと言つて、その方は大臣じかどびつくりしたらしいので、持つてきたら秘書官に預かつてくださいと秘書官室の方、大臣室の方にお願いをして、私は七階ホールで仕事をし、激励をしたり感謝状を渡しておりました。帰つてきて、どうしましたかと言ひましたら、それは官房長に渡ししましたということでした。したので、それはもう出てなくなつたんです。それで、私は困つたと思つて、人事課に行つて、先ほど来申し上げたようなことになりました。

○齋藤勤君 大臣、齋藤課長は、かねてからというのはどの時点からあるかわかりませんが、そのかねてからというのを、いつというのを私はお尋ねするつもりはありませんが、一点は、一般的にかねてから更迭といひますか、異動をしてほしいと、大臣として、人事課長をですね、この日急に思ひ立つたということではなく、かねてから思ひがあり、そしてだれかに、事務方に伝えていたと、意思を伝えていたということはいかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 官房は三課長、四課長ですかね、大きくは四でございますけれども、その中で、私が外務大臣を拝命する前に、予算委員会をやつておりましたときに、前の河野大臣のもとでもつて、まさしく機密費の問題について、

松尾事件といひますか、その議論がありまして、ずつとつづきに委員のメンバーとして聞いておりました。そのときに、その最後のころでしたか、ことしの、松尾事件は一月でしたか、事件が表に出て、その後にはたしか人事課長、いや会計課長と総務課長と官房長、当時の阿部という官房長と、それから会計課長は木寺さんという方で、私の友人の弟さんですからよくわかつていたんですが、それと総務課長の竹内さんでしたか、この三人が急に病氣になつた。これは前からよく外務省がやる手だといふことは、私も外務省結構知り合ひが多いものですから、何でもこんなことをやるんだらうと思ひましたら、二、三カ月間全員が病院に入りまして、二つの病院に分かれて。それで、おやつと思つておりました。またこんなことをやつておりました。

ただし、そのときから人事課長の齋木さんという方はずつとそのポストにいました。一年数カ月、後で官房長にでも、事務方に聞けばわかりますけれども、そのときからずつと、私たちが着任する前からいた方です。

その後の三人は私が着任してからひよつこ出てきまして、当時の官房長は研修所の所長になり、木寺さんはフランスに行く。だけれども、僕は病氣じゃないんだ、隠されたと人言つていましたけれども、私の大臣室に駆け込んできましたけれども、とにかくもうフランスへ行くということになりまして、精神的に不安があるとか、いろいろなことを事務方が言つておられて、私はもう本当に白紙の状態、あれは一体何だつたんですかといふことを前事務次官に相当詰問いたしましたけれども、みんなが病氣になつて、みんなが治つたんだと言つておられました。もう一人の方は今どこかに行つておられて、ちよつと承知しておりますけれども、そういう手法が非常に昔からおかしいと思つておりましたけれども、人事課長がそのときからずつと続けています。その後こうした、私はいつも、不祥事、組織を活性化するにはまず、企業もそうですが、人と

金だと思っています。人事課長と会計課長というのは極めて大きな権限を持っております。したがつて、どっちがより重要かというとなんてですね。会計課長がこうした不祥事の責任、今いろいろ問われておりましてお気の毒ですけれども、お気の毒といいますが、国民の目から見たらやむを得ないと思うんですけれども、それだけの権限がありますから。その会計課長のポストを左右するのも人事課長であります。

そうた経緯が、私も友人がた皆さん、友達の方御主人とか実はいっぱいいるものだから、そういう中で聞いてもいましたし、内部告発も来ますし、それも怪しいものではなくて、役所の自分の現在のポストの名刺をつけて、定期的に外務省改革有志の会といって、今でもメールやらファクスやら手紙を下さっています。実際におつしやっていますて、そういうことが極めて当たっているんですね、全部、なぜか。次はこれです、次はこれが起こると、そのカードを切るように起こっていますし、現人事課長は奥様と一緒にいて人事に口を出すとか、そういうことは私はよろしくないと。そんなことは言われること自体問題があると思う。そんなことがなくてゼロであっても、そういうことを思われて、ずっといることは余りよろしくない。

そしてやっぱり、会計を明らかに今回していく改革をしていく中において、人事、これはやはりもう一年以上おられる方であれば、今のおかわいそうに小町官房長は二、三カ月間ですよね、このポストにつく前は欧州局長を二、三カ月やって、官房長にかえられてしまうと。全然ルールがなくなるので、私はやっぱりこういうことは不健全だからもっと適切なところにかわっていただき、人を入れかえることがふさわしいとずっと思っております。

○齋藤野君　二つだけ確認します。
さきのいわゆる報道に出た外務大臣のお手製の辞令という表現がございます。見出しにあつたんですね。手製の辞令あるいは女子職員に打たせた

と。このお手製の辞令という表現はこれは事実でない、今のお話ですと事実でないということ。もう一つ、それから齋木人事課長については、かねてから人事課長としてではなくて別の場所に異動してほしいということを大臣は例えば官房長とか事務次官とか具体的に指示をしていたということ。この二つお答えいいただきたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 前半の部分につきましては、ここに出てくるものと私が秘書官の部屋で打つてもらったものが同じかどうかは突き比べてみませんと、あるいはこれがどこから出たかわかりませんので、それには今は正確を期するためにもお答えしない方がよろしいかと思えます。それから、逆に言えばこれは出所がはっきりしません。

それから、二つ目につきましては、齋木某者がいいとか悪いとかではなくて、これだけの事件が起こっていますから人をかえるということとはだれが人事課長であれ大事だと思つています。そのことは前事務次官にも特に強くそのことはずっと言つておりますし、今もその気持ちは変わらませ

○齋藤野君 前事務次官にも伝えてあるし、今の野上事務次官にも伝えてある、指示をしてある、こういうことでよろしいですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 間違ありません。
彼は有能だから絶対にだめだというお答えしか返ってきていません。

○齋藤勤君 総務庁あるいは人事院でも結構なんですから、いわゆる課長の人事権はどこにございますか。

○政府参考人(佐藤壯郎君) お答え申し上げます。

各府省においては、局長以上については閣議の了承が必要とされておりますけれども、それ以下の職員につきましては国家公務員法第五十五条によりまして各省の大臣に人事の決定権がございます。

○齋藤勤君 そうすると、今回の人事課長の人事

権は、外務省の齋木人事課長の人事権は田中外務大臣にあると、具体的にですね。当たり前の話ですけれども、そういうことでよろしいですか。

○政府参考人(佐藤壮郎君) 結構でございます。

○齋藤勤君 外務省官房長いらっしゃるのかな。官房長いらっしゃる。

手続をなかなか細部まで、いわゆる人事発令手続を何から何まで大臣がわかるわけではないわけですね。それで、そのことをサポートするのがこれは事務方の責任であるわけであって、今の大臣の話ですと、前事務次官にも今の事務次官にも齋木人事課長を異動してほしいということを大臣がこの法律のルールに基づいて、ある意味では法律に基づいているからやりなさいということじゃなく、当然裏づけされているわけですから指摘をしていると、これは事務方の方が従っていなということになるんじゃないですか。いかがですか、その点は。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

今の御指摘の点でございますけれども、この問題につきましては所要の手続を経て決定がされる前の段階でいろいろな報道が行われておりますけれども、その状況等について申し述べることは差し控えていただきたいと思います。

○齋藤勤君 それは官房長 困りますよ、それは。私は一番最初から、大臣が法令を遵守するというのはこれは憲法ですね。それから事務次官以下の職員は大臣の命令に従う、これは国家公務員法であり、国家行政組織法、これはもう御答弁いただいておりますし、それから事実関係をお尋ねしたら、これは急にこの日になって齋木さんをかえてくれと言ったわけではなくて、前事務次官、現事務次官にも意向を伝えてあるということでありますから、少なくとも事務方の方はこれこれこういうふうにしてあとは運んでいくということが事務方の役目じゃないんですか。

何かお答えできないとか何かということとは、これは具体的に報道になっているんです。むしろ

○政府参考人(佐藤壯郎君) 結構でございます。
○齋藤勤君 外務省官房長いらっしゃるのかな。
官房長いらっしゃる。

手続をなかなか細部まで、いわゆる人事発令手続を何から何まで大臣がわかるわけではないわけですね。それで、そのことをサポートするのがこ

れは事務方の責任であるわけであつて、今の大臣の話ですと、前事務次官にも今の事務次官にも齎（あづか）る。木人事課長を異動してほしいということを大臣がこの法律のルールに基づいて、ある意味では法律に基づいているからやりなさいということじゃないか、当然裏づけされているわけですから、何でも指摘をしていると、これは事務方の方が従つていないということになるんじゃないですか。いかがですか、その点は。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

今の御指摘の点でございますけれども、この問題につきましては所要の手続を経て決定がされる前の段階でいろいろな報道が行われておりますけれども、その状況等について申し述べることは差し控えていただきたいと思います。

○齋藤勤君 それは官房長、困りますよ、それは。私は一番最初から、大臣が法令を遵守するというのはこれは憲法ですね。それから事務次官以下の

職員は大臣の命令に従う、これは国家公務員法であり、国家行政組織法、これはもう御答弁いただいていますし、それから事実関係をお尋ねしたら、これは急にこの日になって齋木さんをかえてくれと言ったわけではなくて、前事務次官、現事務次官にも意向を伝えてあるということでありますから、少なくとも事務方の方はこれこれこういうふうにしてあとは運んでいくということが事務方の役目じゃないんですか。

何かお答えできないとか何かということとは、これは具体的に報道になっているんです。むしろ

事務方のいわゆる考え方、存念を明らかにしても
らった方が、いや、それはそうなんだけれども、
こういう考え方があるんですよというふうに言っ
ていただいた方がこれから審議やりやすいんで、
ぜひお答えください。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

ただいまの点につきましては、田中外務大臣と御相談をさせていただいている段階でございます。

ので、具体的に発言することは差し控えさせていただきます。と思います。

○齋藤勤君　じゃ、何を相談しているの。

○政府参考人(小町恭士君) まだ内部のお話でございまして、申し上げることは差し控えさせていただきます。

○齋藤勁君 それは認められませんが、それは。お答えできないとなると、それは、これはもう委員会の場で、国会の最高議決機関であり、審議を

している場ですから、お答えできないというのは、委員会無視、国会無視ということになりますよ。今そこで、すぐそこに大臣いらつしやるじゃないか。

いですか。副大臣もいらつしやるし。具体的に私たちの前でどういう相談をしているんだと、何が問題なのかと教えてください。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

先ほどと同じことになって大変恐縮でございますけれども、内部のお話で今ございますので、お答えを差し控えさせていただければと思います。

○齋藤勤君 これは委員長、大変な問題になりますね、これは。こういうやりとりが続いていますと。

先ほどから申しまわっているとおり、一連のこの事件というのは、外務大臣と事務方の対立というのは、私は外交、外務、各国から日本の外交は

どうなっているんだということをいろいろ報道されているように、停滯を招いているというこれは一つあるんですよ、大きな要因として。これはいろいろいろんな角度から説明していきなきやなら

ないことがありますけれども、いずれにしてもこの部分というのは、行政機関の長と補佐機構、役所、このあり方の問題、これは外務省に限らず行政機関共通の問題じゃないですか。

議院内閣制のもとで、行政を監視、コントロールするというのが私たちの国会の役割なんで、絶対これは見過ごすことができないじゃないですか。これは国会審議の対象ですよ、これは。答弁を求める当然の理由が私はあると思いますけれども、いかがですか。

○政府参考人(小町恭士君) 大変何度も申し上げて恐縮でございますけれども、今内部でいろいろ検討している状況でございますので、その状況について申し上げることは差し控えさせていただきますと思います。

○齋藤勲君 何を内部で検討しているんですか。

○政府参考人(小町恭士君) 大臣かねてから御指摘の外務省の改革等々の問題を含めて、どういふふうにしていくかということについて検討をしている、こういうことでございます。

○齋藤勲君 私は総論的なことを言っているのではないんです。具体的な、課長の人事権は大臣にあるということを、明らかにし、そして具体的に田中外務大臣が齋藤人事課長を、この人事権者として責任者ですねということをお尋ねしたら人事院がそうですと言うから、そのとおりやればいいじゃないですか、何か問題あるんですかということ言っているの、外務省改革じゃないんですよ。具体的なことを言っているんですよ。何が問題なんですか。何を検討するんですか。

○政府参考人(小町恭士君) 大変申しわけございませんけれども、まだこの人事につきましては内部で検討している、相談しているところでございますので、何か申し上げることは差し控えさせていただきますと思います。

○齋藤勲君 外務大臣、外務大臣、何かこの具体的な人事の発令について、今事務方は大臣と詰めているんだというふうに言っているんで、そのとおりなんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) この後またお尋ねのことと関連しますが、私は人事は凍結いたしておりません。一度、最初着任のときにフリーズということは申しました。それは、また例によって隠したり病気になるという怪しいことが起こると思つたので、まずとめるということとめたわけです。その後、私は凍結はしておりません。そして、そのことについては、官房長と確認の上、今、お昼休みに、いわゆる張り出しと申しますけれども、役所の霞クラブにこうした事実はないということ張り出しをいたしました。

ただし、あと百何十名ですかね、異動する時期がありまして、他省庁から、例えば防衛庁ですとか総務庁とか郵政省から本省に來られた方がおります。それらについては内閣に影響がありますから、それらの方はいま、十八人だったと思いますけれども、もう異動していただきましたし、あとは在外と中の人については話をしましょうということになっておりましたが、この人事課長は前の内閣のときから長いこといまして、この方がキーパースンでいる限り、個人の攻撃は私にはしておりません、この不祥事の解決はできないということはまだ私はずっとこの六カ月間、思っております。したがって、彼にはもっとふさわしいところがあると思ひますし、そのポストにふさわしい人を、ついてもらうことによつて外務省改革ももっと速やかになると思っておりますので、そのことはずっと熱望しておりますし、直接何度も責任ある方たちにお話をしております。お願いもしてまいります。

○齋藤勲君 委員長、るる質疑をしてまいりましたけれども、このままで、この国会の私は機能というところについて本当にもう疑わしくなりまして。

大臣の私の質問に対する答弁は、大臣のこれまでの取り組みについて経過を聞きましたけれども、官房長の答弁というのは、私は法治国家の答弁ではないと、今の答弁は、法治国家の答弁じゃないですよ、だって法令に遵守していないんだから、まず。

大臣の意向について、少なくとも事務次官以下、いや、行っていないということだけでなく、この国会の中で尋ねても答えられないんですから。これ以上何を審議しようというんですか、私たちはこのことについて国民が、さっき言った、私は別にワイドショーにどうこうという話じゃないんです。具体的な法律の話をしていられるんです、法律のルールの話を。

これは相談してくださいよ、とめてもらつて。審議できないですよ、こんなの。

○委員長(武見敬三君) 委員長の立場からお尋ねをいたします。

ただいま齋藤勲君の方から質問があった点について、具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

大変申しわけございませんけれども、今この問題につきまして、いろいろな点を含めて検討をしておりますので、その段階で何か申し上げることは差し控えさせていただきますと思ひます。

○委員長(武見敬三君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(武見敬三君) 速記を起こしてください。

先ほど齋藤勲君から質問がございました件について、改めて委員長の立場から具体的にその回答をすることを求めます。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

従来、課長人事につきましては、事務当局が案を作成の上、決裁を得て発令していただくところでございますけれども、今回の場合につきましてはそれと異なる手続がございましたので、今どのような対応するかについて部内で検討中でありまして、その状況をこの場で申し上げることを差し控えさせていただきますと、こういうふうなことでございます。

から具体的に指示をしているということなんです。私がいみじくも、着任して所信表明の、大臣の考え方を初め忘るべからずまで言ったことはそこらにあるんです、今回のスタートというのは。外務省改革をしましょうと、一生懸命やりましよう、その中の幾つかの課題の中で、一つの人事というのがあるなということ、それはもう従来と異なる、従来と異なっているのが、そうならなきゃならないのが今、外務省の状態じゃないですか、大前提は。そのことを受けて、法律のルールに基づいて補佐機構の役所が動くんじゃないんですか。それを従来からやっていたことと違うんだからといったら、もう、大臣なり、今、外務省改革をあなた方は、官房長、忠実にやっていないということですよ。いかがですか。

○政府参考人(小町恭士君) お答え申し上げます。

今の外務省の改革の問題につきましては田中大臣からいろいろな御指示も出ておりますので、先ほど大臣みずから御紹介ございましたけれども、それを踏まえて、我々できる限りお答えしているつもりでございます。

○齋藤勲君 官房長、具体的にだから齋藤人事課長の、齋藤人事課長の異動、更迭を指示されているんですよ。指示されているんですよ。

いや、官房長、答えてくださいよ。具体的に総論的な外務省改革の話をしていられるんです。その中で私は今、人事課長の発令について具体的に事実を、大臣から指示を受けています、あるいは事務次官から受けていますということについて事実かどうかということをお尋ねしてください。

○政府参考人(小町恭士君) 先ほど申し上げましたように、課長人事につきましては、通常の場合、事務当局が案をつくってお諮りしておられますけれども、今回の場合それとは異なる状況でございますので今検討をしていると、こういうことでございます。

○齋藤勲君 私が何で小寺さんの話を出したんですか、小寺さんの話を、一番最初。小寺さんの話

は、具体的に大臣が任命権者だということで実行したんでしょう、ロシア課長に。初めてじゃないじゃないですか、今度、田中大臣が着任して以来。そんないいかげんな話じゃないですよ。

法律違反をしているんですよ、あなたは。国家公務員法違反ですよ、あなた、上司の命令に従わないんだから。そうじゃないんですか。そういう認識はないんですか。

○政府参考人(小町恭士君) 小寺課長につきましては所要の手續を経て発令ということになっております。

○齋藤勲君 答弁になっていない。いつも答弁になっていないですよ、そんなの。休憩して何考えていたの。これでずっと私の質問持ち時間やるつもりなんですか、三時半まで。たくさんありますよ、私は、アフガンの問題も。国会と役所のあり方、役所の中の問題、ひど過ぎますよ、これじゃ。

いろいろ、外務大臣に私は外交政策だつていろいろ聞きたいことありますよ、不十分だな。全部百点満点、さつき探点の話をしましたが、私は百点満点なんという生意気な、私は後輩ですが、評価をしても、という評価はありませんけれども、評価がありますけれども。こういうような答弁して、これは私わかりますよ、外務大臣、ひとつこれ大変だなというのは、外務大臣になれないけれども、じゃ委員長、またどっちにしてもとまるというのか、これ、まだ終わってわけじゃないですよ。

これに関連した話。報道では、野上次官が外務大臣印を押したこの辞令を三十日に首相官邸に持参し、福田康夫官房長官に示した。官邸の反応は、各担当者の決裁もなく当然無効と、こういうことですが、これは御存じなんですか、大臣あるいは官房長。

○政府参考人(小町恭士君) 今御指摘の点につきましては、官邸に本件に関する状況を御説明に行つたことは事実でございます。

○齋藤勲君 次官が行かれたんですか、お尋ねします。

○政府参考人(小町恭士君) はい、野上次官が行

かれました。

○齋藤勲君 行かれたんですね。これはどうなんですか。課長の人事で官邸に報告あるいは指示をもらうというのは法律にルール違反じゃないんですか。

○政府参考人(小町恭士君) 本件につきましては、さまざまな報道が行われました関係で官邸に状況を御報告に行つたと、こういうことでございます。

○齋藤勲君 大臣、それを聞いてどうですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) もう私は、もうこの半年間あきれ返っておりますので、必ず次官の指示で、逆に言うとお町官房長は私は私情においてはまことに御気の毒と思っておりますし、前官房長もそう思っております。

やはり事務次官の権限が大変強大でございます。前川島次官、現野上次官、大変な権限を持っておられまして、官房長以下、大臣なんか全然相手じゃないという、今までの大臣がどうだったか知りませんが、そういう状態の中でこうした不祥事が起こっていること、そして隠ぺいされるかもしれないということ、まず一点、この人事課長がだれであれ、このことを変えなかつたら、そしてこうしたことが明らかにならない限り、まず省庁改革は、小泉総理、改革、構造改革をおっしゃっています、だめでしょね。

そして、あと一時間しか持ち時間ないとおっしゃいましたけれども、私も人事課で座つて二時間ぐらい待たされるわけですから、みんなが、今来ます、今すぐ、今お答えできません、今来ます、そればかり言っていて、本当にばかみたいに待たされるんです。もう六カ月間待たされているんですから、これずつと言つて。みんなが、わかりました、今すぐ、もう全員挙げて、今すぐ、もうじき、もうじき、いつなの、いつなの、そのうちこちらがもうそのうちもうつぶれるだろうと、それだけじゃありません。そのうちにこれからお聞きになるような、いろいろな、これは国家公務員法百条違反だと思えますよ。そうしたことを、

あることもないこともまぜてどんどん流れる。何で流れるんですか。守秘義務はないんですか、国家公務員に。これ毎回私言っていますよ。全員に、挙げて言っていますよ。それが捏造されて、バイの会議であつても、外国での、もう全部それが新聞に出る。それをもとにして国会で質問される。それがもう不信感を増幅させていく。個人的な私は人格攻撃にまでなっていると思います。

○齋藤勲君 総務省、事務次官が官邸にこの案件を問題提起をしたということは、これはどういうことなんですかね。この流れを今聞いていて、国家公務員法等の私は、あるいは内閣法ですね、内閣法では行政事務の分担管理、所管大臣との関係ありますけれども、いかがですか。

○政府参考人(戸谷好秀君) 法令の規定につきましては先生のおっしゃられるとおりでございますが、本件のこの事案につきましては私どもとして詳細その他承知しておりませんので、一般論として何か申し上げるというのは差し控えたいというふうに考えております。

○齋藤勲君 一般論として御答弁ください。

○政府参考人(戸谷好秀君) これは現在、私が今伺っている話というのは幾つかの、今の御説明も幾つかあるわけでございますので、それについて今私としてとやかく申し上げるというのは、申しわけありませんが差し控えたいと思っております。

○齋藤勲君 私は、事務次官が官邸にこの案件を持つていったということについては、国家公務員法九十八条、上司の命令に従わない、それから、このことを外に漏らしたということになりましたら、外部に漏らす守秘義務違反、百条、これ疑い濃厚ですよ、これは。ということが事実がさうであれば、そういうことに該当しませんか。審議官、どうですか。

○政府参考人(戸谷好秀君) 同じ答えで申しわけありませんが、事実関係を私としては特にどうということをお聞き上げることができないのですから、一般論として申し上げるのは差し控えたいと思

います。

○齋藤勲君 今の私の指摘、外務大臣いかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 何で差し控えるということがあるのか国会でまかり通るのか信じられませんが、今の今配付なさつたフラッシュとかいうのに載っているこれ自体にもせものか本物かわかりません。これがもしも本物で、外務省関係、あるいは官邸が知りません、届いたところは官邸だと今、小町さんおっしゃいましたけれども、官邸あるいは外務省から、私が大臣室の男性職員からつくつてもらつたものを私が持つていらっしゃるんですから、これがそのコピーのコピーか知りませんが、出るとしたら、これをやった人もこれはもう百条違反であります。そして、九十八条違反ではないでしょうか。九十八条の一項です。

○齋藤勲君 委員長あるいは本委員会のメンバーの方々はお聞きになつていらっしゃるんですけども、先ほど来からの、私は、小寺前ロシア課長の、大臣がロシア課長に再度辞令を交付し直すべきだという、大臣の意向でいわゆる事務方ルールに従つて手續をした、こういう事例が田中外務大臣以降でございます。

そしてまた、先ほどからの答弁で、前事務次官あるいは現事務次官にそのことについて指摘をしているけれども、今の、大臣、先ほどの答弁でいえば、約半年間同じことをずっと言つていても事務方の方は全く聞き入れようとしな。業を煮やしたのか、具体的に、発令に向けて具体的な実務を、大臣みずからが外向かなきやならないというある意味で異常な事態、これは法治国家なのかどうかと、本当に。

そして我が委員会として、従うべき事務方が従わないで具体的な事実内容についても答弁しない、これは国会軽視ですよ、外務省の、役人、事務方の。

私は再度、それでは、私自身の指摘ではなくて、委員長の指摘に対して、発言に対し、明らかにしなさいということに対し、答えないんですから、

改めて私は、明確な国会に対する誠意ある答弁がなければ、これ以上は質問できませんよ。質問できない。

〔速記中止〕

○委員長（武見敬三君）速記を起してください。

先ほどから、齋藤勁君から質問のあった、齋木人事課長の人事に関する件についての委員長としての立場を申し上げます。

この件に関しては、改めて、この人事について省内における整理が終結した後、改めて外務省としてその経緯をこの委員会において報告をしていただくことを求めます。

○齋藤勲君　大変私は満足です、現時点でも。そして、私自身だけではなくて、聞いている委員の方々も同じ気持ちであるし、また国民の方々もそうだと思います。速やかに、速やかに国会の方に明らかにしてほしいということで、今、委員長からの整理もごさいますが、速やかにということで、大臣そして官房長、よろしいですね。

○國務大臣(田中眞紀子君) 一言、私の立場で、
ここまでつまびらかになりましたので、今、委員
長のおっしゃるとおり、事務方も官房長もやって
くださるということを通じてありますが、皆様が
御存じのないことで一言。

今、秋の人事ということで、私は年に一回でいいと思っておられますが、これももう慣習だということでして、官房長、百何人でございますか、あれ。――済みません。失礼しました。百何人かの異動の名簿が出てきております。

私は、基本的にはお任せと思っております。余り七年も八年もいる人はおかしい、あるいは一、二月でかえたりとか、この人は、それはそうでなくても、この人はここへかえたい、瘡癩地という虫も住まないところにかえたいとか、いろいろ何かありますが、なるほどねという公正な透明性のあるルールがない場合はだめですよ、それは

もう事務次官にお任せしますけれども、何でもかんでもやるのはだめだと言っております。基本的にはお任せはするけれども、まだゴアのサインは出しておりません。凍結はしております。

その中に人事課長を入れること、それから七年、八年の人はかえること、これを必ず守ってくださ
いねと言ったら、じゃ、あなたが凍結だといって
ほんとまた世間にそういう話が出るんですね。で

すから、必ず、人事課長がだれであれ、人事課長もこの対象に必ず入れるように、今十一月でございますから、これをこの委員会のもとで申し述べ

させていただきたいと思います。ちよつと一人で自信がありませんので、私も。済みません。

○齋藤勤君 官房長、さつき私が言つた委員長の扱いについて速やかという、今、大臣の発言も

ありますけれども、よろしいですね。

○政府参考人(小町恭士君) 先ほどの委員長の御指示、しかと承りました。

○齋藤勤君 それは至急ですよ。今、委員会続行中なんですから、なるべく早くお願いしますね。ちよつと発言してよ。

○政府参考人(小町恭士君) 可能な限り速やかにに

対応したいと思います。

○齋藤勁君 先ほどの写真週刊誌の、もう一つだけ、政務秘書官問題なんですけれども、これは今はどういう身分になっているんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) この週刊誌がどこからこうした名刺を手に入れたかはわかりませんが、この人物は私の、この間委員会で、衆議院でしたか参議院でしたかで、二人怪しげなわけのわ

からぬ人が出入りしているとか何か言われたもの
ですから速やかに、私は余り政務、何といま
すか、役所に政務の秘書が入ってきて、盤踞して役
人の上に座って情報をとったり陳情事をしたりす

るといふようなことを、政治家の家庭に育っているといふいろいろな見聞きもして、決して健全だと思いませんので、大臣がしっかりと、役人を信頼して仕事をすることというのが一番よろうと思っておりますので、うちの事務所から何

人かの複数の人たちがとつことつとこ、はい、陳情が来ます、はい、もらい物が来ました、役所の手紙を持っていきますという、もう宅急便屋さんのように動き回っておりました。主に中年の人が二人おりましたんですが、その二人を指したというか、役所が言ったのか、だれか知りませんけれども、マスコミが知りませんが、そういうことを言われて、国会で問題になりました。

したがって、私の判断で一名の者を、主人の方の公設秘書でございましたが、その者を私の方今の外務大臣の公設秘書っていうんですか、政務

秘書にいたしました。もう一名の者は私の公設秘書でございますが、ほかの人たちも、もちろん事務のちゃんとしたお給料をもらっている者が書類を持って一日何分来たりとか、そういうことはど

この役所でも、どこの副大臣のところでも、もちろん政務官でもどこでもやっていることだと思えます。役所に大臣の事務所のスタッフが入つてはいけないということはないと思います。ですからこの人物は私のところにおります。

○齋藤勤君 この種のことでやりますと時間が本当になくなってしまふんでこの程度にしますが、

これも私は、先ほど人事課長、あるいはいろいろな人事の問題で事務方と大臣とのコミュニケーションが非常に悪いと。これも実際、大臣の秘書官なりいれば、手続とか何かというのは、サポートす

るのがこれは役所なんですね、どういふふうにする
ましようとか、こうしましようという、身分的な
点についての。

大妻私は、そういう意味で、そういう面で問題

点は、コミユニケーションが悪いということと、
 やつぱりサポートしていかないということですね、
 事務方が。そうでもないんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) この答弁の準備であ

りますとか、それから日ごろは本当によくやっていただいていて、それを皆さんがどう理解なさるか知りませんが、一人一人は、特に若いスタッフもとても寝食忘れてよくやってくだすつています。よく働いてくだすつていますし、感謝してい

ます。本当に、ふだん冗談も言っていますし、本当にいい関係です。官房長も、小町官房長なんか特にそうです。前から私知っていました。ところが、いざ人事の話とかになると大問題が

起こつて、途端に翌日ぐらいから、大臣の周りにあること、どうしてかと思うようなことがどんだんどんだん、あることないことばんばん出て、それがだめだったら、黙れ、人事には口を出すなと

いう暗黙のすごい圧力を感じます。そのことが情けないんです。

あと、個人的には私は、こうやって答弁資料も、

防衛庁さんもそうですけれども、外務省もよくやってくだすっていますし、アレنجジも。ただし、外国に出さないとか国連の問題とか、そういうときにはなかなかいたずらするという感じはして

いますけれども。
○齋藤勤君 大体状況がそれなりにわかったと思
うんですが、人事になると非常にびりびりびり
りして、今日、いろいろ非常に障害がずっと継続
しているということだと思ふんですが。
さて、もう一つ外務省改革で、先ほどの機密費
問題でいろいろ説明をしている、してきたという

ことですが、この機密費、外交機密費の疑惑解明、これは終わったのか、解明中なのか、いかがですか、大臣。

○国務大臣(田中眞紀子君) 早く終わりたいとま

ず思っていますが、実際には、私は半年前のときの記者会見、霞クラブでどうかと言われたので、大体半分は終わったと思うことを申しました。だが、その後またブルー金の問題が出てきており

ますし、それから松尾事件につきましても、数千万といつて前内閣で終わつて、個人の何か話であつたはずですが、きのうも衆議院のこうした委員会が出ましたが、四億円、それから浅川問題で

五億円 そのほかにもまだ幾つもありそうで、それらをカバアアップしようとする動きもありますし、とてどもとても納税者として一般国民の皆様様の目線から見て、失業をして経済が下降きになってきていて、いよいよ経済でこの内閣が本番、厳

しくなるときに、こうしたことを黙って外務省だけ特別であるということは言えないと思いますし、きのうはもう渡し切り金の問題、衆議院で、それからあと何でしたかね、幾つか幾つか、報償費なんかよりもっと大きな額のものが出てきましたので、この予算のことについても、補正の時期でありますけれども、もう一回きちつと官房長、会計課長と相談をし直さないと外務省の予算、もちろんバツプアーがないと外交できませんから、ゆとりがあつて緊急のときに対応ができる機密費も必要ですが、機密費以外のお財布が幾つかあつて、これはちよつとやっぱり大変なことであるので、やっぱり改革はちよつとまだ、余りどうでしょう、杉浦先生が責任者でやつておられますので、どのぐらい進んだか、責任者、超責任者でいらっしゃいますので、ちよつとお聞きいただければありがたいと思います。制度はできていますので。

○副大臣(杉浦正健君) 今、私、大臣の御下命で外務省改革推進委員会というのができてまして、副大臣二名、私が委員長で植竹君が委員長代理、三人の大臣政務官が副本部長、各部署から参事官、審議官クラスを一人ずつ出してもらい、委員会をつくりまして全力を挙げて取り組んでおりますが、その全体について話せというちよつと時間がかかります。

○齋藤勲君 私、終わったのか終わらないのかということの端に聞かせてもらいました。

ですから、引き続き国会あるいは国民は、疑惑解明、外交機密費の疑惑解明を、徹底的にやはり明らかにしてほしいということでありまして、そういう点で、ポイント的に結構ですから、今こういうことを課題に取り組んでいますということをお答えいただきたいと思います。

○副大臣(杉浦正健君) 大臣のお触れになりました。たいわゆるブル金の問題についてはもう全力を挙げて調査をしております。あと何日というふうな日限を切つて申し上げられませんが、そんなに遠くない将来に必ず全貌を明らかにして、そし

て処分を明確に、責任を明確にいたしました。まだ細部詰まつておりませんので大臣とは詳細を打ち合せておりませんけれども、そして、外務省の職員がかかわつた形で使つたお金については何らかの形で国庫に返還するというところで全力を挙げて取り組んでおるところでございます。そんなに時間はかからないと思います。

○齋藤勲君 次に、質問項目が変わります。

一点だけお尋ねいたしますけれども、北方領土交渉、現状でございます。我が国の返還交渉でのスタンスは四島一括返還、四島一括返還で交渉していくんだということでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 一括とは申しておりません。一括とも分離とも申しておりませんで、四島の帰属の問題を明らかにして、その後、平和条約を結ぶというのが基本姿勢でございます。

○齋藤勲君 どうなんでしょうか。与党の一部に、与党というか自民党さんの中の一部に二島返還の先行を主張するという向きはあるんじゃないですか。

この四島、とにかく一括返還という方針が私はこれまでの我が国の基本的スタンスではなかったかというふうに思いますが、こういう基本方針で再度よろしいのかどうか、そしてまた、今の現状あるいは見通しについてお尋ねいたします。

○国務大臣(田中眞紀子君) 先ほど申しましたことが基本的なものでございまして、何ら揺らいでおりません。

しかし、過去の経緯等を踏まえますと、例えば歯舞、色丹の返還の対応の議論と、国後、択捉の帰属ですね、二島ずつですけれども、の問題の議論を同時にかつ並行的に進めていくということと、同時にかつ並行的に進めていくということとおおむね一致をいたしております。

そして、このことをかみ砕いてゆつくり申しますと、歯舞、色丹の引き渡しについては、鳩山・ブルガーニン、一九五六年ですけれども、このときの日ソ共同宣言で既に合意はされているということが基本にございまして、その意味におきまし

て歯舞、色丹の問題と国後、択捉の問題との間に交渉の進捗状況に、この一九五六年を踏まえますと進捗状況に違いがあるという事実があります。したがって、今後の交渉をどのように進めていくかという観点から首脳間で常に話し合つておりまして、基本的にはとにかくトータルで話をしているということでございます。我が国のスタンスは四島、北方四島の帰属の問題を解決して、その後に平和条約を締結するのだということでございます。

○齋藤勲君 この見通し、いかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私はイワノフ外務大臣に二、三回お会いしたことがありまして、ロシアですけれども、常にこのことをしつこく言うのでもつてげらげら笑つておられますけれども、真剣だと言つて、そして、この間から九月に、十月にとおっしゃつていましたけれども、なかなかいられつる機会がありませんで、それももうバイの会議のときに、このニューヨークでもつてできると思つて、これはまた切り込んで具体的にと思つておりました。

十二月、一月ですかに副首相がお見えになるんですが、私も公式にイワノフさんから招待されております。今まで行つたり来たり交代に一年ごとに行つていたらしゅうございしますが、ことはあちらが見えるということではなかなかお見えになりませんから、したがつて、この九月十一日の事件があつたこともありまして、私は国会がお休みにならないとなかなか出していただけないことがよく今回わかりましたので、お休みになつたら一番に、御招待を受けておりますから、総理は総理でもちろんいらつしやるんでしようけれども、私もこの問題は率直に胸襟を開いて、大変難しい話と思ひますけれども、チャレンジする気でおります。

○齋藤勲君 ぜひ、大変長い間の交渉事項ですけれども、頑張つていただきたいと思います。次に、アフガンの問題についてお尋ねいたします。

難民発生状況とかいろいろお尋ねをしたかったんですが、あとの全体的な質問項目との関係でお尋ねいたしますが、先ほども午前中の質疑の中で、明日、いわゆる防衛庁設置法に基づいて調査船等が出されるということがあります。

さて、毎日、新聞を見ますと、過日のいわゆるテロ特措法が通つた後、十六日閣議決定、この基本計画、こういうのが一紙だけではなくて各紙見出しを大きく埋めているんですが、この基本計画、十六日閣議決定と、こういう予定なんでしょうか、長官。

○国務大臣(中谷元君) 防衛庁としましては、いろいろと基本計画についての報道がなされているということは承知をいたしておりますけれども、特に先週の金曜日の有力紙の朝の新聞には私、びつくりいたしました。

というのは、先週金曜日から日米間でこの協議をスタートする日でありまして、まだ一言も双方で会話をしたことがないのに、さも決まつたかのような一面のトップの大紙面を割いて報道がなされておまして、私自身も目を疑いましたし、また、報道のあり方について非常に考えさせられました。

現時点におきましては両国間の協議を続行中でございます。現時点で基本計画の具体的な内容が固まつて皆様方にお話をするというような段階ではございませんので、この点については現時点において協議中ということでございまして。

○齋藤勲君 基本計画を十六日にも閣議決定するという今、準備を進めているということと受けてみてよろしいんですか。

○国務大臣(中谷元君) まだそのようなめどすら立つておりません。

○齋藤勲君 いや、そうすると随分各紙は勇み足をしているなど。どこから情報入手してきているんだらうなど。大変細かいですね、護衛艦三、四隻、要員千人以内、産経新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、もう全紙出ていますから。私は、庁内でいろいろ検討しているのが、それ

それブリーフィングをしているのか、資料を配付をしているのかというふうに国会議員や国民は受けとめますが、そうではないということですか。

○国務大臣(中谷元君) だれがそういう話をしていいのか、私、存じ上げませんけれども、そのようなことを話すこと自体が私はどうかしているというふうに思っております。

○齋藤勳君 私、過日の法案のときに我が会派、我が党は事前承認という立場でしたから、こういうことがどんどん出て議論すべきだという立場は今なお変わらないから、むしろ出ているならば、これはちょうど国会で中身について議論していくということがちょうど格好の今、きょうの委員会なのかと思いましたが、そういう長官、お話をすると幾ら私がお尋ねしても、まだ中身はこういうことではないんだということ、これ以上議論できないですね。

この新聞の報道の中身について、いろいろ具体的な部隊の要員数とか、ずっと報道されているんですけども、この中身は議論できないということですか。

○国務大臣(中谷元君) 現時点においては協議を、話し合いを、全力で取り組んでいる最中でございまして、現時点において基本計画の具体的な内容が固まっているわけではなくて、お答えするような段階にないということでございます。

○齋藤勳君 過日、いつでしたか、閉会中の予算委員会の際に私は、テロが起き、そしてちょうど予算委員会の際にどう具体的に政府は対応するんだということをお尋ねをしましたら、まだ内部で検討中だと。数時間後に官邸で記者会見をしたという生々しい記憶を九月、持っていました。過日の委員会の、この外交防衛委員会では採決をして家へ帰った、夕刊に世界地図が掲載をしてあって、こういうふうに自衛隊を派遣するんだというのが一紙出ていまして、翌日からどんどん出てくると。

これはまた、国会というのはそういうところなのかと思ひながらも、こうやってやりとりして

いても、先ほどの人事課長どうこうという次元とまた違う次元の話で、情けなくなる。言ってみれば、シビリアンコントロール、国会というのは何なのだといいことになりません。だから、私は、守秘義務がどうこうと、厳しくしろなんということを言うんではないんです。国会のあり方について非常に問題があるということを指摘せざるを得ません。

○国務大臣(中谷元君) 新聞とかマスコミの報道のあり方でございますが、例えば情報収集のための艦艇派遣にしましても、何やら九月の二十七日ごろですね、九月の下旬にもインド洋に向けて五、六隻行くとか、キティホークと合流して一緒に行くとか、そういう報道が有力紙になされたけれども、事実として、一カ月たってもまだ派遣をしておりません。

そのように、マスコミの報道が国民に真実を与えなければなりません、そのようなことからして、我々自身も発表する際には事実を發表しなければなりません、そのような憶測に基づく報道が多過ぎるということでございます。現時点においてその基本計画をどうするかということとは事実決めておりませんので、そのようなことに対してお答えできる段階ではないということ、御理解をいただきたいと思います。思っております。

○齋藤勳君 我が国の防衛庁として、後方支援をしていくというこの立場の中で、約一カ月たちました空爆、今の戦況をどう見られているか。泥沼に入っているのではないですかと私は過日の委員会でもしたことがあるんですが、長期化するというのは最初から今度のもうブッシュ大統領自身も言明していましたけれども、こういった戦況については日米で話し合っているんでしょうか。

○委員長(武見敬三君) どちらがお答えになりますか。

○齋藤勳君 これは、もう防衛庁。○国務大臣(中谷元君) 恐らく、協議の中でも米軍の作戦等については我々自身も承知はしないと思ひますし、交渉の中でもそういったものについて

ではお話をされないのではないかとというふうに思っております。

戦況等につきましては、いろいろと報道等を取りまとめられております、空爆等が続いて、制空権は確保してタリバンの軍力も弱体化をさせてきているのではないかと、また、地上戦において特殊部隊が潜入して情報活動とか、また北部同盟等と連携をして、北部の方ではタリバンの前線部隊に対して支援をしながら活動しているのではないかと、また、現時点において、タリバン並びにアルカイダ等に対して状況としては迫りつつあるのではないかとというふうに認識をいたしております。

○齋藤勳君 戦況についての軍事的な議論をするの大変長時間になると思いますが、これも報道とかを見てはいる限り、もともと制空権というのは、タリバンというのは飛行機なんかたくさん持っているわけではなくて、古いミグ戦闘機を持っていて、ただであつて、それも、壊れたとか部品を取っかえ引っかえして二十機程度、今は五機程度じゃなかったのか。最初からそういう状況じゃなかったんですか。だから、制空権を確保したと確認したと何か随分言うけれども、少しオーバーじゃないんですか。そういう同じ認識に立つんですか、長官。

○国務大臣(中谷元君) 初期の空爆等によって、対空ミサイルとか飛行機の飛行を阻止するようなものについての障害、レーダーとかもございまして、そういうのは除去したのではないかと思っております。報告によつたら、現時点においてもヘリを撃墜したとか、タリバン側の発表においても、航空機を落とすというようにことを発表しておりますので、そういった能力は持っていたのではないかと、そういうふうに思っております。

○齋藤勳君 持っていたんです。程度の問題で、もう制空権を持っているというこの表現をするほどの価値がないですね、防空能力だというのがタリバンに対する常識じゃないんですか。

それで、あと認識を。そうすると、今の長官の認識はアメリカの発表と同じようにされているんだというふうに私は聞いていましたけれども、北部同盟に対する今の戦況に対する認識というのはどういうふうに我が国として見えていますか。

○国務大臣(中谷元君) カブールの北方のマザリシャリフ等で一進一退の戦況が続いているというところで、一方、タリバン等においてはパキスタン等の一部の義勇兵が参加して、これも一進一退をやっているのではないかと、また、カブールの北方において膠着状態が続いているというふうに思っております。

○齋藤勳君 湾岸戦争とよく比較するのが、これは軍事的な点で比較しますと、約一カ月たつた、今、約一カ月たちまして、既に英米で二千五百回、一日平均七十七、湾岸戦争は一日二千五百回。今回は湾岸戦争と比較して一カ月分。湾岸戦争のときは、いわゆる今のタリバンに対して、アフガンのタリバンに対しては湾岸戦争の一日分が一カ月分、湾岸戦争の一日分が一カ月分ぐらいな攻撃の内容であるというのが明らかになつていますが、そういう認識をお持ちですか。

○国務大臣(中谷元君) 湾岸戦争と比較すると、条件が違いますので数字的に比べようがないんですが、湾岸戦争のときは砂漠でありましたし、ハイテク兵器を使った大量投入が可能な、量の戦いが可能であつたというふうに思いますが、今回は山岳地帯でもありますし、また兵士も非常にゲリラ戦や特殊戦が訓練されておまして、少人数のゲリラ戦等を主体として特殊作戦による行動が重視されなければなりません、米国の場合にはこれまで余り特殊部隊の戦いということとしてはなかったわけでございます、そういう点においては、現時点においては、十分に情報収集をしながら作戦を遂行して実施をするというふうになるのではないかと、そういうふうに個人的には思っております。

○齋藤勳君 今、基本計画を検討していると、そしてまた、新聞に出てくるようなことが今内部で

検討されているというこの答弁ですけれども、今、我が国の自衛隊が支援をする派遣の、具体的には自衛隊の艦艇、そして物資補給、これはディエゴガルシア島あるいはカラチまで行くのかどうかというのは、これはまだこれからでしょうけれども、今の、私は、実際、英米がタリバンの方に攻撃している具体的な攻撃量、果たして我が国が補給をしていかなきゃいけないほどの今戦闘状況に一月あつたのかどうかというのが甚だ疑問であり、海路から、海路というのは地名じゃなく、海の方から、海路から行くわけですから、これはパキスタン、物すごい陸地の距離ですよ。具体的に何を支援するのか、大変、これまた特措法に戻ってしまいますけれども、思う次第でございます。

率直に申し上げれば、アメリカの情報のみかわかりませんが、私は、日本は日本なりの冷静な、パキスタンなり隣国なりさまざまなチャネルもありますし、戦況状況についてきちんと、何か自衛隊派遣について慌てて、慌ててじゃなくてじっくりと見て行くべきだと思いますよ。そして、少なくとも泥沼に入っているということになれば、これはほとんどどんどん抜き差しならなくなる、こういった私は状況だと思ひますので、むしろ我が国として、即時空爆を停止してというようなことを、私自身も我が国の方針として国連に提起をしていくべきだということを申し上げさせていただきますというふうに思います。

さて、今、国連ということ、そういう言葉を出させていただきましたけれども、核廃絶決議案、米国の反対をしたということがつい先日、きのうかおとといですか、六日、いわゆる国連総会第一委員会が日本が提案をした核廃絶決議案が採択をされましたけれども、米国は、いわゆるCTBT、包括的核実験禁止条約の署名、批准の呼びかけに難色を示し反対に回った。大変な私は、予測をしようもゆゆしき問題だなというふうに思います。これは、十二月に国連の総会本会議で最終採決されるわけでありまして、もうあと一月足らずで

ございますが、我が国としてこれは非常に推進をしてきた立場としてあると思ひますので、このことについて政府はどのように、米国に対し反対撤回について動いていくのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは大変重要な決議でございます、アメリカもこのCTBTの批准に向けて努力を最大限してくるようには、私はパウエル長官に初めてお会いしたときから個人的にも言っておりますし、それから、ハノイでこの間国際会議がありましたときには、スピーチをするときに面と向かつてアメリカに対して、ハイレベルの、この秋の、結局ですからこの週末ですか、国連総会のとときに並行して行われるCTBTのときにはハイレベルなオフィシャルが出席していただきたいとパウエル長官の顔を見てはつきり申しました。

パウエルさんから、多分大変かもしれないということ、個人的にそばに来て言われましたけれども、このことは必須であると思ひますし、日本が核廃絶を目指す立場であるということは何ら変わっておりません。

そして、九月の中旬でしたか、この問題について外務省の事務方から相談がありまして、どういう形でもって日本はスタンスがあるかということでしたが、外務省からの、従来の国際社会の世論の中で四ランクのやり方があったんですが、その中で私は、もうこれは絶対にこの委員会での採択については賛成で行くべしということを言いましたが、事務方から短時間で、飛行機に乗る前のなにか休みの日か何かで持つてこられて、飛行機に乗る間際に言われてちょっと色を薄められたんですが、数日前にこれが出ましたときに、本邦時間の六日の日にこの決議があつたわけですか、ニューヨークで、その後、結果的に田中大臣が言うような結果に日本はなりましたという結果を聞いて、よかったですねと申しました。

と思ひますけれども、CTBTの署名と批准国をふやすという外交努力、これは徹底的に今後も一層やっております。

○齋藤勲君 九四年以来、我が国は八年連続で核廃絶の決議案を提出してきていますね、我が国として。これはもう保有国の理解がないと核軍縮は進まない、これはもう基本的な立場なわけですね。どうですか、ブッシュ政権にこれは当然、政権とどうか、強硬にあるいは外交をしていくんでしょうけれども、アメリカ市民、国民に対してこれをやっぱり広く呼びかけていく、そういった世論に訴えていくというふうな私は運動というのにも検討してもいいんじゃないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) まさしく私は同感でございます、今度も、賛成百二十四、棄権二十、反対二しかないうちの二がアメリカとインドでございます、今度、なかなかきついなと思っております。

これとはちょっと違ひましたが、京都議定書の問題について、私は民主党の議員さんと自民党の友達、中谷先生も入っておられましたけれども、それでワシントン・ポストに、本当はニューヨーク・タイムズに出したかったんですが、費用が高過ぎたもので、みんなで頭割りしましてワシントン・ポストに、国民に対して京都議定書の批准についてのアピールを出したことがございますが、このCTBTについても同じような気持ちでおりますので、私は、外務大臣である間にアメリカに對しても直言もしたいと思ひますし、そうしたアメリカ国民の方たちの意識喚起ということ、それから世界世論の形成に向けて最善の努力をしたいというふうに思っております。

○齋藤勲君 大臣、来週の国連の方には結果的には出られないということ、けさ私も早くうちを出ましたから余りテレビを見ませんでしたけれども、出たら、ばつともう大臣の顔が映つて、国連総会に行かなくなった、そして次の画面には宮澤元総理が映つて、宮澤さんが行かれるということ

だったんですが、これは、いろいろ国会の中で、予算委員会が開かれる、そして、大臣の外国への会議出席がままならぬとかいろいろやりとりがあつたかも知れませんが、少なくとも今は副大臣制、杉浦副大臣もいらつしやいますから、私は、外務大臣としての考え、そして内閣総理大臣、内閣としての意思がきちんと伝わつて国会と連携をすればこんなことにはならなかつたんじゃないか、こんなことというのは、ああいう大騒ぎにはならなかつたんじゃないかというふうに思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 結論が出たことでございますから、私は小泉内閣の閣僚として、外務省関連の予算のこともございまして、補正予算の成立に向けて最善の努力をするという立場にございまして、もう頭はすっかり切りかわつておりますが、しかし外務大臣ですので、外交について、日本が外交、十三年ぶりで現職の外務大臣が行けなくなつて事務方が出る。そして、宮澤元総理は、先ほど私もよくお願いいたしますというのを電話で昼休みにおかけしましたら、きのうの夕方、小泉総理から行ってほしいというお話があつた、それで引き受けましたということをおっしゃつておられましたから、大変最適な方がいらつしやるといふふうにも思つておりますし、あとは高野審議官が行かれますので、ああもうこれでよろしいと。

あとはもう、外務省がある意味では、ここまで積み上げて新しい法律もつくりながら外交を放棄したような形になつたことはまことに残念で、やっぱりまだまだ外務省も日本の国会全体も内閣きなのかなと思つておりますが、私は、とにかく外交も一生懸命頑張りますし、それから、あとは補正予算の成立のために閣僚として最善の努力をいたしますので、御指導を仰ぎたく思ひます。

○齋藤勲君 国会は内向きじゃないですね。国会は、それぞれの省からあるのは内閣から、きちんとしていうことで出かけるということになつていけば、それは聞く耳は当然持つてゐるわけ

あつて、それはまた国会、国対、それぞれ衆参判断をしますけれども、今回の場合というのはさきんとしたメッセージが私は伝わっていないと、内閣からですね、何か通じていなかったというふうには私は思います。

さて、残り時間もなくなつてまいりました。

昨日、神奈川県厚木基地騒音対策協議会という協議会が、第十四回の対策協議会がございまして、それが午前中ございまして、午後、神奈川県知事あるいは厚木基地周辺の対策協議会の市長あるいは議長、そして私自身も、この協議会の顧問の地元選出の国会議員ということもありまして、防衛施設庁、防衛庁、そして外務省には玄閣まで行つたんですけれども、あの時間が、たまたま外務省側の時間が調整つかなかつたということで、外務省は私と一緒に要請活動には参加をしませんでした。いわゆる厚木基地の騒音問題、NLPによる航空機騒音の解消、それからデモンストレーションフライトの恒久的廃止というのが大きく二点です。

きのうは、中谷防衛庁長官にもお会いさせていただきました。私なりの考え方を渡し、そして協議会の意思を伝え、若干のコメントをいただきましたけれども、このNLPの航空機騒音の解消については、確かに硫黄島での九割方の解決をしましたけれども、残り一割があるということで、常に抜本的な解決策をということ、これは政府も志向してきまして、地元の方も要請をしてまいりました。これは私も委員会とか本会議でもやっていますが、三宅島の代替空港というのを政府自身まだ解消していない、含めた中での抜本的な解決策というのをもちです。抜本的な解決策について具体的などうするかということについて、これはもう知恵を絞って踏み出すべきだということが一つ。

もう一つは、デモンストレーションフライトは、地元の人たちが喜ばないのをなせ実施をするんだという素朴な疑問をずっと要請してきて、ことし中止をしてもらいました、ことしは。これは、外

務省なり関係省庁の御努力もあり米側の方もそれにとたえたとするんですが、このことが日米関係の地元の中で非常に交流に支障を来したというのでもございまして、そのほかにもあつたんですが、このいわゆるデモフライトの恒久的廃止について引き続き、ことし中止したからよかつたのではなくて、来年も再来年も恒久的に廃止をしてほしいという決意を、これは具体的にことし実施できなかったわけですから、その決意を特にしていただきたい。これにつきましては、両大臣いらつしやいますけれども、特にこの恒久的廃止については外務省の強力なリーダーシップが必要でございまして、田中外交大臣からお答えいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) きのう、七日ですから、神奈川県知事が厚木飛行場周辺の市及び市の市長さんとそれから市議会議員の方々と一緒に外務省に陳情にいらつしやいました。

そして、もう委員がすべて御存じのとおり、このデモンストレーションフライト、デモフライトにつきましてもいろいろな申し入れを、こちらもずっと中止するよう申し入れてきておりますけれども、今まで要するになかなか結果はうまくいきませんで、そして七月二十八日、二十九日の航空祭で展示飛行というものは実施されませんでした。引き続き米国側に来年以降についても展示飛行は申し入れていきますが、問題にされておられるNLPですね、夜間訓練ですけれども、これについては、もうずっとこの厚木基地周辺から、基本は硫黄島であるにもかかわらずされているという騒音解消についての苦情がもうずっと来ておりますこともよくわかつておりますので、この両点につきまして、防衛庁とともに力を合わせてアメリカ側に、このデモンストレーションについては非常に好感を持って迎えられるというふうなことをアメリカ側も思っておられるかもしれないんですが、しかし片や大変な苦情もございまして、両省事務方に、特に私ども二人が、大臣が督励をして事務方に最善の努力を積んでもらえるように努

力をしたく存じます。あとは防衛庁長官に。

○齋藤勲君 防衛庁長官にも。

○国務大臣(中谷元君) 基本的に外務大臣と同じでございまして、残り一割、抜本的な解決に向けて全力の努力をしてみたいと思ひますし、また、デモンストレーション飛行についてはこれまでこのところ中止を申し入れたところございまして、来年以降の飛行についても外務省と連携して、地元の意向を踏まえて適切に対処してまいりたいというふうに思っております。

○齋藤勲君 抜本解決につきまして、これもかねがね伝えてありますが、具体的にこれは、私はたまたま民主党・新緑風会という議員で今質問していますが、御承知のとおり、この協議会には超党派で衆参国会议員が地元、これはずっとメンバーがそろっているんですね。ここはぜひ、何か具体的にこういつた議員団も、政府としていろいろな英知を傾けながら私は取り組むべきだということを具体的に提案させていただきますので、御検討いただきたいと思います。

それから、恒久的廃止の方は、これは米軍の方々は厚木基地において曲技飛行は行つていませんと、こういうことをこれまで実はこの間どうも言つております。そうであるならば、曲技飛行の実施を認めている厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置、これは日米合同委員会の合意事項ですが、四のdの三のただし書きを続けさせていくという必要性はないというふうには私も思ひ、県知事以下、協議会もそういう認識に立っているんですね。これは昨日お渡しした書類にもしたためてあるつもりでございまして。

これは、アメリカ側がそうであるならば、ただし書きは要らないんじゃないかということになり、ただ、我々の方は、実際、恒久的に廃止をすればこれはいいわけなんです、恒久的に廃止を積み重ねることによつてただし書きが事実上形骸化をするという、その逆な考え方でもいいわけなんです、ぜひそういう意味でこの内容があるのだというふうに受けとめていただきたいと思います。

で、ことしの中止にとどまらず来年以降も、地元が歓迎しないものはやることは何もないわけなんです、ぜひ関係省庁、とりわけ外務省としての強力なリーダーシップをお願いしたいと。

甚だ心配なのは、米側の、米軍の司令官が人によつて変わっちゃうんですよというのが時々地元で市長さんとかと話すところですよ。今赴任している司令官はこういうことについて非常に前向きに考えてくれるんだけれども、次に着任する司令官はどうなのかなというふうなことで、自治体の側にとると非常にいつも心配をしていますので、ここは日本側としてのきちんとした姿勢を米側に伝えるべきだというふうに思います。

再度、外務大臣、恒久的廃止について一層努力をするということで御答弁いただきたいと思いますが。

○国務大臣(田中眞紀子君) 過去の経緯もありまして、今後のアメリカとの話し合いというものも踏まえなければいけませんので、今確約ということとは、することは軽率だというふうに思ひますが、なお事務レベルからそうした努力を積み重ねるよう、先方の話も聞きながら解決に向けて最善の努力をするように督励をいたします。

○齋藤勲君 若干時間があるので、あと一点のみお尋ねいたします。

福島県の白河布引山演習場での百五十五ミリりゅう弾砲の演習場外の着弾事故というのがございまして、これは、私、この委員会に所属している限り、本参議院の場では具体的な事実究明についてのやりとりはした経緯がなかったんではないかという思いで質問をさせていただくんですが、これについての経緯、その後どう処理をされたのかということについてお尋ねいたします。

○副長官(萩山教蔵君) 先生御指摘の事故は、本年の九月七日、福島県白河布引山演習場において発生いたしました。これは、起こつてはならないことが起きてしまいました。

そして、七日の日は金曜日でありました。夜の八時ごろ、私の車に電話が入りました。翌日は土

曜日だったけれども、田舎の業務を全部キャンセルいたしましたして防衛庁に駆けつけました。十二時、幹部を集めて、長官が外遊いたしておられましたたので、私は幹部を集めて、さあこれから現地へ飛ばうと、とにかく何が起きたのかわからないんだからということ、ヘリコプターを飛ばして現地にお昼過ぎに、一時か二時ごろに着きました。そうして、各地区の村長さんに、あるいは県の幹部の方にいち早くおわびをして、事の成り行きを御説明しながら謝罪をして回ってきた経緯がございます。

何が起きたかと申しますと、これは、りゅう弾砲という弾が、百五十五ミリのりゅう弾砲があるわけですが、この弾は大体六キロのところに着弾するために火薬を装てんして、一々詰めかえるんです、抜くんです、そして撃つんですが、そのセクションが四カ所あるわけですけども、そのセクションのセクションがそれぞれ起動したところに、正しく六キロのところに着弾するわけです。

第一から第四のセクションの間で、一のセクションは間違えたばかりに、二のセクション、大丈夫だろう、第三のセクション、大丈夫だろう、四のセクション、大丈夫だろうといつて綱を引いてしまったわけですね。それが何と、全部の火薬が七個人つております、そのうちの引かなきゃならない、残さなきゃならないのは恐らく二本ぐらいじゃないかと思うんです、六キログラムのところ

まったという、いわゆる二岐温泉を越えてはるかななだに飛んでいつてしまつて爆発したという大変な事故なんです。これはもう、温泉に落ちたら、一キロ手前の温泉に落ちたらこれはもう大変なことになつてしまつて、思つただけでも身の毛のよだつような思いをいたしました。

そこで、幸いにも村にも被害はなかった。だけれども、いまだに風評があつて客足が途絶えているというようなことも聞いておるわけであります。私も現地に行つて、なぜこういうことが起き

たのか、それから夕方の三時に発生したにもか
かわらず、なぜ八時まで我々の耳に届かなかつ
たのかと、こういったことも県知事からも強く指
摘されました。そしてまた、防衛庁に対して地元
からの陳情団が続々と抗議に來られました。

これをも一つにはそういいたいわけになるけれど、訓練、イロハのイを忘れてしまったところにあるの事故が発生したと、私は幹部諸君にそう言っているんです。だから、先ほども先生が言われたように、初心を忘るべからず、初心不可忘ということをおっしゃいました。まさに自衛隊も初心を忘れたときに初めてこういう事件が起きたということなんです。だから、私はもう謝罪をして回りながら、二度と再びこういうことがあつてはならないということ、で、師団長の首を押さえてつけて、県知事に謝りなさいと言つて私はひどく叱責したことを今でも記憶いたしております。

これは、最終的には、こういうことはあつてはならない、もつともつと練度を高める、訓練を高める、高めても高めても精神的に緩みがあればこういうことは二度起きるわけなんです。今の自衛隊には二度とあつてはならないことを、私たちは今ここで厳しく幹部として処してまいりましたし、そしてまた厳罰に処してまいりました。一応処分は終わつております。二度と再びこのようなことのないように、心を引き締めてこの業務に励んでいきたいと思つておる次第であります。

以上であります。

○齋藤勤君　今、御答弁いただきました再発防止、ぜひ徹底してやっていただきたいということと、大変地元の自治体に、この事故が起きた後、非常に連絡が時間がたちまして、このことに対して非常にいら立ちがあつたと思います。これはもう大変問題だと思います。

○副長官(森山教嚴君) 連絡がおくれたというのは、これはやっぱり下部組織から師団長に至るまでの間に、こういう危険なときにはもうすぐに師団長まで一足飛びに報告が行ってもいい事態なんです。ところが、何が起きたのかわからない、気

も動転してしまつて探している、山の真ん中であるからもう電話もきかない、携帯電話はきかない、無線があるけれども混線しているということで、いろんな条件が、アクシデントが起きて報告がおくれたということは事実なんです。これは私は認めてやるということを私は報告いたしました。

それで、こういうことがとにかく起きた場合には、二度とあつてはならないことだし、起きた場合には、齋藤先生、二度とこういうことが起きた場合には直ちに、結果はどうでもいいと、こういうことが起きたということを県知事あるいは自治体に報告しなさいということを私は命令いたしました。

以上であります。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。きょう、私からはPKO協力法について幾つかの質疑をさせていただきますと思います。

御承知のように、この法律は制定経過がいろいろいきさつがありました。約十年前、平成三年から平成四年にかけてさまざまな論議がなされました、こういう制度をつくるに当たっていわゆる参加五原則というものがつくられまして、それに基づいて法案が作成されました。

そして、論議の過程で、いわゆるPKF活動にわたる部分については国民の理解が十分に熟していない、また初めて日本が参加する活動であることから諸外国の理解も得ながらやっていくべきである、という最終的な判断に基づいて、この部分を法律には掲げながら実施をしないと、いわゆる凍結という手法をとってこの法律を成立させたわけであります。そして、約十年にわたるさまざまな活動を積み重ねてまいりました。このこれまでの活動の経験を踏まえて、さまざまな問題点が検討すべき課題として浮かび上がってきていると思います。

そこで、いわゆるPKFの凍結解除と言われる問題を議論するときに、私はこの議論を三つの段階があるというふうに考えます。その一つは、このPKFを凍結した部分を解除するだけにとどめ

て参加五原則は一切変更しない、法律の改正も行わない、凍結解除のみと、こういう段階と、次に、この凍結解除に伴つて参加五原則は動かさない、その範囲内で法律改正すべきところをすると、そういう段階と、さらにもう一つは、凍結解除に伴つて参加五原則の変更もなした上でそして法律改正に及ぶと、そういう三つの段階の議論があり得ると思つております。

さて、そこで、まず凍結解除のみを行って参加五原則はそのまま、法律改正は一切しないと、他の法律改正はしないという措置をこれからとった場合に、国連の側、国際社会から見てこの日本のPKO制度が参加の機会がどんどん広がるのかどうか、それについてまず外務省の総合外交政策局長から御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(谷内正太郎君) いわゆるPKF本体業務の凍結解除及びPKO参加五原則の問題については、与党三党を初め国会でも御議論されておるところでございます。十分な御議論をいただきたいと思っております。十分な御議論をいただけて先生のお指摘のようなケース、すなわちPKF本体業務の凍結解除のみを行い、参加五原則はそのままにして他に何ら法改正をしない場合に、国連から見ても我が国によるPKO参加の範囲が広がるかにつきましてお答え申し上げたいと思います。

結論から申し上げますと、余り明快な回答はできないのでございますけれども、より具体的に申し上げますと、いわゆるPKF本体業務として掲げられております停戦監視あるいは巡回等は、通常、各国の歩兵部隊によって実施されるわけでございます。国連PKOにおきまして、歩兵部隊には例えば後方支援部隊以上に他国要員の防護が期待されるわけでございまして、このための武器使用が当然に必要になってくるというふうに考えられるわけでございます。

飯に 飯にでございますけれども、飯に我が国が現状の武器使用規定のままPKF本体業務の凍結を解除していわゆる普通科部隊、各国の歩兵部

隊に相当しますが、この普通科部隊による実施を可能とした場合に国連から我が国に派遣要請があるかどうかにつきましては、必ずしも現在確信を持ってお答えすることができないという状況にございます。

〔委員長退席、理事吉村剛太郎君着席〕

○山口那津男君 国連のPKO活動の実態から見て、その凍結解除のみにとどめる措置をとった場合に、いわば国連の側で日本の制度を受け入れて活動する、日本にリクエストを及ぼすということがなかなかしづらい。それは、今御指摘のあった警護とかそれに伴う武器使用とか、そういうところも制度として整ってこないとなかなか使いにくいのではないかと、そういう御判断をお持ちなわけですか。

○政府参考人(谷内正太郎君) そういう問題があるのではないかと考えております。

○山口那津男君 そのほか何かに問題点はお感じになりますか。

○政府参考人(谷内正太郎君) あるいは先生今警護という言葉をお使いになりましたけれども、そういう警護という観点からいまして問題はありませんかというふうに思います。

○山口那津男君 そうしますと、単純にPKFの部分凍結解除するだけで格段に日本に対するリクエストが広がる、そういう期待は持ちにくい部分もあるのかもしれないということだったと思います。

さてそこで、今おっしゃったような問題点は凍結解除に伴うPKFに固有の問題なのか、それとも今行っている、現行法で行っているさまざまな活動、これにもかかわってくる問題なのか、その点はどうお考えになっているでしょうか。

○政府参考人(林梓君) 私どもも国連と話し、それから直接自衛隊等とも接触はあるわけですが、今の制約というものが、安全の確保ということ、やはり日本に非常に特別な注意を払うといえますか、注意を払うとかいうようなことで、そういう意味では余計な苦勞をかけているという

ことはあると聞いております。

○山口那津男君 現行法で行う活動についても安全確保の点でや問題があるのかのような発言がありましたけれども、現行法で例えば要員の安全を確保するのに具体的な支障があった実例というのは結構あるんでしょうか。

○政府参考人(林梓君) 国連との話で、派遣前にその地域の安全といえますか、日本の場合は、自分分は守れる、あるいは自分の要員は守れますけれども、一緒にいるほかの人を守れないものですが、そこらところをよく説明をして、みんなほかに迷惑はかけないように、そこらところを国連とよく話をしているということでございます。

○山口那津男君 防衛庁長官にお伺いしますが、例えばカンボジアのPKO活動の場合に、自衛隊の部隊と同時に選挙監視活動とか幾つかの異なる活動もあわせて実施されていたと思います。みずから武器を使用できない人たちが、要員、こういう人たちの安全を確保するために、現行法の枠内で施設大隊、実際に活動した施設大隊等が安全確保のためにどのような配慮、工夫をされたのか、この点について経験に照らしてお答えがあれば伺いたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) まず、活動を行う地域の選定に当たっては、タケオ周辺ということ、当時、明石さんが代表でありましたけれども、カンボジアの中でも一番安全性の高い、また地元としても安全を保障できるところが選ばれました。また日本の施設活動自体を他国の軍隊が警備をする、フランスの軍隊だったと思いますけれども、そこで治安、警護をしてくれたというように、そこでありまして、派遣された日本のPKOにおいては、まさしく自分の身を守るところでやっていたわけでございます。幸いにして任務自体は無事終了することができましたが、最後の方で、やはり国連、監視庁から派遣された文民警察の高田監視が非常に危険な状況の中で単身行動をして、犠牲者が出たという点を見ればわかるように、非常に危険が伴う中で警護の体制が本場に現状でいい

のかというのは大変大きな教訓として残っておりますし、またカンボジアの選挙が行われるに際しまして、日本から国連ボランティアで選挙監視等と同じ日本のNGOの方がたくさん来ておられましたが、タケオのすぐ近くの投票所で選挙監視を行うのに際して、すぐ近くに自衛隊のPKO要員がそれを傍観をするような状況になっておりました。

その点について、そうであつては本場にいいのかということ、当時の西元幕僚長が、自分の責任において巡察しながら日本人を守るということで、同じ日本人の安全を守ってあげたという事例がございますが、これは本場に指揮官のやはり苦勞、そして心配等がある中で、まだまだ検討して整備していかなければならないというふうに私は思っております。

○山口那津男君 今カンボジアの例に即してお話がありましたが、文民警察官の活動地域と離れたところにあつたと思います。

それは別に、比較的近くにあつた選挙監視隊の一部が工夫をしたというのは、施設大隊の活動を全うするためにさまざまな地域情報を収集する、そういう行動の中で事実上安全が確保された、そういうことだと私は理解しておったんですが、長官、その点はどうお考えになりますか。

○国務大臣(中谷元君) 日本が実施したのは後方支援で道路の整備でありましたが、その支援の地域の割り当ての区域がそれぞれ各国に割り当てられていまして、フランスの軍のいわゆる歩兵のPKO本体、PKFですけれども、その活動の後方支援という位置づけでございます。その警備とか治安についてはフランスが担当していた地域でやっておりますし、それから高田さんの個人的な件につきましては、オランダの海兵隊が警護をしておりましたが、その担当分野で起こった、発生した事件でございます。

しかし、考えますと、PKOの局長も言われて

おりましたが、やはり自己完結型の、自分の国で責任を負って活動するのが望ましいという発言もございまして、支援やお手伝いに行つて他国の仕事をふやしたり他国に心配をかけるというのではなくて、やはり自分の国で自分の国の安全を図りつつ業務をするというのが望ましいのではないかとこのように思っております。

○山口那津男君 高田さんの例を出されましたけれども、それはオランダの部隊が警護活動という任務を与えられ、それを実施しているがら起こってしまった不幸な出来事だったと思います。ですから、この件は我が国の施設部隊があるいは我が国の部隊が警護活動ができれば防ぐことができたとは必ずしも言えない、そういう事例だと思いたすので、念のため確認をしておきたいと思いたす。いかがですか、長官。

○国務大臣(中谷元君) 高田さんの起こった地域は、自衛隊が実施した地域と別の地域のことでございます。

○山口那津男君 いわゆる参加五原則の中で、紛争当事者の停戦の同意とかあるいは我が国が参加することに對する同意という原則があると思いたす。この同意や同意の主体となる紛争当事者、これが全部または一部、途中で存在しなくなった、そういう場合に我が国がそのようなPKO活動に参加していいのかどうか。これを五原則との関係で、五原則が維持されていると考えるべきなのか、それとも何か欠けたので変更しなければならぬと考えるのか、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(林梓君) 紛争当事者間の停戦の同意、それからまた紛争当事者による受け入れの同意、この点につきましては紛争当事者が消滅したような場合どうするかということでございます。

これは、この停戦の同意及び受け入れの同意の存在、それから参加五原則との関係については、具体的な状況に応じ総合的に判断する以外にないと思いたす。

例えば、東チモールの例でございますが、当事

者が解散をいたしました。解散したその当事者がその後政治団体になりまして、今、民主化プロセスに入ってきているということのようでございます。もちろん治安はよくなっている。そして、国としてはUNTAETがそれを兼ねているということ、こういう場合は、紛争当事者が解散したわけですが、五原則をみんな満たしている、こういうふうな判断をしております。

○山口那津男君 そうすると、仮に全部または一部が存在しなくなったとしても、五原則を満たしている、そう理解する余地があると、こういうことだと伺いました。

さてそこで、その五原則のうちこの四つの原則、一から四までの原則というのは、従来のPKO活動で大体承認されてきた共通の原則だったというふうに思います。いわゆる武器使用に関する第五番目の原則、これが我が国の憲法との関係で独自性のあるルールだというふうに思います。

【理事吉村剛太郎君退席、委員長着席】

本来、このいわゆる五原則というのは、平成三年の八月二日に、当時の自民党、公明党、民社党の三党の幹事長会談の席に政府から説明の資料として示されたものと言われておりまして、いわゆる平和維持隊への参加に当たっての基本方針というところで、これが五原則として語られているものだと思えます。それに基づいて、しばらく後にこの法案が確定を、閣議決定をされました。その閣議決定をされた当日というのが平成三年の九月十九日でありまして、この日に内閣官房長官の談話が発表され、この五原則に基づく法案の決定に対する基本的な考え方がここに示されたという経緯があったわけでありまして。

そこで、このPKO協力法の二十四条に武器使用の規定があるわけですが、これとの関係で、この参加五原則の第五原則、武器使用に関する原則では「要員の生命等の防護のため」という文言があるわけですね。これと、この協力法二十四条、武器使用の関係でお聞きしたいわけですが、二十四条は我が国の要員に限って守ると

いうか、防護の対象とすると、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○政府参考人(林梓君) 参加五原則に沿って立案されました国際平和協力法におきましては、武器の使用は我が国要員の生命または身体を防護のために必要最小限のものに限られているというところでございます。

○山口那津男君 つまり、外国人は含まない、我が国の要員という意味だということに法律の二十四条は理解できると思います。それから、同じく二十四条で、生命等と、こうありますけれども、これも要員の生命及び身体ということに限られると、そういうふうに二十四条を理解していいわけですか。

○政府参考人(林梓君) さようでございます。

○山口那津男君 そうすると、それ以外の物、物品等は含まれないというふうに理解できると思います。

さて、そこで、この五原則の第五原則と二十四条は、私はこの官房長官の談話はあくまで五原則の趣旨に沿って法律二十四条を解説したと、そういうふうに理解をするわけでありまして、第五原則イコールこの二十四条の規定ということではないようにも思っています。これ、果たして二十四条の規定よりも五原則の方が幾らか広い趣旨に理解できるのかどうか。この点についてのお考えをお聞きたいと思えます。

○政府参考人(林梓君) 御指摘のように、参加五原則自体は国際平和協力法制定当時、法案作成に当たった基本方針として当時の自公民三党の了承を得た法案の中に反映されたものでございます。その中で、参加五原則で言う要員の生命の防護等がどの範囲まで含む得るかについては、国会等での御議論も踏まえつつ検討する必要があると考えております。

○山口那津男君 その法案の審議、当時の法案の審議についてはあくまで二十四条を中心にしてなされた議論でありまして、この参加五原則の第五原則そのものの解釈をめぐって議論が関わされた

というふうには私には思えないわけですが、その点はどういうふうにごらんになりますか。

○政府参考人(林梓君) 我々の承知する限り、今の御指摘のとおりであると思えます。

○山口那津男君 そして、この五原則の趣旨からしますと、二十四条の解釈としては非常に限定的に、我が国の要員のみ、そして要員の生命、身体のみと限定的につくったわけでありまして、私には、しかし、十年の活動経験に照らして、私は他国のPKO要員などにも対象を広げていいのではないかと、こういう考えもあるんじゃないかと思うのでありますけれども、この点についてどういう認識をお持ちでしょうか。

○政府参考人(林梓君) 参加五原則で言う要員の生命の防護等がどの範囲まで含む得るかについては、国会等での御議論も踏まえつつ検討する必要があると申し上げました。

関連いたしまして、この国際平和協力法制定時におきましては、平和維持隊に参加する部隊は一般に各地域に割り当てられて地域ごとに展開して他国の要員と一緒にしない、こういうような想定でございました。ところが、実際の十年の経験しますと、他国と同じところで一緒に行動することがわかっておりまして、したがって、今御指摘のように、このような実態も踏まえながら検討する必要があると考えております。

○山口那津男君 法律を十年前につくったときは、やっぱり経験のないことをいろいろ見聞に基づいてつくったわけですね。ですから、すべての場合を想定し切れていなかったかは疑問であります。そして、今御指摘のあったように、他国の人々とともに活動する、ともに現場にいるという状態もあり得るというのが経験でありますから、私はその守る対象が広がる余地はあるだろうと、こう思っています。

さてそこで、じゃどこまで守り得るかということですね。我が国以外の人々を、どういう人をどの範囲で守ることが妥当なのかというふうに考え

ますと、これはいろんな問題が出るだろうと思えます。

そこで、参考までに、今回、テロ対策特措法十一条によりまして、自己の管理のもとに入った者はむしろ人道上守る責任もあるだろう、だからこの人たちは守るべきだ。そして、国会質疑ではいろんな例が出されました。私は、その例に倣えば、PKOの活動においてもこういう一定の対象の方々については守る対象に含めてよいと、そう思うわけでありまして、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(林梓君) テロ対策特措法におきましては、御指摘のように、自己とともに現場に所在する、その職務を行うに伴い自己の管理下のもとに入った者の生命または身体を国際平和協力業務に従事する自衛官等の武器使用の防護対象に含める場合、参加五原則との関係でどのように評価すべきかについては、国会等での御議論を踏まえつつ検討する必要がありますと考えております。大変御示唆に富む御意見だと思っております。

○山口那津男君 そうやって仮に保護対象を広げた場合に、これは参加五原則を変更する必要があるのかどうかについてお聞きしたかったわけですが、もう一度念のため御確認したいと思います。

○政府参考人(林梓君) その参加五原則との関係はどう評価すべきかについては、国会等でのこれからのいろんな趣旨の御議論を踏まえつつ検討したいと思います。

○山口那津男君 それでは、自衛隊法九十五条、武器等の防護ですね、この規定をPKO協力法では適用を除外したわけですね。その理由はどうかのことだったでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) PKOにおいては九十五条を除外しておりますが、この自衛隊法九十五条

というのは、武器等の防護のための武器使用ということでございます。我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を防護するためのあくまでも受動的かつ限定的なものでありまして、この趣旨を考へてみますと、あえて適用を除外しない限り我が国の領域外においても当然適用をされてしかるべきだといふふうに思っておりますが、しかし、PKOにおいては、当時の政策判断として、まず慎重かつ謙抑的に業務をスタートさせるべきであるという観点から、あえてこの九十五条の規定の適用を除外するという判断を行ってまいりました。

そういうことで、本来は当然適用されてもしかるべきだといふふうに思っておりますが、最初の業務であるということと抑制的に考えたということでございます。

○山口那津男君 九十五条の本来の趣旨は、我が国防衛のための重要な物的基礎、これを保持する必要があると、そこから出てきた規定だというお話でしたね。

さてそこで、周辺事態法をつくったときには、この周辺事態法に基づく活動領域というのは外国の領域は含んでいないと思っておりますけれども、しかしこの九十五条は適用除外をしなかったわけですね。このようにした理由について述べていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 周辺事態の安全確保法については、この法律に基づく活動地域、形態などを踏まえれば、あえて自衛隊法の九十五条の適用を除外すべき特別の理由がなかったという点で適用を除外しなかったわけでございます。

○山口那津男君 そうすると、周辺事態法では我が国の領域のみならず、周辺の公海や公空にも活動領域が広がって、そこに自衛隊法九十五条が適用されると、そういうことになったわけですね。そこで次に、今回のテロ対策特措法、ここでは外国の領域内で活動することも可能となっているわけでありまして、そして、この法律ではやはり自衛隊法九十五条を適用除外しなかったわけですか。

ね。それはどういう理由なのか、御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) 今回のテロ対策特別措置法については、この九十五条を適用いたしておりますが、これはこの法律のもとで自衛隊の活動の特性、武器等の防護の必要性等を総合的に勘案すれば、このPKO法とは異なっており、この九十五条の規定をあえて除外するような特別な理由がなかったということで、この規定を除外しなかったわけでございます。

○山口那津男君 このPKO活動の十年間の経験に照らしますと、このテロ対策特別措置法には被災民の救援活動という活動も含まれております。そして、PKO協力法においても類似する活動が行えるようになっていくわけですね。ここは似ている部分も多少あると。しかしまた、一方で、テロ対策特別措置法ではもと別な、米軍やその他の活動の支援というものもあるわけですね。ですから、同じ事態を想定しているわけではございませんが、その類似性や異なる点を考慮した上で、このPKO活動においても自衛隊法九十五条を今なお適用除外する必要があるのかどうか、この点についてどうお考えになっておりますか。

○政府参考人(林梓君) 国際平和協力法の制定時において、さつき長官から述べられたような理由、謙抑的に、いろんな問題が最初わからないものから不安もあったわけでございますが、十年間ほぼやってまいりまして、その心配は杞憂であったということがわかりました。

他方、これまで五回における自衛隊の国際平和協力業務の実施の経験を踏まえますと、実際に窃盗グループのようなものが自衛隊の通信器材を盗むというような事態が生じました。こういう窃盗グループに対して武器による威嚇をやったり行うというか、威嚇をするといひますか、事態を混乱させるようなことはいないと、それを行っても、と考えられます。

それから、こういうものを見逃しますと、何もしないで見逃しますと破壊が進むのは当たり前で

すが、この奪取、それからもう一回繰り返してくと、盗みというようなものは、ということもございまして。そういうことで、自衛隊の対応能力の低下とか治安、治安といひますか、それは安全の悪化にもつながるということが認識されるようになってきております。

そういうような事情で、国際平和協力業務を実施するため派遣される自衛隊の武器等の保全について検討する必要があると考えております。

○山口那津男君 防衛庁長官にも伺いますが、この自衛隊が参加したPKO活動の経験に照らして、武器を使用しないと武器等の防護ができなかったと、そういう実例というのは数多くあったと認識されておりますでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 結構、ルワンダの難民支援のときに、窃盗というか、泥棒が入って貴重なものをとられたというような事例がございまして、やはりこういう盗み等に対して武器等で威嚇等をすれば事態を混乱させることになるのではなかったかといひます、そのようには考えられないといふふうに思っておりますし、また東チモール

の事例でありますけれども、輸送の救援隊の隊員三名が勤務終了後、車に乗ってホテルに帰る途中に商店に立ち寄りまして。そして、その店に入つて一時間後、駐車場に戻ったところ、車両のかきか壊されて助手席とか後部座席に置いてあった物品が盗まれたというような事例もございまして、やはりこういうことを考えますと武器防護といふものの必要性といふものはございまして、それを持つたからといって紛争を惹起させるとかいふことも想定されがたいし、またかえって、日本だけがそういうことができないというところについては、他国も含めてそれぞれの活動に支障を生じかねないことになることもあるのではないかといふふうに思っております。

○山口那津男君 仮に、この自衛隊法九十五条、これをPKO協力法の適用除外を外したと、つまり適用ができるようにしたとした場合に、これは参加五原則との関係でどういふふうになるんで

しょうか。

○政府参考人(林梓君) 参加五原則は、我が国が国連平和維持隊に参加するに当たって、憲法で禁じられた武力の行使をするとの評価を受けることがないことを担保する意味で策定された国際平和協力法の重要な骨格でございます。

他方、自衛隊法九十五条に規定する武器の使用は、自衛隊の武器という我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて受動的かつ限定的な必要最小限の行為でありまして、それが我が国領域外で行われたとしても、憲法第九条で禁止された武力の行使には当たりません。したがって、自衛隊法九十五条に基づく武器使用を国際平和協力業務に従事する自衛官に適用したとしても、憲法上の武力の行使には当たらないものと考えられております。

したがって、国際平和協力業務に係る自衛隊法九十五条の適用除外を解除することとしたとしても、参加五原則を策定することとした目的と相入れないものではないと考えております。

○山口那津男君 法制局に念のため伺いますが、この武器等防護のための武器使用、これを外国の領域でも認めるとなった場合に、今、憲法九条とは抵触しないというお話でありました。これは抵触する場合はない、こうお考えですか。

○政府参考人(阪田雅裕君) お尋ねにつきましては、政府として従来から、今、PKOの事務局長が答弁されましたような考え方に基いて、自衛隊法九十五条を国外での自衛隊の活動に適用したとしても憲法上の問題は生じないといふふうに解してきていっております。現に、先ほどからお話がありました、いわゆる周辺事態安全確保法、それから先般のテロ対策特別措置法におきましても自衛隊法九十五条の規定は排除されてい

ないところであります。

○山口那津男君 そうしますと、この九十五条が適用できる事態となった場合には、もちろんPK

○活動全般に適用できるということでありまして、PKFに限るとか、あるいはそれ以外の活動に限るとか、そういうことにはならないわけですね。この点いかがですか。

○政府参考人(林梓君) 仮に、国際平和協力業務に従事する自衛官について自衛隊法第九十五条の規定を適用するした場合、いわゆるPKF本体業務に従事する自衛官とPKF本体業務以外の業務に従事する自衛官との間に格段の差異を設けるべき事情があるとは承知しておりません。

○山口那津男君 自衛隊法はあくまでこれは我が国の物品を対象にしていると思うわけでありまして、けれども、PKF活動をする中においては国連やあるいは他国の要員の物品等も我が国の要員のそばにあるといえますか、あるいは管理を任されるとか、そういう事態もあるのかどうか私は正確にはわかりませんが、そういう国連や他国のもの、物品についても武器を使用することはできるようになるのでしょうか。

○政府参考人(林梓君) 自衛隊法第九十五条は自衛隊の武器等を防護するための武器の使用を規定したものでございまして、その防護対象には国連や他国の物品は含まれません。

○山口那津男君 国連のPKF活動において、これは国連の活動一般ということですが、いわゆる警護活動、警護の任務とされているものがあると思います。この警護の任務というのは一体どういうものなのでしょうか。

○政府参考人(谷内正太郎君) 国連PKF活動におきまして警護任務とは、一般的には国連の要請により、例えば国連職員等の特定の人員や特定の施設、物品等を防護する任務であるというふうに理解されておると承知しております。

○山口那津男君 そうしますと、外国の部隊、あるいは文民等も含めた一定の組織、こういうものを丸ごと守る、警護する、そういう任務もあるんですか。

○政府参考人(谷内正太郎君) 今までのPKFの例ですべてを把握しておるわけではございません

けれども、例えば医療部隊など十分な防衛手段を持っていない部隊を歩兵部隊が警護するということがあるというふうに承知しております。

例えば、南レバノンのUNIFIL、これは国連レバノン暫定隊と称しておりますけれども、このUNIFILの本部敷地内にボーランドの部隊が病院を開設しておりますけれども、この部分を含まれて敷地全体をフランスの歩兵部隊が警備しているという例があるということを承知しております。

○山口那津男君 今、説明のあったいわゆる警護任務、これを我が国の自衛隊部隊が行うとすれば、現行のPKF協力法は改正する必要があるのでしょうか。

○政府参考人(林梓君) 国際平和協力法で規定されている国際平和協力業務の中には、いわゆる警護任務に相当する業務はございません。法改正なしにこのような業務を行うことはできないと考えっております。

○山口那津男君 仮に、そのような任務を改正して加えるとした場合に、単に今説明のあった任務を法文に加えるというだけではなくて、その任務を遂行するために、武器使用の点でいけば広げた考え方をとる必要があるのでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 今、林局長が改正する必要があるというふうに述べましたが、PKFを解除する場合にやはり警護をすることが必要になってくるケースも出てくるのではないかと。例えば、隊員の任務を遂行する上においての安全性、また

現地の人々が混在する中でのケース、また他国の要員もいるケース等、やはり現地の司令官として、また実際の隊員として、業務を実施する上においてそのような警護の目的のための武器の使用の必要性というものは出てくる可能性もあるというふうに思っておりますので、その点については今後検討していただきたいというふうに思っております。

○山口那津男君 少なくとも現行法が我が国の要員のみに限られているという点からすれば、これ

を変えざることをしない限りは今おっしゃったような警護の任務はできないものと考えられます。どのような武器使用がふさわしいかについては検討の余地が残っているのかもしれない。

さてそこで、このような武器使用を、仮に警護に伴う武器使用を認めた場合に、これは参加五原則との関係はどうなるのでしょうか。

○政府参考人(林梓君) 警護任務の実施において任務の遂行上必要となる武器使用につきましては、参加五原則及び憲法との関係で、国会等での議論を踏まえつつ慎重な検討が必要であるとされております。

○山口那津男君 先ほどの警護任務の説明ですと、個人あるいは少数の人の安全を守るための任務と、それからまた医療部隊の安全確保のためにやった、いわば組織的な多数の人の固まりを守る、そういう場合と、両方あると思うんですね。ですから、警護任務と言っても一様ではないと思えます。

そうした場合に、参加五原則のもとで、国連の過去の経験に基づくあらゆる警護任務をすべきであると考えられるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(林梓君) その点につきましては慎重な検討が必要であると思われまします。

○山口那津男君 今言った警護任務全般をやるとした場合に、法制局に伺いますが、憲法九条との関係で何か抵触する部分が出てくる可能性はあるのでしょうか。

○政府参考人(阪田雅裕君) 今御指摘の警護業務の追加につきましては、ちよつと政府部内で具体的に検討がなされているというふうには承知しておりませんので、だれをどういう形でという警護の対象者であるとかあるいは態様などが具体的に明らかではないということだろうと思えます。

そういう状況のもとで、今直ちに九条との関係について申し上げるということとはなかなか難しいというのを御理解いただきたいと思います。

が、ただ、仮に自衛隊が警護任務を行うこととするというふうにいたしました場合に、これを的確に遂行するためには、政府が現行の国際平和協力法その他の法律における自衛官の武器使用規定の合憲性の根拠として従来申し上げてきておりますいわば自己保存のための自然権の権利ともいえるべきもの、そういう枠を超える武器使用がどうしても必要になるんだということであるといえます。

○山口那津男君 要員、PKF活動の要員、特に外国の要員等を守るためには警護活動を我が国の部隊が必ず行わなければならない、その必要があるかという切れるかどうかについては議論の余地があるかもしれません。ただ、現行法の規定、あるいは今度凍結を解除するPKFの活動、それらの範囲の中で安全の確保を図る、いわば警備活動を柔軟に運用すると、そういうことで対処し得る範囲もあるのではないかと考えられます。

けれども、警護、先ほどの説明のあった警護任務を新たに加えるべきかどうかについては、なお検討の余地があるとは私は実感を感じました。

防衛庁長官、これまでの活動実態に照らして、この点についての自衛隊の隊員の生命、身体、安全のみならず、自己保存の自然的権利に基づく武器使用のあり方、こういう趣旨からして、これらの武器使用のあり方について、警護の問題をどのように考えたらしいか、お考えをお述べいただけますか。

○国務大臣(中谷元君) やはり、PKFをどう考えるかということから言いますと、ことしのノーベル平和賞は国連に与えられたと。また、この国連の平和維持活動というのは人類の平和のために大変な貢献をしているわけでありまして、日本としても積極的にPKF活動に参加すべきだということに思っております。

PKFの凍結解除も前向きに考えなければならぬと思っております。

それに伴う武器使用も、やはり現地の人々とも

に行動をし、また他国の要員とともに仕事を生活をするわけでありまして、仕事仲間、人間仲間という点で、現地に行ったら現地の事情というものがあつたわけでありまして、この点のルールについては国連の現地の武器使用等のルールもあるわけでありまして、そういった武器使用のルールの原則を勘案をし、また我が国として憲法上容認される武器使用の範囲においてこれらの行動が的確に実施をでき、かつまた隊員の、要員の安全も確保できるような、そういうものとしてPKO活動が積極的に実施できるような体制を我々自身が考えてつくっていくかなければならないというふう

に思っております。

○山口那津男君 これでは終わります。

○吉岡吉典君 きょうは一般質問ですので、日本の外交政策と安保政策の基本になるような点で要望を含めて質問をさせていただきたいと思ひます。

私は、外務委員会に何年ぶりか、十年ぶりぐらいに帰ってきて議論を聞く中で感じたことは、今行っているいろいろな施策が諸外国との関係、日本の将来にとってどういう意味を持つかということについての十分なる検討が行われた上でこれが決定されているかどうかということについていささか疑問を持っております。それは外交政策だけでなく、ことしの前半大きな問題になりました例の歴史教科書問題もしかりです。それから、テロ対策法案をめぐる議論の中でもそのことを感じました。テレビで繰り返し衝撃的なあのアメリカでの同時テロのテレビ放映を見ながら、本当に衝撃的な出来事でしたけれども、事件が衝撃的であればあるほど、私は、それに対する対応というのは冷静で慎重な判断が必要だと思ひました。

その点に関して、大臣、長官とも出席していただけない会議ですけれども、衆議院の特別委員会でも前田参考人から満州事変が拡大していった際の議会と内閣のあり方を教訓として生かしてくれという公述がありました。実は、この問題、私も関心を持って、何年か前に自分で書いた本の中でも書

いたことがある問題です。

今回、防衛研究所の図書館にある資料もいただきました。改めて現物でもそれを見ましたけれども、満州事変のときにどういうことが行われたか、前田参考人が述べたことでもありますが、これも、関東軍による謀略を中国のしわざだということでも満州事変開戦に至ったわけですが、これを承認する閣議については大本営機密日誌の中に具体的に書かれております。

十八日に柳条湖事件が起こって、十九日の閣議では、現地の領事官から送られた、これは関東軍の謀略であるということの報告書を当時の幣原外務大臣が報告して、その会議は軍に不利なる結果になったと当時の記録に書かれておりますけれども、それで、九月十九日にそういう状況の中で朝鮮軍が独断で越境した、外国へ出かけていった、これは重大な問題であるということでありましたが、九月二十二日の閣議でそれがどうなったか。これは九月二十二日の大本営機密日誌に書かれております。「朝鮮軍ノ独断出動ニ対シテハ閣僚ノ全員不賛成ヲ唱フルモノナシ然レトモ亦賛成ノ意志ヲ進ンテ表示シタルモノナシ」、これが(一)ですね。「(二)既ニ出動セルモノナルヲ以テ閣僚全員其事実ハ之ヲ認ム」、「(三)右事実ヲ認メタル以上之ニ要スル経費ヲ支出ス」というふうになつたと書かれております。

要するに、関東軍の謀略によつて引き起こされた事件だということを閣僚は知っているからだれも賛成はしなかった。しかし、軍を恐れて反対を表明する者もなかった。反対を表明する者がなかったからこの重大な問題である朝鮮軍の越境は認められたということになつて、それではその経費、予算もつけようということになり、それで満州事変が本格的に広がり、そしてこれはやがて日中戦争、あの太平洋戦争へと進むきっかけになつたというのが歴史の事実です。

私は、前田参考人が、こういう浮かれた状態で満州事変に突入していったことから、政府と議会ともに教訓を学んでくれという提案は、やはり時

代が大きく動いているこういう時期にも十分考慮すべきものだと思います。

長官、そういう記録があることは事実ですね。

○国務大臣(中谷元君) 防衛研究所には大日本機密日誌という資料は保管されておりますが、保管されている資料の中で、「満州事変作戦指導関係綴」に含まれる日誌類のうち、昭和六年九月二十二日の日誌に、軍の独断出動をめぐる閣議が行われたことに言及した記述は見られます。

○吉岡吉典君 私が今読み上げたのは、これは防衛庁経由でいただいたものですからもう間違いないわけですね。

それで、謀略だということをみんな知っている、賛成はできない、しかしだれも反対もしないからこれで承認されたということ戦争が拡大していった。こういう事態というのは我々は繰り返してはならない出来事だと思います。こういう形で日本の進路が決まった。このことについて外務大臣、どういった感想をお持ちですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) よいことであろうはずがありません。

内閣の責任でありますとか、閣僚の責の重さは口では言いますが、本心に歴史的な分岐点に立ったときに、みずから勇気を持ってどのような行動、決断ができるかということは政治家として非常に重たいものを感じます。

そして、一言言わせていただければ、数日前に、今回の九月十一日のテロ以降初めてだと思ひますけれども、アメリカとともに参戦をしているイギリスのトニー・ブレア首相が、ロンドンに欧州の首脳を集められて、そしてもうお互いの相互確認といひますか、今回の国連に行つてアメリカと接触をするというふうに折り返し点といひますか、それを控えてと言つた方が正しいかもしれませんけれども、そこで、とにかく欧州だけで意思統一といひますか、もちろん将来の見通し、アフガンの復興、そうしたことについて話をしたというのを朝、早朝のニュースで知りまして、私はすぐ本省の幹部を大臣室に集めて、こういう

ことをどう思うか、すぐ情報をとりましようと思ひました。

そして、先方の都合もありますから、遅くなりませんが、昨晚、その席に参加していただきましたEUのソナという、スペイン人ですけれども、その方ももちろん私、何度もお会いしたことありますし、今回、アメリカに、国連総会に出る方ですが、その方についての話があつたかと。要するに、今までの九月十日以降の総括があつたというふう

に思ひました、ヨーロッパ体制の中で、それをぜひ、遠隔地にいる私ですけれども、国連に出る出ないの問題とは別として、外務大臣として知りおきたいと思ひまして話を聞きました。

その中身は先ほど、齋藤先生のお話のときでしたか、あるいは午前中の、午前中でございましたね、午前中の委員の方に御報告しましたから繰り返してはいたしません、そういうみずからの行動をとつた後にチェック・アンド・バランスでチェックをするということは絶対必要であるというふうに思ひます。そうした意見を踏まえながらも私は、私自身でなくてもいいんですけれども、宮澤総理にも実は先ほど電話のときにこういうふうなスタンスのことを機会があつたらぜひ首脳とお会いになったときに話をさせていただきたいと託しました。これはまだ、今初めて申し上げることですけれども、総理にも御報告してありませんけれども、まだこれから寄ろうと思ひておりますが、こうしたことについて私どもの思い、この議論の中でいろいろな意見を集約した中でどうかということについて、私の感じている、思っていることをアメリカにも伝えてほしいということを申し上げます。

きょう夜も、先方がまた、きのうはちょっとまたま御都合が悪かつたんですが、イギリスのジャック・ストロー外務大臣ともお話しできることになつております。もちろん、G8にも出られますので、同じことをいたしたく思ひます。要するに、申し上げたいことは、引きずられることなく、つらくともやはりストップ・アンド・

シンクということが、チェック・アンド・バランスといいますが、そうしたことが過ちを繰り返さないことになるといふふうに思つて、私なりに努力はいたしております。

○吉岡吉典君 言うべきことは言うという、今の態度をぜひとも貫いていただきたいと思つています。

その点で、私は今度のテロ対策としての自衛隊派遣問題というのは、やはり憲法の根本問題にかかわる問題、この委員会でも、私は本会議でも言いましたけれども、戦後初めて自衛隊に戦死者が出るかもしれない、自衛隊員だけでなく自衛隊員の武器使用によつて殺傷される外国人も出るかもしれない、文字どおり戦後史の大転換に当たるもの、そういうことを決定する際の議論の中で、しばしば訂正の答弁があるようなことが行われた、このことは、やはり十分なる準備のないままの対応だという感じがしてなりませんでした。

私、きょうこういう質問をするということをした、この事前に、きのう午前レクしました。そうしたら、けさになつて聞いたら、きのうの衆議院予算委員会、ASEAN首脳会議で日本の自衛隊派遣について外国の理解を得たという根拠について外務省の方から、その根拠として、反対がなかったから理解を得たという答弁があったということを知りました、大臣の答弁じゃありませんけれども、それで、決してその答弁者を関東軍というふうには私は言いませんけれども、しかし似たような論理が今なお出て、反対がなかったから理解を得たというふうなことでこういう問題を消していただきたくないと思つています。

これは私の意見として述べますが、防衛庁長官、今度の一連の決定、本当に将来責任が持てる十分なる検討の上に立ったものかと言ひ切れるかどうか、お伺いします。

○国務大臣(中谷元君) この行動の根拠となる法案がこの国会で御審議をされまして、反対の御意見もございましたけれども、我々の主張といたしましては、憲法の枠内で自衛隊の活動する地域についても、現に戦闘行為が行われておらない地域

で協力支援または被災民救援、そして捜索救護を行うという活動に限つてということでは制限をつけているわけでございます、武力行使を伴わない範囲での活動だということに認識をいたしております。

○吉岡吉典君 この際、具体的なことで確かめておきたいと思つています。どのような武器を携帯するかという問題についてです。

まだ基本計画は決まっていますから、どういふ武器を持つかというこの決定はもちろんないわけですが、法律上は、どのようなことがあろうと持つていけない武器というのがおのずからあると思つています。どういふ武器を持つかは現地の状況、相手の状況いかんという答弁が繰り返されてきたと思つています。

現地の状況いかん、例えば相手がロケットを持つていて、そういうところへ行くというような事態が起こつた場合には、ロケットは法律上排除されるかどうか、あるいは戦車はどうか、こういう点、ちよつとお答え願ひます。

○国務大臣(中谷元君) 法律上は制限はございませんが、使用する武器等については基本計画に書くことになつております。実施をする地域というのは、基本的に戦闘行為が行われていないという地域でございますので、そういった緊張度とか脅威度が極めて高い地域に自衛隊を派遣するということは想定しがたいことでございます、また現実には実施する区域につきましても入念に調査をいたしまして、将来においても戦闘行為が行われない地域で実施をするという点、また現地の治安情勢についても十分な考慮を払つて総合的に勘案して活動するわけでありまして、携行する武器についても、そのようなレベルでの不測の事態に適切に対応し得る必要最小限のものになるようにということを中心に考えて基本計画を定めたというふうな思つております。

○吉岡吉典君 法律上はロケットであろうと戦車であろうと排除されていないことだとすると、これは今回の武器使用が緩和された問題といふのが実に大きな意味を持つてくると私は思ひます。そこで、次の問題ですが、武力行使は行わない、しかし自己防護、正当防衛上の武器使用は行うということだと思ひます。その点で武器使用、武力行使のための武器使用ではない、自己防護のため、正当防衛としての武器使用であり、それに伴つて一種の戦闘状態、交戦状態というのが生まれることはあり得る、そういうふうな考えしかありませんが、これはいかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) この交戦状態という意味がいかなるものであるのかということにも関連しますが、一般的に交戦状態というのが国家の間で武力の行使を行い合うような状態を指しているのであれば、今回の法律においては戦闘行為が行われないと認められる地域で行われるということでもあります、仮に近傍で戦闘行為が行われたとした場合には一時休止、避難の措置をとる、また計画変更を速やかに実施するというにされておりました、武器の使用はあくまでも自己の防護や武器等の防護のための必要最小限の武器使用ということでございます、武力の行使に該当しないものであるから武力の行使を行い合うような交戦状態という状態にはなることはないというふうなことを考えております。

○吉岡吉典君 長官、僕は武力行使を想定して聞いているわけじゃないんです。自己防護のためであれば、やはり相手があつて撃ち合ひになるということ。しかもそれは必ずしも一発や二発じゃない。相手の状況いかんによつては撃ち合う。それを普通、戦闘状態あるいは交戦状態、それはどちらの用語でも構いませんけれども、そういう状況といふのは法律上は生まれ得る、そういうふうになつていて私は思つてゐるわけです。それイコール直ちに武力行使やるじゃないかというふうなことを言おうと思つて聞いているわけではありません。

にも聞こえるんですが、どうなんですか。やつぱり武器使用してそういう一種の戦火を交えるという形になる、戦火と言つたとまた逃げられるかもしれないけれども、お互いに武器を使用して攻撃し合うという局面というのは生まれ得るんじゃないんですか。

○国務大臣(中谷元君) 武力行使に至らないレベルでのテロなどの攻撃等は考えられ得るわけでありまして、そのような事態に際しての自己防護のための武器使用というものはあり得るわけでございますが、それをもつて全面的に戦つたり、長期的に戦つたりというような事態は行わないように、避難または一時休止等をして自己の安全を図るというふうなされておりますので、武力の行使にならないように現場で判断をすべきだというふうな思つております。

○吉岡吉典君 そが長官、飛躍があるんですよ。自己防護といつて僕は言つてゐるのに、武力行使には至らないようにすると言ふ。武力行使は最初からないはずなんですよ、あなた方は。だけれども、自己防護のための武器使用ということですから、非常に答えにくいようですから、これはこれで置きましょう。

私はその事態、やつぱり武器を、片方では法律上はロケットだろうと何だろうと排除してないというわけですから、だけれども、しかしまさか今度戦車まで持つていくということは僕も想定はしていません。おりませんけれども、いずれにせよ、やつぱり一定の規模の戦闘状況というものは想定をした法律になつてゐると思ひます。それが私が心配してゐる自衛隊員にも外国人にも死傷者が出る事態、私どもが戦後初めて生み出さうという事態というのはやつぱり憲法九条の死を意味する出来事だといふふうに思ひます。

しかしそれは、いずれにしましても次の問題に進んで、お伺いしますけれども、自衛隊の派遣というものが本当に国際的な要請になつてゐるのか、国際的にどう思われているのかという問題を私は

この際考えたいと思います。

論議の中では、自衛隊を派遣しなければ国際社会の責任を負えないというニュアンスの答弁も随分ありました。私もそうでなく、憲法九条を持つ国として、外交面あるいは救援あるいは難民救済、そういう面で最大限の努力をすべきだということを言ってきましたし、今も主張しているわけですから。

私は心配するのは、自衛隊のこういう形での派遣というのが逆にアジア諸国などへの日本に対する不安を強めないのかということを一方で考えざるを得ないんです。それはなぜかというところ、あの一九六六年四月の橋本・クリントン安保共同宣言に対して、いわゆる極東と周辺との関係等も含めてアジア諸国では大変な不安、懸念が広がった。そして、外務省は次々幹部を送って説明に当たらざるを得なかった。私、当時外務省の人々にその苦勞も聞きました。

これはどなたでも結構ですが、どこどこに説明に幹部を送ったのか、お答え願います。

○政府参考人(藤崎一郎君) 日米安保共同宣言につきましては、安保体制がアジア太平洋地域の平和と繁栄に重要な役割を果たしているという認識のもとで、多くのアジア太平洋諸国は理解を示しているというふうに承知しているわけでございます。

この安保共同宣言は日米安保体制の重要な役割を改めて確認するというものでございまして、第三国に対して日米が対抗するというようなことを目的としたものではない、あるいは専守防衛を初めとする我が国の基本的な防衛政策を変更するものではないと、こういうことを含めまして宣言の趣旨につきましては近隣諸国、具体的には中国、韓国、ASEAN等に外交ルートで説明をし、より多くの理解を得たというふうに認識しておりますが、今御指摘のように、幹部を派遣したということはいけません。

○吉岡吉典君 それは違いますよ。私はその当時外務省のいろんな、次官から局長からの、僕は最

初中国と韓国だけ送ったかと思っていれば、いや、そうじゃないんですと、どこにもどこにもどこにも送りましたという説明を詳しく聞きましたよ。

そんな、幹部を送っていないんじゃないのは、これはだめですね。その答弁はいただけません。委員長、もう一度答えてもらってください。

○政府参考人(藤崎一郎君) 安保共同宣言自体でございまして、これにつきましては外交ルート、外交ルートと申しますのは、東京で在京の各国大使館あるいは任国で各国の、私どもの方の大使館から各国の外務省に対して説明をするということでございますが、安保共同宣言につきましては、今おっしゃいました九六年四月の安保共同宣言につきましてはこういうルートで説明をさせていただいたと、こういうことでござい

○吉岡吉典君 大臣、全然わかつちやいない、アジアが。僕は外務省のある顧問を務めている人に今の日本外交の最大の弱点はアジアがわかつていないことだという話を聞かされたことがあります。

この安保共同宣言が出た後のアジア諸国の新聞は何を書いたんですか。それは、中国や韓国だけじゃなくて、シンガポールであれマレーシアであれ共通した論調というのは、日本が日米安保体制で自国を守る限り日本の問題であるから我々とはかく言わない、しかし、その自国防衛を乗り越えてアジア太平洋の安保ということにまで言い出し考えるようになれば、これは日本だけの問題でなくアジアの我々も不安と懸念を抱かざるを得ない、ましてや、かつて侵略を受けた国の国民としてその感情が強いというのが、当時の新聞がずっと書いたことですよ。

それで、僕は次官にも聞きましたよ、そんな、中国、韓国だけじゃなくいろいろな国に送り出したということ聞いた。外務省の中ではあのときに極東と周辺との関係をめぐって人事問題まで出たじゃないですか。そういうことを今のようなのは、私はこれからのアジア外交に不安を抱きま

すよ。

その翌年、橋本総理が東南アジア訪問して安保はアジアの共有財産だというような趣旨の、公共財だということを言いましたね。それについても私は外務省の人に当時詳しく聞きましたよ。日米安保体制がアジアの安保になったことを大いに吹聴してアジアの公共財だと言え、そこで割れるような拍手を期待したけれども全然拍手が出なかった、それでどうとう途中から、次の国ではその演説をやめることになったんだという話も当時聞きましたよ。

そういうわけで、アジア諸国が日本がアジアの安保に乗り出すということについてどんな強い不安を持っているか。それは、やっぱり僕は外務省の顧問の人が日本の外交の最大の弱点はアジアがわからないことだと言っていた意味が今の答弁を聞いてよくわかりました。私は、そういうアジア安保ということを言い出しただけで懸念を表明した国が、今度は、兵たん活動とはいえ防衛用だとはいえ、武器を携えて外国で実際行われている戦争に参加するということになったらどういう不安を抱くかということが今度の法案作成の過程で十分に検討されたかどうか、この点を実はお伺いしたかったんですけれども、その前提のところではアジアはそういうことではないとおっしゃると、それは検討を全然やられていないことになると思います。

外務大臣、アジアはそういうかつて日本の侵略の対象になった国だから余計に敏感に日本の安保姿勢について神経質になっている。そのことについてどのようにお考えなのか、大臣の御意見、お伺いしたいですね。

○国務大臣(田中眞紀子君) 吉岡先生は大変過去の経緯をよくお調べになっておられて、そして歴史にも造詣が深く、大変な読書家であらうと思いますが、私も夏前に先生がこの委員会御指摘になりました本を夏休み中に取り寄せまして読みました。そのお気持ちもよくわかっておりますし、歴史的事実はむいことであってつらくても認めな

ければならないと、その反省を、現実を認識しないで将来の構築はないと考えております。

しかし、今回のテロ特措法につきましては、周辺国の不安というのは世代によってもちろんあると思いますが、今、日本がこのテロ、九月十日のことがあって以降どうやってこのテロをこの地球上からなくすようにするかということが基本にありまして、その中で、世界第二の経済力を持つ、そしてテロはアメリカだけの問題ではなくて世界じゅうどこにいても起こり得ることです。したがって、そうした立場から地球市民として、武力行使と一体化せず、憲法の範囲内でぎりぎり何ができるかということをつくったのがこのテロ特措法でございます。

したがって、その先生の思いもよくわかります。それからまた、今現在、未来に向けて、世界の一翼を担う日本が未来志向で建設的にやっていかなければならないという必要性もよく自分で認識いたしております。

したがって、何がでは必要かということをおし上げます。これは政界だけではありませんで、過去の経緯をよく知っている方、戦争で痛い思いを経験なさった世代に限って、政党とかそういうことに関係なく、戦争というのは、例えば後藤田正晴さんもうでしようし、そのほか具体名を挙げませんけれども、政界以外でも非常に大変強いアレルギーと拒否を持っておられる。それは、御本人が肌身でそうした経験をなさったからでありましょう。友達、家族を亡くされている。そして相手の、戦った中国なり韓国なりあるいはほかのASEANの国もありまして、そういう方々の悲しみや怒りや苦しみを自分のこととして受けとめておられるからであると思います。

ところが、それをわかっておられる唐家璇さんにして、例えば韓昇洙韓国の外交部長にいたしましても、私は本心に胸襟を開いて何度もお会いしています。近々またお二方来られると思っておりますが、率直に耳の痛いことをおっしゃいます。し

かし、未来志向であられることも間違いありませんし、若い世代が、韓国も中国もほかのASEANも、あるいはこの間インドネシアのメガワティさんもお会いしました。そういう中で、それぞれの思いはありますけれども、未来志向では、若い人たちがそんなこと、恩讐を乗り越えて、むしろ建設的に、世界からテロリズムをなくそう、お互いに共存共栄のために働こうとしているということも目を転じて御理解をいただきたい。

そして、私たち政治家の責務はそれを実証してやってみせること、そのことが、私は外務大臣としても極めてつらいことですが、チャレンジングでもあるし、それが責務の重さであるというふう

に感じております。

○吉岡吉典君 私は、テロをどうして根絶するかというために日本がどういう役割を果たすべきかということを考えていし、提起したいわけですが、これも、軍隊を出してくれという要請が一体どこにあるのか、日本のひとり舞台、ひとり芝居じゃないかという気がせざるを得ないんです。

それはこの前の委員会でも、私、言いました。アメリカだって、湾岸戦争のときに日本に自衛隊の派遣を要請したことについてのさまざまな面からの反省の議論があるわけですね。その反省の議論の前に、この前は随分アメリカから日本にいろいろな要請が来たようなんです。最近出た朝日新聞の「日米同盟半世紀」という本でも、父親の方のブッシュ大統領から海部総理にこう言ってきた、あるいはアメリカの在日米海軍司令部から海上自衛隊の幕僚監部にこういう要求が来たというふうなことが、かなり具体的にこの本には書かれております。

大体どういうことをアメリカは当時言ってきたのか、今回もそういうことを言ってきたのかどうか、今回もそれをまずお伺いしておきたいんですが、これは外務大臣が防衛庁長官かどちらか。○国務大臣(田中眞紀子君) いっときシヨ・ザ・フラッグということが、今回のことがあって、九月十一日以降、随分国会等でも議論されましたけれども、アメリカは具体的にこうせいああせい

とは言ってきたくないし、日本の憲法の問題、国民の皆様の考え方、そうした社会の仕組み、そうしたことを私はよく知悉しておられると思います。何も言ってきたくないとは思いますが。

私は、逆に、常にずっと思っていることですけれども、日本人は極めて内向きで、内向きに内向きにしか物を考えない。そうした自分たちが外からどう見られているのかという視点がなないのでないかと思うんです。すなわち、外向きにスタン・ドブレをするのではありません。主権的という言葉は総理が余り繰り返されるので言葉じりをとらえて言いますが、まさしく主権的という言葉が私は合っていると思うんです。自分で何が出来るか、そしてそれが、吉岡先生が危惧なさっておられるASEANを中心とする近隣諸国から脅威と映らないような貢献に必ずなるということを証明してお見せする義務が私たち日本人一人一人にはあるのではないのでしょうか。

○吉岡吉典君 しかし、現実には日本に対する不安が強くて、したがって、例えばアメリカでも、この本に書いていますが、ブッシュ大統領の国家安全保障担当補佐官だった人が湾岸戦争のときに日本が提供した支援だったと、つまり財政支援だったと書いております。それで、貢献は多々なものであったと、あえて言いますが、それは軍隊の派遣よりも価値のあるものだったというふう

にインタビューで書いています。それで、私、この前のこの委員会でも言いましたけれども、ワインバーガー元国防長官そのほか、日本には軍事的な役割よりは憲法のもとで財政支援その他の支援の方がより大きいと、こう言っている。アジアにも不安がある。今回だって、私、幾つか新聞こへ持ってきていますけれども、中国、韓国のみならず、シンガポールの新聞等でも自衛隊派遣についての非常に強い不安を表明しているわけですね。アジアもそういう不安を表明している。アメリカでも、無理をして自衛隊出すよりは財政その他の支援をしてもらう方がはるかに

大きいという議論があり、湾岸戦争からそういう教訓をアメリカの中でも引き出している。

そういう時期に、あえて国内もまだ一致していない憲法上のさまざまな議論があるときに、どうして出さざるを得なかったか。しかも、それが議論の中で、私もさっき言いましたように、いろいろ訂正しなくちゃいかぬような憲法認識等も含まれている点を見ると、やはり十分なる検討もないままに行われたという感じを抱かざるを得ないわけですね。

私は、これはこの間も議論した点ですが、それでもそこで防衛庁長官にお伺いしたいんですが、日本は現在、自衛隊をゴラン高原に出しております。そして、続いて、テロ問題で自衛隊を派遣する。東チモールも出すでしょう、どうですか、それは。○国務大臣(中谷元君) 東チモールに自衛隊を派遣したいというふうに思っております。

○吉岡吉典君 そうしますと、憲法九条を持つ国で、軍隊が一度にゴラン高原、それから東チモール、それからテロとの戦争と、三つの分野で海外に出かけて働く。それは、あなたの方の説明では武力行使ではないとおっしゃいます。国際的には、兵たん活動は武力行使と一体のものだと見られて

いるわけですね。いずれにせよ、軍隊が世界各地に出かけて行動を展開すると、こういう日本に今なろうとしているわけですね。

憲法九条はそういうことを予定していると言え

るのかどうか。私は、憲法制定議会の議論を

読んで、そういうことは全く予定していないとい

うことをこの前のこの委員会でも言いました。そ

れから、自衛隊法をつくるときにそういうことは

想定されていない。参議院では、自衛隊を海外

に派遣せざるという決議も採択された。そういう

日本の現状のどこから、自衛隊を一度に東チモ

ール、ゴラン高原、それからテロ対策というよう

に派遣していく、しかもそれ短期に終わらないで

しょう。そういうことが現行憲法下で行われてい

いものかどうか。

長官、この前、私、この委員会で配りましたけ

れども、参議院の決議の提案理由説明、あるいは決議、そのどこからそういう活動に自衛隊が踏み切れる根拠が見えますか。ちよっと、私は率直に答えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中谷元君) まず、参議院の国会決議におきましては、有権的解釈は参議院において行われるべきだと思ひますが、この決議をしたときは、国連のPKO活動などが行われていなくて、そこまで想定したものではありません。そういうふうに思ひますが、この国連のPKO活動自体が、先ほども言いましたけれども、ノーベル平和賞まで授与されるように、紛争を抑止し、またその地域においての安定を図るために、非常に人類の英知をもつて平和を維持するという点では非常に国際的にも高い評価を得ている活動でありまして、憲法で確かに武力行使は禁止をいたしております。

しかし、憲法の前文には国際平和に進んで貢献するといふ趣旨もうたわれておりまして、こういった国連の平和維持活動ということ自体が私は国際平和に貢献している活動だといふふうに思っております。我が国としてもこういった分野には貢献をするといふことは好ましいことでありますと同時に、今回のテロ対策においても、やはり現在、飛行機に乗るのも不安だ、また手紙を受け取るのも不安だ、地下鉄に乗るのも気になるといふように、安全保障といふのはすべての生活、すべての経済活動、社会活動の基本になることである。まして、こういうことを人に任せて自分たちはただ単に経済活動に専念するといふことがこの時点で本当に許されるのか。やはり、こういった安全保障確保といふのは一体だれがやるのかという点を考えますと、やはりつらいこと、嫌なこと、厳しいこと、こういう点においてはやはり国際社会とよく話し合いをして合意を得ながらやっていくかなければなりません。

特に、APECにおいてもASEANにおいても、今回のテロに対しては許さない、また北朝鮮の国もテロはだめだといふふうに言っているように、世界一致した、共通した認識でございまして、

我が国としても、憲法の許される範囲でこの安全保障を確保して市民生活を続けていくという見地においては、今回の法律に基づいてできる、憲法の許容される範囲で国としてのなすべきことをやっていく必要があるのではないかとこのように思っております。

○吉岡吉典君 憲法制定議会で議論からいっても、それからここまでさかのぼらなくても自衛隊法制定時の議論からいっても、自衛隊が海外にこういう形で出かけることというのは考えられない。

P K O法が提起されたときに、僕はなぜP K Oを自衛隊法三条の本則に入れられないのか、雑則みたいなところで、雑役でもあるまいし、どういうわけかと言って聞きました。憲法九条との関係で本則には織り込めませんという説明でした、そのときに、自衛隊の本来の任務として憲法九条との関係でそこに織り込めない、だから雑則の中で設けてやるしかないという説明。したがって、これは十年前の説明を見てもそんなんです。

そうだとすれば、そういう日本で最大限に役立つためにはどういふことをやるかということに我々は研究しながら、今のような問題、私は憲法をめぐるいろいろな意見の違いがあることは百も承知です。私の意見だけが国民全部の意見なら極めて簡単ですけども、そうでないこともよく承知しています。しかし、そういう問題は、やっぱり今の憲法のもとでの原理を守る必要がある。これが憲法当時と、最初に言い出したことと現在とは余りにもかけ離れた状態になっている事態というのは、やっぱり国のあり方としては私は正しくないというように思わざるを得ません。

いずれにせよ、私は、二十一世紀の冒頭が、日本の自衛隊が常時至るところで行動を展開するというふうな日本になるのではなく、もう一回ここで二十一世紀の日本はどうあった方が一番いいかということ、それこそ熟慮していただきたいなということ、大臣のその所信を一言お伺いして終わりにします。

○委員長(武見敬三君) 大変申しわけございません。時間になってしまったので、次の質疑者に移らせていただきます。

○大田昌秀君 最初に外務大臣と防衛庁長官に沖縄についてのお考えを伺いたい。恐らく、こういう質問をしますと奇異にお感じになるかもしれませんが、実はこれは非常に基本的な問題だと私は考えます。

それには背景がございまして、沖縄県民は、去る沖縄戦で、本土の四十六都道府県のすべての犠牲者を合わせたよりも、その二倍以上の犠牲者を出しているわけなんです、この沖縄の当時の総人口は約四十三万から四十五万ですけれども、沖縄を守っていた日本軍は、地元から動員した防衛隊も含めまして約十一万程度。ところが、その小さな島にどれだけの米軍が押し寄せたかといえますと、延べにしますと五十四万八千人といひ、総人口をはるかに上回る数の軍隊が押し寄せてきているわけです。ですから、だれが見ても軍事的に、正常な人が見れば到底勝ち目のない戦争だったわけですが、あえてその戦争をやった。

その理由は、本土の防衛体制が当時六〇%しかできていなくて、できるだけ沖縄に米軍をくぎづけにして、その間に本土の防衛体制をきちっとしようということがあったというのが大本営の記録なんかに出てくるわけなんです。ですから、そういった意味で沖縄の人々は今もって、沖縄県民は日本本土防衛のための防波堤にされてしまったという、そういうことを言うわけなんです。

ところが、その太平洋戦争末期に、当時の元総理の近衛さんを仲介にして連合国に和平を交渉したわけなんです、そのときに近衛さんは、今問題になっております北の方には北方領土を切り離し、南の方は琉球諸島を切り離して、日本の戦後の領土というものは四島だけ、固有の領土四島だけに限定したいという条件を出しておられるわけです。

それから、一九五一年に平和条約を結ぶ段階になりますと、当時の吉田総理は、西村条約局長に

対して、沖縄の主権を日本にとどめるのは望ましいことだけれども、アメリカが基地として欲しいからバミューダ方式でアメリカに貸与するという条件として書き入れるようにということを示したという記録があるわけなんです。バミューダ方式といいますと九十九年になるわけです。そして、今問題になっております普天間飛行場のかわりになる基地を名護につくろうとしているわけですが、この基地についてアメリカの国防総省が書いたのを読みますと、すべての構造物は運用年数四十年、耐用年数二百年になるようにつくるということが明記されているわけなんです。

こういったことを考えると、早稲田大学の総長、大浜先生は沖縄出身の方ですが、この方が、安全保障問題というのは国家にとって非常に大事なことは当然わかってくれるけれども、少なくとも領土の一部を切り裂いて外国の軍隊にそのために提供するということは理解に苦しむ、恐らく沖縄以外のどの都道府県をも政府は切り離すことはしなかっただろう、また仮に切り離した場合に日本国民はそれを許さなかっただろうという趣旨のことを書いて批判しておられるわけなんです。

ですから、今の沖縄が抱えている問題というのも実はそこにあります、政府の沖縄に対する見方、つまり沖縄を不可分の領土と考えておられるかどうか、それとも異質の領域とお考えになつていざという場合ならいつでも切り離したいところと思っておられるのか、その辺を伺いたい。

その関連で質問しているわけですので、率直に外務大臣が沖縄をどうとらえておられるか、簡単に結構でございますから。

○国務大臣(田中眞紀子君) 先ほどの吉岡先生といい、大田先生といい、私は中谷長官と、私の方が世代が上ですけども、それでもお二方に比べて本当に若輩の私たちがこうして過去の経緯を教えていただけること、本当にありがたいことであると思います、光栄だと思っております。そして、お答えをさせていただきますが、私は

切り離していいなんて全く思っておりません。ただ、本当に沖縄の自然、一般の観光客を入れるだけではなくて自然、それからまことにユニークな文化があるということ、それから大変心が温かく、誇りを持っている方たちがいらしてくださるということ、同じ日本人としてうれいことであると。文化の多様性というものは民族の誇りであると思っております。そして、議員になりましたからヌチドゥタカラという言葉をおっしゃいました。この心、沖縄の心をわかっていかないとはいけません。

ところが、本当に私が何度か伺って沖縄がすばらしいと思っております、やはり現実は今、大田委員がおっしゃったような実態、七五%以上の在日米軍の施設が日本の全面積の二%に満たないところに集中しているという現実、そして安全保障のことについて、私たちは本当にもうアメリカにすべて一辺倒ではなくて、私たちも自立して、私はいつも受益と負担と、ベネフィット・アンド・バードンということは外国でも言いますし、日本でも家庭でも申しております。

そうしたところで、私たちが負担をするときは一極集中でいいとは思って思っておりません。一人一人が自分のことは自分で守る、そしてどのような恩恵を自分が受けるかと、喜びを受け取るためにはやはり負担が必要であるということ、思っております。ただ、なかなかへなちょこのためにこれが、何といえますか、力不足でございます、うまきは、急転直下解決もしませんし、議論をしながら、民主的な手続を経ながら合意を得ていくということがこの政治の困難さであるというように非常に強く感じております。

○大田昌秀君 防衛庁長官、いかがですか。○国務大臣(中谷元君) 沖縄は間違いなく日本だと思っておりますし、私、高知県ですけども、沖縄は高知県と非常に風土が似て、南国で開放的なところもございまして、最近では沖縄県の方が発展をして、高知県の方が非常に過疎に悩んでおりますけれども、非常にそういう意味では愛着を感じ

じております。

一方、安全保障的には、私も自衛官のときに戦史を学ぶために四日ぐらい沖縄の戦闘を一カ所一カ所、ここであらうことが起こったかということとその地点、地点で学ばせていただきました、非常に悲惨な戦闘が行われて、住民の方々が命を落とされ、まさしくその平和のとうとさを教えていただいたというのは沖縄でございます、また二度とこのような悲劇を繰り返してはいけないという強いものを沖縄から学ばせていただきました、今後ともこの沖縄から学んだことは大切にしていきたいというふうに思っております、非常に、その後二十七年にわたって米国の施政下の中で基地問題において県民の皆様方が非常に苦しんでおられるというお気持ちも理解をいたしてあります。

今後につきましては、普天間の飛行場を初めとするSACO問題等も着実な実施によって沖縄の基地問題の解決に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○大田昌秀君 個人的な文化がいろいろあるいは自然がきれいとかという、そういうことを抜きにいたしまして、今問題になっているのは安全保障問題、基地の問題でございますけれども、みずから平和と安全を守るというために安全保障条約が必要だとか地位協定が必要だとおっしゃりながら、みずからはその負担をしようとはせずに、弱い立場に置かれていて、一方的にその負担を押しつけるやり方というのはいかがなものかというふうに思うわけです。

沖縄には、他人に痛みつけられても眠ることはできるけれども、他人を痛みつけては眠ることはできないという言い伝えがございますけれども、そういった沖縄の心からしますと、今の日本の本土の皆さんが、先ほど来お話しになっております、七五%の基地を沖縄に置いて平然としておられるというところ、そしてこの五十六年間に、ほとんど全く改善が見られないということに対して、放置しておられるということについては大変理解に苦し

む点だということを申し上げておきたいと思ひます。

それじゃ、質問させていただきます。
防衛庁長官、これは防衛施設庁長官でも結構ですけれども、駐留軍用地特別措置法というのはどういう法律ですか。この法律は日本本土で適用されておりますか。

○国務大臣(中谷元君) この法律は、日米地位協定を実施するための駐留軍の用地に供する土地の使用、収用に関する手続を一般的に規定した法律でございます、過去にも本土において適用された例もあるとおり、この適用対象は沖縄に限られるものではないというふうに認識をいたしております。

○大田昌秀君 私の理解するところでは、一九六一年以来本土では一度も適用されてないと思ひます。ところが、沖縄では既に何回か適用されておまして、とりわけ非常に悪い方向に法律がかかわっております。

私は、戦後沖縄の最大の問題は、土地の強制収用の問題、すなわち個人個人の私有地、とりわけ農民の土地を強制的に政府が取り上げてこれを外国の軍隊の基地に提供することあるいは自衛隊の基地に提供すること、そういうことをやっていることが戦後沖縄最大の問題だと見ております。そういう意味から、この法律については日本弁護士連合会も憲法に違反する疑いがあるということ、すなわち前から指摘してございます。特に、沖縄だけに適用されているということにつきましては、憲法九十五条の問題にも違反するのではないかと、これは日弁連もはっきりと指摘しております、また多くの方々が指摘している点でございますので、そのあたりぜひ御理解いただいて今後の改善策を講じていただきたいと思います。

さてそこで、いま一つ、テロ問題とも関連いたしますけれども、覚えていらつしやるかもしれませんが、一九六九年の七月に、沖縄の本島にありますが知花薬庫というところでガス漏れ事故が起

こりましてサリンが漏れまして、そしてアメリカの兵隊が二十四名被害を受けて入院したというそういう事件がございました。現地米軍はこれを極秘にしたわけですが、アメリカのウォール・ストリート・ジャーナルがこれを暴露いたしました、そして大騒ぎになって、結局、沖縄が復帰する直前の一九七一年の一月から九月十日までに約五十八日間かけてこの生物兵器、毒ガス兵器を太平洋上のジョンストン島に移したわけですね。

当初は、これはオレゴン州とワシントン州に移すことに決まっておったわけですが、両州の知事とかあるいは市民団体が猛烈に反対して裁判に提訴しまして引き受けられないことになって、それでジョンストン島に移したわけでございますけれども、この沖縄から移した、ジョンストン島に移された化学兵器とか生物兵器というものが昨年の十一月にやつと処理を終えたという、そういう記録があるわけです。

さてそこで、日本は非核三原則というものを守っているというところをおっしゃっておりますが、事沖縄に關しましてはこの非核三原則も適用されてないというところは、四、五年前に明らかになったあの若泉敬さんの「他策ナカリシラ信ゼムト欲ス」という本、すなわち核密約について御本人が体験したことを書いている本ですが、それを見て沖縄にいままだ核があるんじゃないかというところが、世論調査するたびに六割から七割の人たちがそういうふうに見ているわけなんです。

そこで、仮に、核は、あるないというのは先ほど来の午前中の防衛庁長官の答弁でもアメリカの政策として明確にしないという答弁がございましたけれども、午前中に劣化ウラン弾の問題が、ちよつと出ましたけれども、御承知と思いますが、沖縄の方では劣化ウラン弾で誤射したと、間違つて射撃したということで、何千発かの劣化ウラン弾が島島という島で演習のときに誤射されたという経緯がありますが、これもまだ回収されてないという理解しております。

こういう問題を含めて考えるときに、化学兵器

とか生物兵器について、アメリカとの間に、例えば在日米軍基地の中にこういった種類の兵器というのを持ち込まないというような特別の取り決めがございますか。いかがですか、防衛庁長官。
○国務大臣(中谷元君) これは運用の問題になりますので、外務省の担当の方、おられたらお答えいただきたいんですが。

○大田昌秀君 時間がありませんので結構です。次の機会にぜひ教えていただきたいと思ひます。もう一つ伺います。

沖縄は、面積からいっても日本の国土面積の〇・六%、人口からいっても一%足らずです。そういうところ、在日米軍専用施設の七五%を置いていて理由は何か、防衛庁長官。

○国務大臣(中谷元君) 地理的な関係でハワイとかグアムからよりも日本を含む東アジアの各地域に米本土から近いために、この地域において緊急な展開を必要とする場合に迅速な対応が可能であるということとともに、我が国の周辺諸国との間に一定の距離があるため縦深性を確保できるという地理上の利点を有しております。このことが即応性と機動力を持つて緊急事態への第一次的な対応を担当する海兵隊を初めとする米軍が沖縄に駐留する主な理由というふうに考えております。

○大田昌秀君 この問題を持ち出すと、もう異口同音に今おっしゃるようなことを言われるわけです。すなわち、地政学的に非常に便利な場所に占めているからといいますが、これはアメリカの軍事専門家たちの論文を私は可能な限り集めて読みましたけれども、全く違うんですね。

例えば、北朝鮮が脅威だということであれば韓国に在る米軍をふやした方がずっといいとか、あるいは北九州の方がはるかに地政学的にはいいということ言われるわけなんです。それから、マイク・モチツキさんあたりの説を読んでも、今の緊急の問題についても、沖縄の海兵隊は千六百人でいいと、多くて五千人で十分に対応できると言っているし、そのほか、グアムやハワイの知事なんかは歓迎したいと言っているわけなんです

ね。ですから、そういう意味で、地政学的にこの問題を説明するのは到底納得できません。

さてそこで、政府は普天間の問題につきまして、SACOの最終報告案、つまり最終案を着実に実行することが沖縄の基地の整理縮小に結びつくということを繰り返しおっしゃっております。しかし、SACOの最終案というのはどういう案ですか。例えば、飛行場の滑走路の長さはどうなっていますか。そして、今政府が考えている案はどうなっているんですか。その整合性はどのようになっているんですか。

○国務大臣(中谷元君) 最終案で合意されたことは、約五千ヘクタールの返還が実施された場合に、その割合が現在の占有パーセントの七五%が七〇%になるということ、沖縄に所在する米軍の地域が、施設・区域が沖縄県の面積の約一〇%を占めておりますが、返還が実現された場合には八%になるというようにございいます。

○大田昌秀君 今お聞きしましたとおり、仮にSACOの二十一の施設を返すというようなことが全部実現したとしても、依然として在日米軍の専用施設の七〇%が沖縄に残るということになるわけですよ。これはどこから見ても不当なやり方だと思いませんか、いかがですか。外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 過去のSACOの問題については私もレクチャーを受けて聞いておりますけれども、数字の上からいくと当然納得がいかないというふうに思いますが、しかし、なかなか政権が安定しないものが次々に続いてきたということもあると思いますけれども、やはり正面からこの問題に集中的に顔を見て、目を見て討論するような状態が続いてきていないのではないかと、いうことを率直に私は認めざるを得ません。

○大田昌秀君 防衛庁長官は先ほど御返事いただけなかったんですが、今、普天間のかわりになる基地を沖縄本島の北部に建設しようとして計画されているように見えますけれども、知事選挙のときに、海上基地は沖縄県民が望んでおりませんという県

民投票を踏まえて、私は反対いたしました。そうしますと、現在の知事も、選挙のこともあったんではないけれども、海上基地はつくらないということとを公約にして、そして陸上の方に軍民共用の基地をつくるということとを公約にしたわけですね。

ところが、軍民共用の飛行場をつくることになりまして、滑走路の長さがどうしても二千メートル以上にならぬといかぬわけですよ。そうすると、SACOの最終案は、滑走路の長さは千三百メートル、そして前後に百メートルずつの緩衝地帯を設けるということがSACOの案でございまして、しかも、SACOの案はシーバースドファシリティーということで海上基地となっているわけですよ、陸地とはなっていない。それから、埋め立ての問題なんかは全くないわけなんです。それを今、埋め立て案なんかが出てくるわけなんです。

先ほど私が伺ったSACOの最終案と、今政府がなさろうとしている、計画されている案というのは、SACOの見直しをしないままにそれが実行可能ですか、いかがですか。

○国務大臣(中谷元君) SACOの実施につきましては、沖縄の知事さんや地元自治体の首長さん、そして政府と話し合いをいたしながら実施しているわけでありまして、普天間の飛行場の代替施設については、平成十一年末の閣議決定において、地元の要請を踏まえて軍民共同飛行場を念頭に整備を図るということで、面積と滑走路の長さがふえた部分がございまして、SACOの最終報告における普天間飛行場の移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性とか自然環境に配慮した最小限の規模とするの方針が示されたところでございまして、SACOの最終報告の趣旨に反するものではないというふうに考えております。

○大田昌秀君 これはちよつと、防衛庁長官がそうおっしゃるのはちよつと理解に苦しみます。これは全く違うと思います。埋め立て案とかSACOにはないわけですから、ですから、そこはぜひ

御検討いただきたい。

時間がありませんので、最後に一言だけ申し上げますが、今、沖縄は雇用問題が大変深刻になっておりまして、日本全国の失業率の二倍以上の失業率を持っております。そういう意味で、抜本的に雇用問題を解決する上で、我々としてはどうしても基地を返してもらわないと雇用問題は解決しない。

なぜかと申しますと、基地は実は雇用に向いていないわけなんです。とりわけ、沖縄の場合は演習を中心とした基地になっているものですが、軍事基地は雇用に向いていない。我々が試算したところ、かつて基地であったところを民間が活用するようになると十倍の雇用が確保できるという計算、試算が成り立っているわけです。これ、具体的に例を申し上げたいわけですが、時間がないので省きますが、いずれにいたしましても、日本本土の米軍基地の場合、沖縄と一ヘクタール当たりの雇用を比較しますと、日本本土では五倍の雇用をしているわけですよ、米軍基地で、同じ面積で。

そういったぐあいに、いろんな意味で沖縄側に不当な不利なやり方が出ておるものですから、この辺の問題も、雇用の抜本的な解決を図るためにはどうしても今の問題なんかについても御検討をいただいて……

○委員長(武見敏三君) 時間ですので、まとめていただきますと思います。

○大田昌秀君 特に、きょうは厚生労働省の安定局長からその点についても伺いましたかったわけですが、ぜひとも真剣にこの種の問題を検討していただきたいと思います。

○田村秀昭君 自由党の田村でございます。外務大臣と防衛庁長官にちよつとお尋ねいたします。

今回、このテロ事件で、無原則、なし崩し的に自衛隊を海外に派遣する。集団的自衛権はあってもその行使は憲法上許されないという立場を貫いておられる。どうして、これ、そういう今までの

憲法解釈を変更しないで自衛隊を海外になし崩し的に出すのか。そして、NATOはテロ事件の二日後に集団的自衛権の行使を明言して既に軍事行動に参加している。なぜ日本はきちつとしないのか、正々堂々とやらないのか、それが一点。それから、総理は、テロを撲滅すると言っておられる、断じてテロは許されないとおっしゃっている。にもかかわらず、危ないところには行かない、後方支援で、戦闘区域じゃないところで後方支援をやる、武力行使はしない、そういうことでテロは撲滅できるのか。命がけで飛行機に乗ってビルに突っ込んできた人たちに、そういうようなことで撲滅できるのかどうか。もっと腹を据えてきちつとやらないとだめなんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(中谷元君) なぜ限定的かといいますが、憲法を改正しないからだというふうに思っております。現行憲法は、これまでの国会での議論の積み重ねがありまして、武力行使をしない、また、集団的自衛権は行使しないというように現行解釈をされておまして、やはりこういうことを変更するならば、しかるべき手続をして国民の皆さんの合意のもとに憲法を改正をする必要があるというふうに思っております。

また、この限定的な使用という面では、活動する地域は戦闘行為が行われていないという地域に限っておりますし、武器の使用におきましても、法律によって定めた制限のもとに、隊員の安全確保に関しては支障がないように武器の使用権限等をこの法律によって明記をしたつもりでございいます。

○田村秀昭君 いや、それでテロは撲滅できるんですか。それを聞いていますよ。外務大臣にもお尋ねします。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今回のテロ特措法を成立せしめる前からのずつとの段階でそうした議論は繰り返しておりますので委員御存じだと思いますけれども、テロを撲滅しないで、では、こうしたことも一切何もしないで放置していれば、現

在の段階でテロがこの地球上から根絶してなくなるといふ保証はどこにもありません。したがって、我が国は武力行使と一体化しないで、今の憲法の範囲内で何ができるかということをお議論いただいで成立したのがあの新しい新法でございまして、その中身には、あえて申し上げるまでもありませんが、協力支援活動であり、それから遭難者の捜索救助であり、被災民の救援であります。

それと、先ほど委員はNATOのことをおっしゃいましたが、NATOの加盟国はそれぞれの独自の判断で行動しているということを申し上げます。

○田村秀昭君 私は、そのようなことではテロは撲滅できないと明言してもよろしいと思います。できることしかやらないと。もつと政治家が、法、律家じゃないんですから、政府解釈を変更して、さちつと新しい戦争に、これは戦争ですから、戦争に対処できる体制を整備するべきなのが政治家家に与えられた、政府に与えられた責務だと思えますけれども、いかがですか。

○国務大臣(中谷元君) この点での憲法議論というのは今まで非常に自衛隊の発足以来続いてきておりますが、この解釈によって運用するというやり方のもう限界に来ているのかなという気がしているわけですが、ある程度憲法の文章を見ましても、私自身も本当に解釈をするのが難解な感想を持っております。

したがいまして、国民の皆さんが合意をするために、やはりこの憲法の問題に真剣に取り組んで、解釈の変更によつてするのではなくて、やはり憲法を改正するという手続をとつて、できることとできないことを明確にして、だれが読んでも明快に理解できるような憲法に基づいて国のこういった活動においてはその根拠を定めるべきだというふうに思っております。

○田村秀昭君　憲法解釈を変更するだけで済む話じゃないですか。憲法改正になるといろいろな手続等があるので時間がかかるけれども、政府が今までの解釈を変更するって言えばそれで、内閣総

理大臣が決心すればそれで終わりの話じゃないですか。そうすれば、堂々と出ていけるじゃないですか。何で、今までと違った形の戦争が起きていくのに、同じような形で対処しようとするんですか。

○國務大臣(中谷元君) 私もこの国会に学ぶ者として、憲法というのは国の法秩序の根幹でありまして、憲法学者また我々の先輩、また官僚の皆さんが、マスコミの方もそうだけれども、参画をして、その憲法九条については、過去五十年余りにわたる国会で議論をしてその積み重ねがありますので、その解釈があしたから違うということについては国民の合意が得られないのではないでしようか。

やはり、これまで議論してきたものを十分に尊重をして、その上で考えていかなければ、それこそ法律に対する信頼が低下するのではないかと、うふうに思っております。

○田村秀昭君 政治家が自分で責任をとるといふ決意がないからそのような答えしか出てこないとい私は思っております。意見の相違というか、きちつと自衛隊を海外に出すときには正々堂々と出すべきだと。

それで、まず出すさなないの議論ばかりだったんですが、今自衛隊は任務を遂行するために海外に派遣されようとしているわけですね。そういう態勢とか環境とかというのは十分に整えられているんですか。名譽や誇りが与えられているんですか。

安全なところというのは自衛隊が出ていくところじゃないですね。危険だから出ていくわけですね。そういう危険なところに出ていく、危険じゃないと内閣総理大臣は言っているけれども、危険じゃなかったら自衛隊じゃなくていいじゃないですか。自衛官は危険なところに立ち向かうために百年二百年温存する、訓練をする組織だと私は思うんですね。だから、平和なときに役立つ人は自衛隊には要らない。有事のときに役立つ人がいればいい。

そういう隊員に名譽や誇りが与えられているんですか。今度出ていったら勲章をもらえるんですか。何か、自衛官は、息子は教育費はゼロだとか、そういう特典があるんですか。今までと同じじゃないですか。それで何の価値観もなく、自衛隊というの、自衛官というのは犬や猫じゃないんだから、出ていくんですか。あなたも自衛官の出身だからわかると思うけれども、余りいいかげんなことをしてもらいたくないと。

○國務大臣(中谷元君) 自衛官出身の田村先生のおっしゃることはもつともでございますが、しかし、私も自衛官の名譽のために言っておきたいことは、自衛官というのはこれまで黙々と非常に忍耐を持って勤務をしてまいりましたけれども、決して勲章が欲しいとかお金がいただけたとか、そういうふうなものだけで勤務していたのではなくて、やはり国民の皆さんから信頼をされて、そして国民の皆さんに喜んでいただくということを最大の誇りとしてやってまいった部分もございます。

当然、田村先生のおっしゃるとおり、そういう名誉やまたお金の面の充実は図っていかなければならぬと認識をいたしております、その部分についての努力は全力でやっておりますと思いますので、今後とも御支援をよろしくお願いいたします。

○田村秀昭君　ぜひ名誉と誇りを与えて崇高な任務につくという、そういう環境を政治がつくらな
い限り、自衛官は黙々として任務に励んでいるわけですから、そこをきちつとするのは政治だ
と私は思いますので、よろしく防衛庁長官としても頑張っていただいたいというふうに思いま
す。

ちよつと時間早いですけれども、私は、大分時間たつておりますので、これでやめさせていただきます。

○委員長(武見敬三君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十分散会

第四号中訂正

ヘーゲル 段行原文 訂正文

三	この当時	レーガン政権
四		
一四	日本に湾岸戦争	日本に軍事的
一五	のときに軍事的	

第四号中正誤

ベシ 段 行 誤 正
三 四 二 外向的 外交的

第四部

外交防衛委員会會議録第六号

平成十三年十一月八日

【参議院】

平成十三年十一月十六日印刷

平成十三年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局